

「2019年度調査研究活動実績報告書」

県民の会 坂本 茂雄

本年度の政務調査研究に関する主な活動の実施状況は以下のとおりである。
詳細は、別添別紙にて報告。

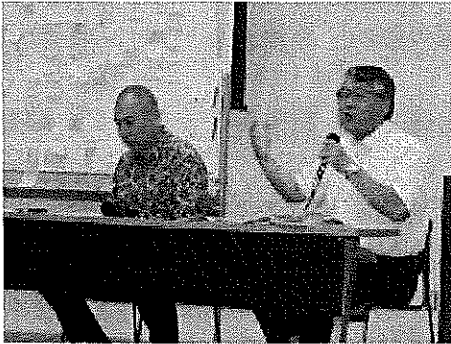
- 1 南海トラフ地震等災害対策の調査研究について
 - (1) 地区防災計画制度について
 - (2) 避難行動要支援者対策について（議会質問に反映）
 - (3) 地域防災・災害ボランティアについて
 - (4) 防災教育について
 - (5) 阪神淡路大震災以降の大震災から学ぶ
 - (6) 豪雨災害について
 - (7) 避難行動・避難所のあり方について（議会質問に反映）
 - (8) 事前復興について
- 2 教育・子育て支援・児童虐待予防の調査研究について
- 3 生きづらさの課題の調査研究について（議会質問に反映）
- 4 雇用・労働問題の調査研究について
- 5 都市計画道路「はりまや町一宮線」の調査研究について
- 6 男女共同参画の調査研究について
- 7 人権尊重・差別解消の調査研究について
- 8 反戦・平和・憲法擁護・脱原発の調査研究について
 - (1) 反戦・平和について

- (2) 憲法擁護について
- (3) 脱原発について（議会質問に反映）
- 9 病院企業団議会調査研究について
- 10 バリアフリーツーム調査研究について
- 11 新型コロナウイルス感染症対策調査研究について（議会質問に反映）
- 12 議会のあり方の調査研究について
 - (1) 議会改革について
 - (2) 議会の災害対応について
- 13 その他

1 南海トラフ地震等災害対策の調査研究について

(1) 地区防災計画制度について

9月24日『自助』の背中を押し、『公助』とつなぐ『共助』の『地区防災計画』で、命を守るために1mmでも前へ」



24日夜は、高知市が開催した「みんなで作る地区防災計画 おらんくの地域防災、バージョンアップ～今の活動を活かす地区防災計画～」講習会にパネラーとして参加してきました。

下知地区減災連絡会では、下知地区の地域防災力を向上させるため、2014年度より3年間かけて内閣府・高知市のモデル事業として、「下知地区防災計画」を策定しました。

昨年は、この地区防災計画を高知市内の防災会でも策定する動機付けになればと言うことで、講習会が開催されてきましたが、今年は、「うちの地域でも地区防災計画をつくってみたいが、具体的に取り組むとなると」と多少躊躇している地域が一步踏み出せればということで開催されました。

参加者も申し込み予定者を上回っての参加があったようです。

下知地区でアドバイザーをしていただいた跡見学園女子大学の鍵屋一先生の講演に加えて、後半では、実際に策定に携わって頂いた高知大学の大槻先生や、策定した地区の代表として私も加えて頂いて、座談会を行いました。

鍵屋先生の講演から少し引用させていただきます。

▼人には正常化の偏見があり、自助に任せるだけでは、多くの被害が発生する事は、これまでの災害の教訓として明らかになっている。正常化の偏見を乗り越えるためには、子どもには防災教育、おとなには地区で防災計画を作成し、教育、訓練、検証を行っていくことが大事であり、その意味からも地区防災計画を策定していくことが大事。

▼市町村職員のみなさん、地域防災計画（公助の計画）だけで、住民の命を守れますかと問いたい。

▼住民の命を守るための、「近所の計画」である地区防災計画を作ることが必要。地区防災計画にはいろんな形があって、津波避難計画だけ、避難所運営だけ、安否確認計画だけでも良くて、共助で一緒に助かる魂があれば良い。そこからレベルを上げていくことが大事。

▼全国的に策定された地区防災計画の事例があるが、和歌山県田辺市文里地区の地区防災計画では、「文里津波避難のルール」は住民の意見を集約して、策定したものである。それは、検討過程で集約された4つの言葉に象徴されている。①地震だ5分で家を出る②みんな避難をあきらめない③声掛け合って進んで逃げろ④自分が助かる範囲で人を助けよう。

今後の取り組みの継続によって、地震の揺れを感じたらこの避難ルールのスイッチが入るといふ、津波で犠牲者を出さない地域社会を築いていくことが確認されている。

しかし、四六時中避難のことを考え生活することはできない。普段の生活の中で気軽に声掛けができる関係づくりが大事と言うことで、防災活動だけではなく夏祭りやランドゴルフ大会、趣味の作品展などの親睦活動も広がっているということで、まさに防災もコミュニティーづくりである。

▼まさに、このことは、私たち下知地区が地区防災計画策



定の中で到達した「災害に『も』強いまちづくり」と共通するものだと考えさせられました。

座談会では、いろいろ皆さんから出された「地区防災計画を作るときの不安」や「地区の防災上の心配事や課題」で出されたものをどのように地区防災計画で解決していくことができるのか、そんなことなどについてフロアとの意見交換もさせていただきました。

私も参加者を増やすことの工夫や、地区防災計画をつくって良かったことなどについて、コメントさせて頂きました。

改めて「地区防災計画の意義として個人任せにしてはなかなか進まない自助の背中を押す共助の計画であるし、公助とつなぐ共助の計画である」という意義を改めて確認させて頂いた講習会となりました。

これをきっかけに、ぜひ地区防災計画が高知市内のあらゆる地域で取り組まれてた行くことを期待したいと思います。

10月22日「長野・長沼『地区防災計画』と避難行動要支援者のしくみ」

朝日新聞29面、「水害時 あなたの足になる」との見出しの記事に、千曲川の決壊による浸水地区の長沼地区で住民同士が避難の声をかけあって避難した内容が記されていました。

堤防が約70メートルにわたって決壊した長野市を流れる千曲川の濁流が流れ込み、浸水した地区では、台風接近に合わせ、住民らが互いに声をかけ合って避難をしていたが、それでも取り残された人たちがいて、犠牲者が2人出たことを悔やんでいます。

その際、水害が起きそうなときは避難所へ連れて行くというルールがこの地区にはあったということが書かれています。

死亡が確認された男性は、災害時に声をかける要支援の対象であり、担当者が直接、家に行って避難を呼びかけたものの、「いざとなったら長男に連絡するから大丈夫」との返答だったとのことでした。

自治協議会長は「小さい頃からこの辺は水害に弱いとたたき込まれてきた。大規模な台風だったので早めの判断が出来て良かった」と振り返る一方、「連絡を回したけど、安否確認がうまくいかなかった。それがとても悔しい。次に生かさないと」と記事にはありました。

そして、記事にあったのは「内閣府の地区防災計画モデル地区」として、地区防災計画を策定していたということです。

長沼地区は、長野市の北東部にあり、地域人口はおよそ2400人、900世帯が暮らしており、千曲川と浅川に挟まれている地域で、さらに当地域のすぐ下流には「立ヶ花狭窄部」と呼ばれる千曲川のボトルネックとなる土地があり、上流で大雨が降ると長沼周辺に流水がたまってしまうという特色があるため、古くから常に「水害の恐怖」と闘ってきた歴史を持つ地域だそうです。

災害リスクの大きさに危機感を抱いている地域住民によって2年かけて作られていた「地区防災計画」で、要配慮者等支援も書き込まれ、記事には、日頃から「心配しなくていい。俺たちが、あなたたちの足になるから」と繰り返し、担当者が遠慮がちな要配慮者に声かけをしていたとあります。

残念ながら2人の命を守れなかったかもしれないが、地区防災計画があり、避難行動要支援者の支援の仕組みがあったからこそ守れた命も多かったのではないのでしょうか。

11月28日「『地区防災計画』は自助と公助をつなぐ共助の計画」

地区防災計画学会事務局から、室崎会長が、KDDI 総合研究所が出している雑誌「Nextcom」のインタビュー記事で取り上げられているからとの記事紹介がありました。

この雑誌に「学会長に聞く」というコーナーが新設されて、最初が室崎会長だったとのことでした。内容も、「地域のコミュニティーレベルでの防災計画作りを専門に研究している学会がある。会

員は研究者に限らず、行政や地域の代表など、旧来の学会にはない幅広さに特徴がある。」との紹介に始まり、「地区防災計画」のことが、分かりやすく紹介されていて、参考になります。

「学会設立の背景 ～地区防災計画制度の新設～」は、「これまでの被災経験から、力を合わせて助け合うことの大切さを学び、自分や家族を守る行動（自助）や、行政機関による災害対応（公助）の限界を補うには、地域コミュニティで助け合う共助や互助の仕組みが重要だと気付かされた。2013年に災害対策基本法が改正され、地域コミュニティが主体となって作成する地区防災計画の制度ができた。この制度を理論的にも実践的にも応援する支援組織として、2014年に地区防災計画学会は創設された。」と説明されています。

「学会が果たす役割 ～多様なつながりを生み出す～」として、まず、「行政とコミュニティ」のつながりとしては、「地域コミュニティが作る地区防災計画とは別に、地域行政が作る地域防災計画があり、形式上、地域コミュニティが作った地区防災計画を行政が作った地域防災計画の中で認める形になっており、これには「取り組みを応援します」という行政からコミュニティに対するメッセージが込められている。」

次に、「コミュニティ内のつながり」として、「地域住民のみならず、企業や学校など、その地域に関わる全ての人々が地区防災計画作りに一緒に取り組み、積極的に連携が取られるようになった。」

そして、「専門家とコミュニティ」のつながりは、計画策定の「中心はあくまで地域のリーダーだが、専門家が後ろから支えることで地区防災計画はより信頼性の高いものになる。研究者も大学の研究室にいただけでなく、ノウハウや知恵のある現場に学んでいく。」とあります。

「展望と課題 ～多様な解決策を関係者全員で探っていく～」については、「防災に関する理論には、まだ確立されていない部分が多くある。『安全のための人間の営み』を見つめ、理論として組み立てていく。地域ごとに解決策は異なるのであって、個別のアイデアを一般化することは困難。大切なのは、地域の持っている資源を活用し、地域の状況に応じて確実に安全が守れる方法をみんなで見つけ出すこと。」そして、「そのためにも、なるべく多くの事例を集め、本学会はそれらを集約し、広めていく場所でもある。」と述べられています。

そんな意義と課題解決の展望を見いだせるような「地区防災計画」が現在の4000地区にとどまらず、全国の津々浦々に、広がっていくことが頻発する自然災害に対して、災害に「も」強い地域のつながりができるのではないのでしょうか。

（2）避難行動要支援者対策について

5月24日「『要配慮者支援対策』など難易度高い取り組みに向き合う」

オーテピアで開催された第20回県・市南海トラフ地震対策連携会議を傍聴し、本年度から3年間で進める14分野について県・市の取り組みについて意見交換し、難易度の高い「臨時情報への対応」「要配慮者支援対策」「長期浸水対策」の3つの課題を中心に取り組みの加速化を図ることが確認されました。

中でも、災害時要配慮者支援対策では、県もその対策に特化した災害時要配慮者支援室を設置するなど重点的に取り組もうとしています。

市町村には、避難に支援が必要な人の名簿作成が義務付けられ、本人の同意があれば名簿を自主防災組織などに提供し、個別に避難計画を策定できることとなっていますが、県下では、名簿の提供率が60%、個別計画の策定率が10%で、高知市の策定率は2.5%にとどまっています。

今年度、県は、県内5自治体（安芸市、香南市、土佐市、須崎市、宿毛市）のモデル地区で策定率アップのノウハウを集める取り組みを行うこととしています。

また、南海トラフ地震の可能性が高まった時に気象庁が発表する臨時情報に関しては、県が6月末までに作成する手引書を基に、市町村が具体的な実行計画を策定していくことなども確認されています。

そして、長期浸水対策も、高知市の救助・救出計画を策定しその基本方針に沿った対策への支援が強められていくこととなります。

他にも「津波避難対策」「避難所対策」「医療体制」「遺体対応」「廃棄物対策」「事業者の震災対策」「防災関連産業」「応急仮設住宅対策」「火災対策」「住宅・建築物の耐震化」「防災教育」などの進捗管理と、向こう3年間の取り組みが報告されました。

地域では、これらの取り組みを、どのように地域の取り組みに落とし込んでいくのかが、問われてくることとなります。

6月21日「避難行動要支援者対策は、公助と共助の連携で策定過程を丁寧に」

今朝の高知新聞「地震新聞」は、「避難行動要支援者対策」の特集になっています。

要支援者一人ひとりについて避難方法を事前に決める個別計画の策定の困難さが伝わってくる特集になっています。

県全体の策定率は、11.9%と低迷しているというが、知事自らが「長期浸水対策や避難準備情報対応などと並ぶ難易度の高い取り組み」と常々口にしていただけあって、公助が共助と連携して取り組むことの本気度が問われるものであると言えるのではないのでしょうか。

それは、単に短期間で策定率を高めるというものではなく、策定過程で、行政の防災部局だけでなく、福祉や医療部局、地域の社会資源も一緒になって、共助力を高める取り組みとして連携して向き合うべき課題だと言えます。

私も、議会の危機管理文化厚生委員会で提供してもらった資料をもとに、状況を聞くと、県下の市町村毎の現状は数字だけでなく、そこには表せない現場の実態が隠れています。

だからこそ、その取り組みを通じて、日常の見守り活動、支え合いの仕組みを地域につくることになるし、いざというときに一人でも多くの命を守ることにつなげなければならないのだと思います。

記事の中でも、高知市初月地区自主防災会連合会の松下会長は、「防災だけでなく、福祉のまちづくりにも資する」と述べられていますが、まさにこのことを通じた「災害に『も』強いまちづくり」にも繋がるのだと思います。

そのためにも、県や市町村は、策定率を高めることだけにあくせくするのではなく、防災会や地域任せにせず、一緒に要配慮者の皆さんと向き合うことが問われていると思います。

私たちの下知地区では、一年間議論を重ね、今年度から名簿の提供を受け取ることとなりました。

その際にも、地域のさまざまな人的資源を活用しながら「名簿提供を受けた防災会は、最初は、名簿と向き合うことで、要配慮者の顔や避難困難性を知ることから始め、全ての対象者の個別計画を策定しなくても、要支援の緊急度に応じて、策定するなど、地域の事情に応じて取り組む」ことを総会で決めました。

地域内にある身体障害者通所授産施設「すずめ共同作業所」の福祉BCP作成と地域の個別計画づくりなども連携させて、策定過程での支援者づくりと要支援者の主体づくり、そして支えあえる地域づくりに繋がるような取り組みを目指していきたいものです。

6月27日「福祉BCPも地域と繋がることから」

地域内のすずめ共同作業所の家族会の皆さんと地域の防災会生が連携する中で取り組んでいる「避難行動要支援者の個別計画を保管する福祉事業所の福祉BCP作成モデル事業」を実施しました。

この取り組みは、福祉BCPの作成に取り組むことから、いずれ地域の防災力共助力を高めながら避難行動要支援者対策にもつなげていくそんな思いで2年目の取り込みに入った勉強会なのですが、予定していた講師の湯井恵美子さん（福祉防災コミュニティ協会認定コーチ）が悪天候のため高知空港上空で引き返すと言う事態になり予定していたワークショップを行うことができませんでした。

しかし、せっかく参加された皆さんで、現状について共有し合うことも含めて約90分間の意見交換会を行いました。

家族会会長からは、避難ビルで階段による垂直避難ができない身体障害の利用者や突然の発災時に避難行動につながらない知的障害の利用者などそれぞれに多様な障害がある利用者たちが、いかにスムーズに短時間で避難できるようになるのか、そのためのSOSカードの作成を始め、これまでの取り組みについて紹介していただきました。

初めての参加者となる高知市障害福祉課の職員さんや県の災害時用配慮者支援室長さんや障害福祉課の福祉BCP担当の職員さん、高知市社協の地域福祉コーディネーターの方々とアドバイザーの高知大学大槻先生や地域の皆さんがつながるきっかけになりました。

家族会のメンバーの方も、避難行動要支援者名簿で情報共有に同意することのためらいや抵抗があったことについても率直に述べられ、そこを一步乗り越えて支援を受けることも必要であり、そのための人と人のつながりづくりのために、人付き合いの関係づくりは時間がかかるものですが、慌てず、あせらず、あきらめず地域の人々と知り合うきっかけづくりをしていきたい。

避難行動要支援者名簿をきっかけにつながりを作ること、高齢者とは違う特有の支援があることも理解してもらい、支援を受けるが、できる事はやっていく。

そうすることで、折り合いをつける。

すすめ共同作業所と地域が繋がらないと、何もできない。

支援者の命をどう守るか、メンバーも職員も守れる仕組み作りを通じて、地域の防災力を上げていきたい。

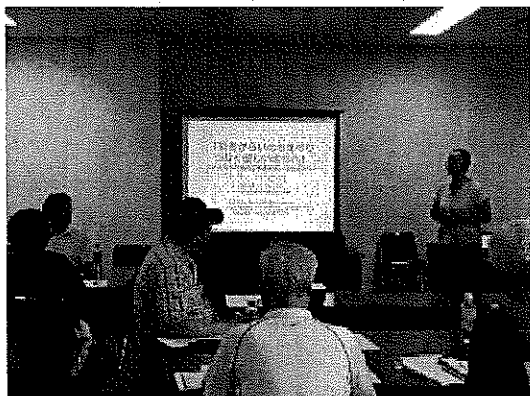
地域では、小さな班から広げていく、知り合いの知り合いから広げていく、地域の中で知ってくれる人に広げていく、そんなことが参加者に共有されたように思います。

また、支援されるだけでなく、支援する側にもなる普段からの顔見知りになり、知ってくれる人を広げたい、そんな思いを地域で支え合いながら作り上げていく。

施設の利用者が、自宅にいるときに被災したら在宅避難になるのかということもあるのだが、孤立はしたくないので、やはり避難所に行きたいとの気持ちがある。

孤立しないサービスをどのように提供できるのか、そんなことも課題として挙げられていました。

7月13日「福祉BCP作成と避難行動要支援者個別計画作成を相互補完で」



昨年来取り組んできた一般社団法人福祉防災コミュニティ協会認定上級コーチ湯井恵美子さんをお招きして、今年度第1回のすすめ家族の会の福祉BCP作成研修会が開催され、共催の丸池東弥生防災会と下知地区滅災連絡会の皆さんと参加させて頂きました。

この取り組みは、「下知地区内の要支援者個別計画のモデル事例策定への支援の仕組み作りと事業者等と連携した福祉BCP作成についての検討」として昨年度の下知地区防災計画のベスト10事業として位置づけ、昨年度に続き取り組んでいるものです。

この間の取り組みの中から、「避難行動要支援者の個別計画を補完する福祉BCP福祉事業所の福

社 BCP 作成モデル」とも位置づけ、県・市の避難行動要支援者対策・個別計画策定の取り組みと連携できればとの思いで、今回は無理を御願ひして、これまでのメンバーに加えて県災害時要配慮者支援室室長、県障害福祉課地域コーディネーター事業所担当チーフ、高知市障害福祉課担当職員などにも加わって頂きました。

これまで、避難行動要支援者対策に取り組む中で、災害対策基本法に位置付けられた「避難行動要支援者の名簿提供」が進む中、【提供された名簿をどう生かすか】については各地域にとって大きな課題となっています。

要支援者への支援策を考えるための「個別計画」の策定に着手し始めた地域も県下では見られるが、誰が支援するか？等の重たい課題も多く、難航していることも耳にします。

また、名簿情報は、要支援者本人の居住地域を対象に提供されるため、要支援者が福祉施設に通所している間の避難行動は検討対象となっていないとの現状や課題があることが明らかになっています。

そのようなことから、要支援者の多くは福祉施設への通所等、なんらかの形で施設との関わりを持っている場合が多いので、福祉BCPは、通所している方・職員の安全を確保し、事業所の福祉サービス（ひいては地域全体における福祉サービス）を継続していくための事業継続計画であるとともに、福祉BCPの作成を各施設で進めることは、通所している多くの要支援者の個別計画を補完することにもつながるのではないかと考えられます。

このことについては、私の県議会質問に対する答弁の中の「要配慮者の避難対策の促進にあたって、専門的な視点から要配慮者の特性を踏まえて策定された 防災対策マニュアルを地域で策定する個別計画の参考とすることは、より有効な個別計画の策定につながるものと考えられる」との県の考え方にも合致するものであるとも言えます。

しかしながら、福祉施設がBCPを作成する場合、困難を極めることも多いと聞く中、下知地域内にあるすずめ共同作業所（丸池町）をモデルに、実践的な福祉BCPを、事業所や家族の会・地域の協力により、じっくり作成することとしました。

そして、そのプロセスを公開し、多くの福祉事業所・福祉関係者の方々に、福祉BCP作成の手順を学んでいただき、それが利用者の居住地域の個別計画策定にも繋がるような事例の横展開につながればとも思っています。

昨日の研修会は、6月27日の予定が、台風で講師が来高できず延期になっていたもので、延べ25名近くが参加し、湯井恵美子講師から「災害からいのちをまもりつなぐ優しい生き方へ」の講演を受けた後、ワールドカフェによって、東日本大震災で津波でなくなった高校生と祖母が助かるために「あと少しの支援があれば」とのエスノグラフィーを読んだ後、自分たちで知恵と教訓の抽出、そして対策について書き出し、ポイントシール貼りを行いました。



約一年ぶりのワールドカフェを経験しながら、学びの多い研修会に感謝して終了しました。

次回は、8月25日の下知地区減災連絡会で湯井恵美子（福祉防災コミュニティ協会認定コーチ）講師をお招きした「避難行動要支援者と向き合うマインド」、26日はすずめ家族会の学習会を行い、下知地域が「災害からいのちをまもりつなぐ優しい生き方」のできる人々に溢れた地域にしていきたいものです。

8月16日「台風10号による避難に学ぶ」

12日の降り始めから15日午後10時までの雨量が、馬路村で815ミリにのぼるなど、高知県西部の豊後水道を北上した台風10号の影響で、県内は14日深夜から15日夕刻まで風雨が強

まり、人的被害の情報はないものの、強風の影響で倉庫や看板の倒壊、県道の陥没、カーブミラーの倒壊、ハウスなどの農業被害も発生しています。

さらに、今回は停電も各所で発生するなどの被害も出ました。

その後、大型の台風10号は15日、広島県呉市付近に上陸し、中国地方を縦断し、西日本では激しい雨が降り、各地で土砂災害警戒情報が発表されたほか、避難勧告・指示も出され、全国的には、少なくとも1人が死亡、47人がけがをしたことが、報じられています。

今回も、高知市では避難準備・高齢者等避難開始情報が出され、各地区で避難所が開設されました。

私たちも、地域の避難所となる下知コミュニティセンターで、高知市が開設した後の運営に少し関わらせて頂くだけでも、いろいろな気づきがありますので、今後は南海トラフ地震対策の避難所開設・運営訓練だけでなく、風水害等の避難所運営にも関わらせて頂いて、実践的な訓練に関わらせて頂く必要があるのではないかと感じたところです。

また、高齢者等避難開始情報が出されているにもかかわらず、福祉避難所の開設がされていないことに対する問題提起もありますので、現在の南海トラフ地震対策の福祉避難所とは違う形で、風水害対応に柔軟に対応できる施設も指定しておいて、高齢者等避難開始情報が出された際に、同時に避難所開設できる方法などの検討も必要になってくるのではないかと思います。

しかし、その際には、施設の介護職員などに加えて、市の職員の対応がそちらに割かれるなどマンパワーの面で、検討が必要となるでしょうから、一般の避難所運営での地域との共同運営もあわせて検討されてはどうかなどを考えさせられています。

12月16日「身近に頼れる人をつくりましょう」

手元にマンションライフ継続支援協会（MALCA）の機関誌「MALCAの眼」第6号が届きました。

2014年からお世話になって「サーパス知寄町I防災計画」を2年間かけて策定する際のご支援を頂いた過程で随分お世話になりました。

以降も、マンション防災の進め方で、課題に躓いた際にはいろんなアドバイスを頂いてきました。

また、発刊した際に寄贈頂く機関誌「MALCAの眼」も、随分と参考にさせて頂いています。

今号の記事に「マンション内に頼れる人はいますか？」というテーマでMALCA理事/危機管理教育研究所代表の国崎信江さんの投稿が目につきました。

まさに、今マンション内の避難行動要支援者対策に釣り組む中で、皆さんに考えて頂きたいことだと感じる事が多々あります。

マンション内には、無理して交流したくない方もいらっしゃいます。

そんな方に対して、「人付き合いが面倒と感じるのであれば、たとえ災害が起きても誰にも頼らずに乗り切る備えと知識と力をつけましょう。災害が起きたら他の居住者に迷惑をかけない範囲でなにかも自分の力で踏ん張る覚悟が必要です。」と国崎さんは指摘されています。

しかし、「実際には一つの建物にいる以上運命共同体であり、損壊に対する費用負担という費用面においても、停電でエレベーターが使えないという不便も共有し、復旧、復興に向けて同じ歩みをしていかななくてはなりません。災害が起きた時に、同じ境遇であるというのはとても心強くて、困っていることを理解しあえるのでお互いに励ましあい支えあうことができ、希望を持つことができます。昔から『遠い親戚より近くの他人』と言われるように、防災面において頼れる人が近くにいるという集住のメリットを生かしてほしいと思います。」と説得して下さいます。

「日ごろからお互いに困ったことがあったら室内に誘えるような関係を築いておくことが、いざというときの安心に繋がります。災害が起きた時にお互いの無事を確認しあえる人をマンション内に少なくとも3人以上つくりましょう。家族内に要配慮者がいたらなおのこと、家族以外に頼れる

人を探し、普段から良いお付き合いをしましょう。」との言葉かけをしながら要支援者のお宅を訪ねていきたいと思えます。

そして、これは全てのコミュニティに通じることだと思います。

1月9日「避難行動要支援者対策は、防災と福祉のかけ算」

1月9日付朝日新聞21面に、「共生とは～やまゆり園事件から」の連載に「防災 誰ひとり取り残さない」との見出しで『別府モデル』避難計画づくり」の記事が掲載されていました。

ちょうど1年前の朝日新聞で目にした「災害時の避難 防災と福祉の連携を」と題した社説を目にした際に、このホームページで紹介したところでした。

内容は、「高齢者や障害者には公的な介護保険制度や障害福祉制度を使っている人が少ないので、各種サービスの具体的な利用計画はケアマネジャーなど福祉専門職が立てている。ならばその延長で、災害時の移動と避難生活でどんな支援が必要か、いわば『災害時ケアプラン』も作ってもらおうという試みで福祉部門の専門職を介した仕組み作りだ。」ということで、事業の推進役を務める別府市防災危機管理課の村野淳子さんは、一連の試みを「防災に必要な地域のつなぎ直し」と表現されていところを紹介しました。

記事では、村野さんは、「災害支援とは究極の福祉。でも、多くの方が福祉は自分事になりにくい。であれば、近年誰もが強い関心を寄せる防災を突破口に、ともに生きることを実現できるよう進められるはず」と期待を込められて、取り組みを推進されているとのこと。

私たちも、地域の共助だけで個別計画を策定することの困難さを実感する中で、福祉分野の人材とともに策定することの仕組みづくりを提案しているところであるが、記事では「別府モデルは、被災経験のある兵庫県の36市町や岡山県和気町などを中心に滋賀県、静岡県、大阪府東大阪市などに広がり、インドネシアやトルコなど海外でも導入が検討されている。」とあります。

高知でも、「別府モデル」の本格的な導入検討が臨まれます。

1月19日「日頃の障害理解と普段からできることで災害と向き合う」

カルポートで開催された災害対策講演会「自閉症の人たちの防災を考える～突然の災害を乗り越えるために」に参加しました。

主催は、高知県自閉症協会、一般社団法人日本自閉症協会の地域サポート事業として、開催されたもので、石井啓氏（日本自閉症協会常任理事）から「台風19号 被災施設視察報告」、幅孝行氏（熊本市発達障がい者支援センターみなわ所長）から「熊本地震からみえてきた発達障害の人たちへの支援の課題」、東江浩美氏（国立障害者リハビリテーションセンター）から「災害時の発達障害児・者支援エッセンス」について、順次お話を聴かせて頂きました。

避難行動要支援者対策での個別計画づくりなどに取り組む中で、障がい理解を深めることなどに取り組んではいるものの、自閉症スペクトラムの人たちの視点を盛り込んだ対策を考える上で、これまでの災害の体験から学び、「普段から何ができるか」を考えるための情報の共有をさせて頂きました。

「地震から学んだこと」として、「避難所で列に並ぼうとしても自閉症の子はじっとしていないので並べずに、食料が手に入らなかった」ことなどから「障害児を連れて列に並ぶのはとても無理なこと。待つ時間が分からないと我慢することが困難であり、見通しを持つことが苦手であることが、多動性があるじっとしてられない子どもに多いなど発達障害の特性が明らかになった。」

「避難所での対応の課題として社会的障壁の除去をしてもらう。不平等であるとの認識が存在するなら合意形成の努力が必要である。異なった取り扱いをしないことが社会的障壁になっていれば、それを除去する努力が必要であるなど避難所における合理的配慮の問題が明らかになった。」

また、「課題として受け止めたこと」は「食料や飲料、衣服など日常生活物資の確保に関するこ

と」「避難所への情報提供の課題」「避難所の課題」「車中泊の課題」「住まいの課題」「一時預かりの課題」「医療機関の被災の課題」「学校・職場の課題」「心のケアの課題」「後方支援」など具体的な事例を挙げて説明をされていました。

「地震から学んだこと」や「課題として受け止めたこと」さらには、災害時と発達障害の特性などを踏まえて、「普段から何ができるか」ということについても述べられました。

①発災直後は、自助・共助が基本となる②共助（当事者をエンパワメントする人たち）のどのような人たちが支援者となるのか。③公助の役割は、自助・共助を強化する環境作りであり④自助共助が可能となる環境づくり⑤福祉子ども避難所についてあげられました。

終わりに、「災害に強い地域社会の構築が住みやすい社会につながる」ということで自助の取り組みとして個人をエンパワメントする。共助の取り組みとして、人々の意識を変える（共生の考え方の浸透）公助の取り組みとしては、環境作り（人・物）は普段から日常的な形でユニバーサルデザイン仕様しておく。地域をコーディネートする人たちの育成と役割を進めておくことなどが、強調されました。

多くの学びのあった講演会でしたが、改めて自閉症の方達の避難所での受け入れ方の課題についても、障害理解を深めていくことと合わせて、しっかり学んでおかなければと痛感させられました。

2月15日「障がい者など要配慮者が、孤立したり、取り残されないために」

11日には、熊本学園大学花田昌宣社会福祉学部教授、同東俊裕教授、同黒木邦弘准教授のご一行の下知地区調査の受け入れをさせていただきました。

花田先生達は、10日から、高知市役所での聞き取り調査、さらには長浜地区での防災の取り組み等に続いての調査となりました。

下知地区減災連絡会の取り組みの中でも、特に避難行動要支援者対策等について詳細な意見交換をさせていただきました。

熊本学園大学は、熊本地震の際に福祉避難所でないにもかかわらず障がい者をはじめとした多くの避難行動要支援者を受け入れ、誰も排除しないインクルーシブな避難所運営をされたことに、これまでも学ばせて頂いていましたが、こちらの取り組みに対する助言もいただけたので、今後の取り組みの参考になりました。



●熊本地震の際に、車イス利用者が避難所でどれだけ排除されたかという体験から、避難行動支援や避難所運営において、当事者の声をどれだけ受け入れられているか。

●ケアマネージャーなど福祉関係者を巻き込むことは必要だが、福祉部門や隣近所などどこともつながっていない要配慮者もいるのではないか。そのような方が、孤立する事のないような実態の把握が必要だし、個別計画づくり以前に人がつながる必要があるのではないか。

●孤立した障害者への支援をどのようにしていくのか。

●平時の見守りの対応の中での緊急時の対応が、災害時の対応となるということで、事前の仕組みをつくっておく必要がある。

●在宅避難は被害が顕在化せず、孤立しがちなので、公的な在宅避難支援の仕組みができていないのであれば、在宅避難の手法は避けた方がよい。

●災害時の支援において、外からどういう人を巻き込むのか。避難所支援の団体と日頃から受援の内容を取り決めておくのがよい。

●災害時の避難介助訓練をする際にも、重度訪問介護をしている方などは、それなりに障害者の介助のスキルを持っているので、そのような方を巻き込んだ訓練をあらかじめ行っておく。

などなど、熊本地震の際の教訓からこちらが学ばせていただくことの方が多くて、先生方の調査の受け入れになったのだろうかと思し訳ない思いがしたところでした。

障害のある方や避難行動要支援者の1人1人の多様な実態や気持ち、思いを組み入れた個別計画にしていくことの大切さを改めて考えさせられるとともに、事前につながっておく必要のある団体や福祉人材等平時から関わり方を、より具体的に詰めておかなければと痛感した調査交流の場となりました。

(3) 地域防災、災害ボランティアについて

10月26日「マンション避難で『分泊』を考える」

朝日新聞デジタルに、「低層階が浸水…あの日マンションに生まれた『分泊』とは」という記事がありました。

記事では、「台風19号が首都圏に近づいた夜。東京23区のあるマンションで、小さな試みがあった。浸水した低層階の住民を、上の階が受け入れて自宅に泊めてあげる。名付けて「分泊」。成否のカギを握ったのは、日頃の住民のつきあいの深さだ。」との記事がありました。

マンションには約100世帯が住んでいるが、浸水した1階の部屋に声をかけ、2階まで含めれば、避難すべき住民が20世帯近くにのぼる中、「3階以上へ」と避難させると言われても、どこへ行けばいいのかというので、困っていたところ「だったら、うちに泊まりませんか」と、一緒に対応にあたっていた住民たちから自然と声があがり、3階以上の部屋に避難したとのことでした。

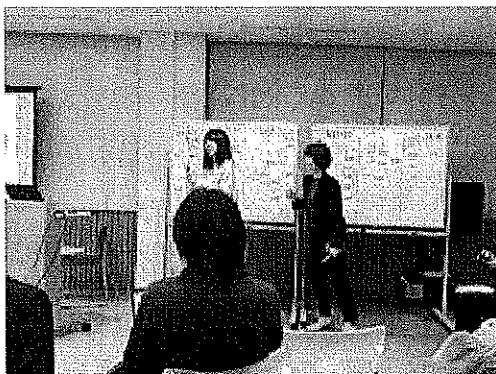
まさに、私たちのマンションでも、それを難易度の高い課題として、取り組んでいるところで、事前に記事で言うところの「分泊」すべき部屋と避難者の「事前マッチング」に取り組もうとしているところです。

しかし、記事で考えさせられるのは、「『だったら、うちに泊まりませんか』と、一緒に対応にあたっていた住民たちから自然と声があがり、3階以上の部屋に避難した」ということが、例えば事前の住民同士のつながりを深めてなければ、起きないのではないかということです。

自分たちのマンションでも、この日頃の取り組みを行うために、さらに丁寧なマンション内コミュニティの形成に取り組んで行きたいと思います。

記事で、都市の災害対策に詳しい中林一樹・明治大特任教授は「上層階に避難することは最後の手段ではあるが、身を守るのに有効だ。円滑な避難には、災害が起きる前からの住民同士の交流が重要。管理組合などは、低層階の受け入れ先や避難させてもらった後の謝礼などの具体策を率先して考えておくことが必要だ」との指摘を受け止めて取り組みを進めたいと思います。

1月13日「ハードルの低い災害ボランティアで『災害と防災』をわがことに」



県内の県・高知市の行政職員などをはじめとした18名の若者が、「『災害』と『防災』がつながるプロジェクト」を企画し、台風第19号災害ボランティアとして被災地の長野市で活動されてきた報告会に9日に参加してきました。

主催はそのときの参加者メンバーでつくった「まんまる高知」で、第1便が昨年12月13日～15日で、県職員、市職員、民間企業等15名、第2便は、12月17日(火)～19日(木)で、市職員3名ということで、それぞれから報告されました。

このプロジェクトのきっかけは、「災害ボランティアに興味はあるけど参加するきっかけがない」

「一人で行くのは不安」「被災地の土地勘がない」「何をすればいいのかわからない」「未経験者が役に立てるか不安」と感じている若者でも参加できるようにと「災害ボランティアに参加するハードルを下げる!」というミッションのもと「災害ボランティアをきっかけとした防災意識の啓発」を図るというミッションを達成することを目的とされていたようで、非常に意義深いものであったと感じさせられました。

災害ボランティア活動を行うことで、被災地の復旧・復興を支援するという「被災地に対する効果」、参加者自身の防災意識と災害対応力の向上を図るという「災害ボランティア参加者に対する効果」、被災地や災害ボランティア団体との交流を継続することにより、本県が被災した時に他県から支援してくれる仲間を増やすという「未災地高知県に対する効果」が、報告の中から確認されました。

参加した感想からも見受けられるように、なによりも災害ボランティアに参加したことで、災害を「わがこと」として捉えられたことではないかと思えます。

そのことこそが、この取り組みの継続や、参加者が自らの地域防災に関わってくれることになればと感じたところです。

第二便のメンバーが関わった「まちの縁側ぬくぬく亭」での活動支援の学びや「ONE NAGANO復興応援会議」の運営支援の中でのグループディスカッションの4つのテーマは、我々が今から議論しておかなければならないことであることも痛感させられました。

1 住民同士のつながりのこれからーコミュニティの維持・再生のために・・・

「日常の延長線上のイベントを実施し、集いの場をつくる」「家庭や地域での自分の役割を手に入れる」

2 被災地の気になる人達のこれからー孤立を防ぎ、地域のつながりを戻すために・・・

「意見を出しづらい課題、見えてない課題を見つける」「キーパーソンを見つけ、普段のつながりを活かした取組実施」「情報提供ツールの工夫でそれぞれの事情に対応」

3 NPO・ボランティア支援のこれからー被災者の孤立を防ぎ、コミュニティをつくるために

「情報伝達が鍵!『ゴミ置き場など必ず人が行く場所に情報掲示して在宅避難者の把握、いろいろなニーズ把握』

・今後の課題：地元へのスキル伝達（技術の継承）!

地元担い手をみつけ、ボランティアが復興期のスキルを伝えていく

4 生業の再生復興のこれからー営業再開、継続のために キーワードは ONE NAGANO

「ポジティブな情報、長野のよさを発信し、地元のファンになってもらう」「関係人口、人とのつながり、ソフトを大切に」

また、今回の活動を通しての学びとしての次の4点の項目も事前に備えておく重要な課題であると言えます。

①事前準備の必要性⇒コミュニティの継続や復興について検討する団体の母体作り、事前復興計画の検討

②地元と行政を繋ぐキーパーソンの必要性⇒普段から地域との関わりを持っている課の職員が災害時も地区担当として動く

③NPO団体との連携・協働⇒現在の事業を活用しながら連携の輪を広げていく

④中高生との連携⇒小学校や大学との連携は徐々に出来つつある。しかし、まだまだ中学校や高校との連携が薄い

いずれにしても、今回の報告は、「月刊自治研1月号」で鍵屋一跡見学園女子大学教授が述べられている「ボランティアは被災者への支援力を高め、ひいては自らや地域の防災力の強化にもつながる」ということや、「今後、長期間にわたるボランティア支援を行うためには、経験を積んだ災害支援NPOの存在が重要であり、その活動を資金的、人的に支える制度、社会環境も不可欠であ

る。大災害を見据えて、このような災害支援NPOを戦略的に拡充することが求められている。」ということにつながるものであると思ったところです。

今回の「災害」と「防災」がつながるプロジェクトの継続した行動が、ハードルの低い災害ボランティアで、若者を中心とした多様な参加者を被災地に向かわせ、「災害と防災」を「わがこと」とする支援人材を育てることにつながることを期待します。

1月16日「自主防の高齢化・人間関係の希薄さの課題解決へ公助もともに」

阪神淡路大震災25年の1.17を前に、今朝の朝日新聞に「自主防災組織、機能する？『分からない』自治体が4割」の見出しで、地域防災を担う自主防災組織（自主防）による人命救助活動が災害時に十分機能するかについて、全国の道府県庁所在地と東京23区の計69自治体でアンケートしたところ、「分からない」と答えたのは約4割と最多だったとの記事がありました。

「半数以上」「ほとんどすべて」は、合わせて3割にとどまっており、大災害が相次ぎ、必要性が増えているにもかかわらず、現状を把握していない自治体が多い実態であることが判明しました。

私達も、自主防災組織の「共助力」や最近では「近助力」の必要性を訴える際に、25年前の阪神・淡路大震災では救助された人の約8割が近隣住民によるものだったとされることを引用してきました。

しかし、この間の四半世紀は、組織率は一定高まってきたが、「高齢化や都市化による人間関係の希薄化から、組織の形骸化が指摘されてきた」ことから、その組織の防災力が、後退しつつあることが危惧されます。

「若年層の参加や防災意識の向上を促す大切さ」は、全国共通の課題であることをふまえた、主体的な取り組みと、今の中に公助で支援出来ることは、支援をしながら課題の克服を図っていくことが求められているようです。

記事には、地区防災計画学会などでお世話になっている室崎益輝・兵庫県立大院減災復興政策研究科長が「自主防災組織の実態を把握していない自治体が多いのは、活動の重要性が認識されていないことの表れだ。国は活性化のため教育プログラムや教材の開発を進めているが、自治体に浸透させるとともに、組織数の増加から活動の質の向上へと意識を変えるよう働きかけることが大切だ。さらに自治体が防災を最重要政策とする姿勢を見せなければ、自主防も変わらない。」と、国や自治体の本気度を指摘されているように思います。

(4) 防災教育について

7月24日「大津波を生き抜いた子ども達の奇跡ではない釜石小の軌跡」

高知県教育委員会では、南海トラフ地震に備え、教職員等への研修を通じて子どもたちの防災対応能力の向上と学校（園）の危機管理力・防災力の向上を図るため、防災教育研修会を毎年開催しています。

私も、これまでも、日程調整が可能な限り、参加させて頂いてきましたが、今回が4回目となるように思います。

県教委学校安全対策課から「防災教育の推進について」について提起がされ、その後岩手大学教員養成支援センタ 特命教授（元 釜石市立釜石小学校長）加藤孔子先生が、「大津波を生き抜いた子ども達の奇跡ではない釜石小の軌跡」についてお話し頂きました。

私も議会総務委員会で釜石市教育委員会の調査をした際に、2013年から釜石では「釜石の奇跡」という言葉を使わなくなったということをお聞きしていました。

その背景には、鶴住居小では、学校にいた児童は全員避難して無事だったが、亡くなった方も方

も多くいる中で、「釜石の奇跡」という言葉が、広がれば広がるほど「聞く度に傷つく」方もいる中、2013年から「釜石の奇跡」を使うことをやめ、「奇跡ではなく訓練の成果」として「釜石の出来事」と言い換えたとのことでした。

そして、昨日のお話で、学校から全員が下校していた後に津波が来た釜石小の子どもたちは184名全員の安否確認ができたとき、先生や地域の方たちは「これは奇跡」だと言ったが、6年の児童は「奇跡じゃないよ。僕らは学校で習ったことを発揮したのだから『奇跡』じゃなくて『実績』だと思う。」と言ったことも聞きました。

改めて、災害リスクから命を守ることが「奇跡」じゃなくて「当たり前・普通」のことになるような備えのできる防災教育の大切さを学ばされました。

そして、極めて濃い内容のお話でしたが、改めて学校と地域、行政のつながりの「絆」の大切さと言うことを考えさせられました。

それを築くために「地域（会議等）に出向くこと。学校（行事等）に来て下さること」「日常から地域を歩き、顔を合わせ挨拶を交わすこと」という当たり前のように感じることを丁寧に積み上げるしかないと言うことも痛感しました。

当時の児童が振り返って言われていた「東日本大震災後、多くの出会いがありました。その裏では必ず、どんなに苦しくても前を向き、立ち上がって頑張っている『かっこいい』おとなたちが支えてくれていました。」という言葉に恥じない高知県のどれだけのおとなや先生方がいるのか。

そのことが問われる言葉でもあるようにずしんときました。

講演後には、県危機管理部南海トラフ地震対策課から「南海トラフ地震臨時情報等について」の情報提供、「平成30年度高知県実践的防災教育推進事業モデル地域・拠点校」の四万十市・竹島小学校、黒潮町・大方中学校、高知県立山田特別支援学校の取り組みの報告もありましたが、こちらはフロアーからの質問にもありましたように拠点校指定が終わってからの防災教育の実践がどのように継続されるかにかかっているように思われます。

この「令和元年度高知県防災教育研修会」は、後3回県内で開催されますが、多くの先生方にとって防災教育の本気度を高める研修となることを期待したいものです。

（5）阪神淡路大震災以降の大震災から学ぶ

6月18日「大阪北部地震から一年目のSOSサイン」

今年の6月18日に最大震度6弱の大阪北部地震が発生しました。

交通機関がマヒし、都市部のインフラの弱点が明らかになるとともに、高槻市では市立小学校のブロック塀が倒れて4年生の女児が死亡し、ブロック塀の安全対策が改めて注目され、全国的な見直しに繋がりました。

文部科学省は全国の学校を調査、安全性に問題があるブロック塀への対策を求めてきましたが、危険だと指摘されていない塀も予防的に全撤去する自治体もあり、取り組みには濃淡があるとのことで、本県などでも、まちあるきをしてみると、まだまだ多くの問題のあるブロック塀が見受けられます。

総務省消防庁のまとめでは、死者6人、負傷者462人、住宅の被害が5万7348棟にのぼっていました。

住宅被害のほとんどが被災者生活再建支援法の対象外となる「一部損壊」で、被災地では、いまだに修繕のめどが立たずブルーシートで覆われた被災住宅も目立っています。

朝日新聞のまとめでは、住宅の罹災証明書発行件数は大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀の5府県で6万5千件を超え、99%が一部損壊だと言われています。

屋根を修理する職人不足から、修理が進んでいない状況は明らかだが、ブルーシートが張られたままの住宅は多くあるが、朝日新聞の調査では、その数の把握をしている自治体はなかったとのこと。

2016年10月の鳥取県中部地震で1万5千棟以上が壊れた鳥取県でも、ブルーシートを張った住宅が残っているそうで、個別支援を行っている震災復興活動支援センターの職員は「長く残るブルーシートはSOSのサイン。そこを入りに生活再建につなげたい」とおっしゃっていますが、被災地のさまざまなSOSのサインに、我々は敏感に反応しなければならないと考えさせられる大阪北部地震からの1年目です。

8月7日「危険ブロック塀対策の加速化を」

昨年、6月18日の大阪北部地震で大阪府高槻市立小学校のブロック塀が倒れ、登校中の児童が亡くなった事故を受けて、学校周囲はもちろん、民家のブロック塀の危険性について、改めてチェックすることが求められてきました。

その際、文部科学省は、全国の国公私立学校計5万1082校について、昨年7月末までの塀の安全点検状況をまとめ、外観の点検で、建築基準法施行令の定める「高さ2・2メートル以下」「補強の控え壁を設ける」などの基準を満たさなかったり、老朽化した1万2652校で安全性に問題のあるブロック塀が見つかったと公表しました。

そして、今朝の新聞報道では、全国の国公私立の小中学校や高校、幼稚園のうち5808校で安全性に問題のあるブロック塀が確認されたと、文部科学省は6日公表しています。

そのうち3915校は今年度内に安全対策を終える予定だが、残りは「人の近寄れない場所にある」などの理由で、対策終了が来年度以降にずれこんでおり、3590校では点検すら終わっておらず、安全性が確認できていません。

今回は、昨年にブロック塀があった2万280校が対象で、塀の外観に加え、内部の鉄筋の状況などについても調べた結果、6343校は安全性が確認されたり、改修が終わったりしています。

都道府県別にみると、安全性に問題があるブロック塀が最も多いのは大阪府の545校で、福岡県348校、東京都325校、京都府303校と続いています。本県では、466校中、安全対策が終わっていない学校は162校（34.7%）で、全国計の18%を上回っています。

うち、点検未完了が39校あるとのこと。昨年の議会の場でも、対策の加速化が求められていましたが、なお一層の取組が急がれます。

8月30日「『被災者総合支援法』の実現で、被災者への支援もれがないように」

今朝の朝日新聞3面に、被災者が災害後に生活を再建するまで切れ目ない支援を目指す「被災者総合支援法」の試案を、関西学院大学災害復興制度研究所が発表した記事が掲載されていました。

来年1月に阪神・淡路大震災から25年になるのを控え、これまでの被災地で勉強会を開いて試案を広め、現行の法制度の課題を浮かび上がらせるのが狙いであるとのこと。

災害復興制度研究所は05年に、災害からの復興を政策や制度面から調査・研究する機関として設立され、私も母校であったことから、直接訪ねて、ご教示頂いたり、可能な限り毎年の復興・減災フォーラムにも参加してきました。

昨年は、「災害と地域の消長－いかに復興知を伝えるか」のテーマで開催されたフォーラムに参加し、前日の全国被災地交流集会円卓会議の分科会「過去災害から学ぶ地域存続の知恵」で、「事前復興も視野に災害にも強いまちづくり 下知地区防災計画」の取り組みについて、報告させて頂いたりもしました。

研究所では、10年には復興の理念を定めた「災害復興基本法」の試案を公表されたこともあり、私もそれを引用しながら議会質問を行わせて頂きました。

被災者支援に関する現行の法律は、「災害対策基本法」をはじめ、避難所の開設や仮設住宅の提供の根拠になる「災害救助法」、住宅再建を支援する「被災者生活再建支援法」、遺族に一時金を支給する「災害弔慰金支給法」などがあるが、制定の時期や背景が異なるため、支援に漏れがあったり、内容が現状に合わなくなったりしていることが指摘されており、現状のニーズにあった抜本的な改定が求められていたからこそ、今回の「被災者総合支援法」試案は、ぜひ実現させていきたいものです。

この法制化を求める2月定例会での議会質問を行いました。

9月1日「過去の地震災害を上回る被害要素は、都市化による災害脆弱性を抱えたまちづくりか」

今日は、1923年9月1日に発生した関東大地震による大震災に由来した「防災の日」でした。

関東大地震は、小田原周辺を震源とするマグニチュード7.9の地震で、1703年に発生した元禄関東地震よりは一回り小さい地震であったが、震源域からは少し離れているが、軟弱地盤の東京の沖積低地も強く揺れ、死者・行方不明者は我が国史上最大の10万5千人余り、全潰家屋11万棟、焼失家屋21万棟に上ったと言われています。

福和伸夫名古屋大学減災連携研究センター長は、次のように述べられています。

「震源から離れた東京の被害は甚大でしたが、被害が大きな原因は、沖積低地の下町に密集した住宅火災にあり、東京市の死者7万人のうち、6万人弱が隅田川の東の低地で発生し、西側に比べて死亡率が約25倍にもなりました。このため、地震規模が大きかった元禄関東地震に比べ、大正関東地震での東京の犠牲者は200倍にもなりました。現在、この地域の人口は震災時に比べ8倍位に増加しています。かつてより「君子危うきに近寄らず」と言いますが、江東デルタ地帯中心に1年後に東京五輪が開催されます。「転ばぬ先の杖」で、万全の対策を進めていきたいものです。」

8月31日付け高知新聞防災特集「新聞で振り返る災害115年」の昭和南海地震を報じた当時の高知新聞の見出しの「安政大地震と被害比べ 人命損耗はこんどが大きい」というのを見たとき、大正関東大震災と元禄関東地震の比較を指摘された記述と共通するものがあります。

昭和南海地震でも安政大地震よりも規模が小さかったにもかかわらず、被害が大きくなっているのは、十分な備えの土地利用がされないまま都市部への住宅や人口の集積が集中したことではないかと思われまます。

まさに、「都市化による災害脆弱性の増大」したといえるのではないのでしょうか。

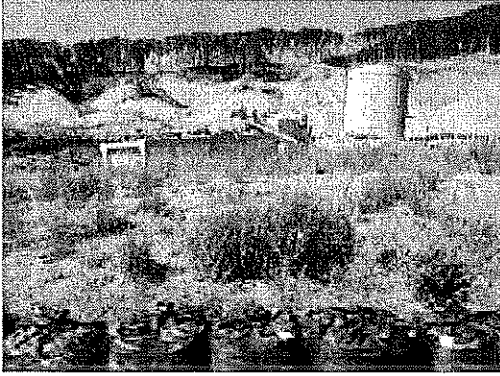
これから迎える南海トラフ大地震に備えるまちづくりも、改めて「転ばぬ先の杖」で、可能な限り、万全の対策を進めていきたいものです

9月3日「北海道胆振東部地震、復興過程に課題多し」

8月27日～29日の3日間北海道で、今年の北海道胆振東部地震の復旧・復興状況の調査と共生のまちづくり・子育て支援・動物愛護などについて調査をしてきました。

まず、ここでは、北海道胆振東部地震調査の報告をさせていただきます。

【北海道胆振東部地震の山腹崩壊現場】



昨年9月6日午前3時7分に発生した北海道胆振東部地震では、厚真町北部を中心に安平町、むかわ町などでも多数発生した山腹崩壊の中で、厚真町吉野地区、富里地区の現場で被災状況や、現在の復旧状況の説明を受けました。

復旧事業の箇所数は199カ所、397.6億円ということで、三ヶ年での復旧を目指されていますが、吉野地区では、工事後も、桜を植えた復興のまちづくりを行う議論がされているようだが、ここに帰ってくるができるかどうかなど、この地域の方々が以前の生活を取り戻すこと

の前途多難さが突きつけられました。

【北海道胆振東部地震の復旧復興】

北海道庁では、災害復興支援室から「北海道胆振東部地震被災地域の復旧復興に向けての現状」と、保健福祉部総務課政策調整グループから「応急仮設住宅の整備状況等」について、ご報告をいただきました。

災害からの復旧復興方針としては復興とその先の地域創生を目指してということで取り組まれており、被災地域の復旧復興に向けた取り組みとして住まい・暮らしの速やかな再建、ライフラインやインフラの本格的な復旧、地域産業の持続的な復興など復旧復興の現状は多岐にわたっています。

応急仮設住宅の整備として建設型応急仮設住宅では、厚真町161戸、安平町37戸、むかわ町35の合計233で、そのうちトレーラーハウスなどが25戸を占めており、借り上げ型応急仮設住宅としては入居決定数が177件となっていました。

本県におけるトレーラーハウスの活用検討については、9月定例会で質問させていただきました。

【胆振東部地震の液状化被害と復旧の状況】

札幌市役所から「胆振東部地震の液状化被害と復旧の状況」についてのお話も聞かせていただきました。

札幌市清田区里塚地区では、地震により盛り土の中の地下水位より下の部分で液状化が発生して、造成前の緩く傾斜した沢に沿って液状化した土砂が帯状に流動し、大規模な沈下と土砂堆積が生じて、141戸中112戸が液状化被害を受けています。

地盤改良事業を行う際に、地元負担を求めたら合意形成に時間がかかることから、公共用地があるので行政が負担することで、宅地部は「薬液注入工法」、道路部は「深層混合処理工法」、公園部は「(砕石)置換工法」で復旧工事にあたることとなっています。

【安平町役場での調査】

安平町役場で、発災時の状況や復旧復興状況の報告を頂きました。

町では町外転出者が20戸50名に上っているが、そのきっかけとして墓地での被害が大きく、1000基の墓石が被害を受けており、それを機会に「墓じまい」と称して、高齢者が町外にいる家族のところに身を寄せるなどして、転出しているケースが見受けられているとのことでした。

復興まちづくりのアンケートは、回収率40%で、とりわけ住まいの確保が最大関心事であることが明らかになっています。

それを踏まえて、10月までに復興まちづくり計画を策定することとなっているとのことでした。

災害時には、防災キャンプの体験をしてきた子どもたちに助けられた。その意味では、防災教育の大切さを改めて実感しているし、さらには、災害時避難所で仲良くせよと言うことを訴えてくる中で、その大事さを痛感した。

被災者への支援のあり方として、全町民が被災者という考えのもと、在宅避難者などの区別はしなかった。避難所での食料配布等についても、避難所10カ所が718人の避難者であるという数

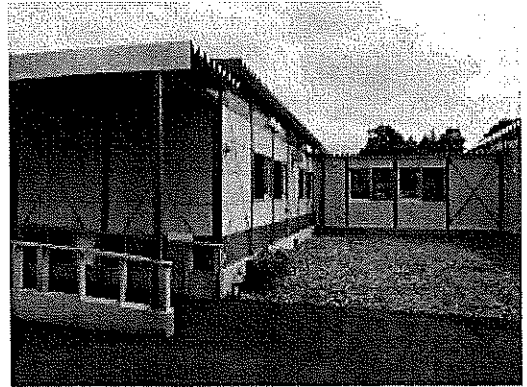
字に、道庁はこだわった食料提供しかしてこなかったが、実際食料を取りに来た人たちは、1200人に上り、これらに伝えていく必要があった。

役場職員の疲労を気遣うことも大事で、「さだまさし」さんの励ましの言葉を掲げ、頑張りすぎて、倒れないよう配慮したとのことでした。

【厚真町福祉仮設住宅】

これまで全国的には整備例がなかった大規模な福祉仮設住宅が、厚真町と安平町にそれぞれ建設されています。

しかし、福祉仮設住宅では被災を受けた人のための仮設住宅と言う前提で入所定員を前提に建設されるのではなく、被災時点の利用者数で建設されており、被災者でなければ入居ができないと言うしほりもあって、入所者数の確保の困難さから、経営的にも厳しい状況を強いられています。



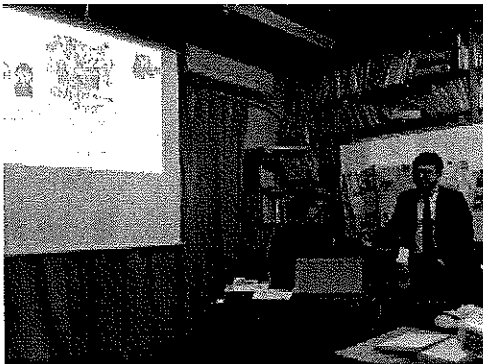
さらに、入居期限は2年間と言うことで、それまでに新たな施設の建設が可能なのか課題も大きいとのこと苦勞や課題を聞かせて頂きました。

2月12日「震災復興の主人公は被災者」

最初の2日間は「阪神淡路大震災から25年目の神戸で震災復興」について、学んできましたが、まずは初日の学びについて報告します。

9日は、5年前に石巻市雄勝を訪ねた時からお付き合いをさせていただいている宮定章さんの「まちコミュニケーション御蔵事務所」の主催である御蔵学校のため神戸市長田区を訪れました。

今回の講演は、阪神淡路大震災25年企画第二弾ということで、「災害は突然やってきて、被災すると再建に向けて何をしてもよいのが分からなくなる可能性がある。阪神淡路大震災から25年、被災者を支援する制度や支援体制は災害が起こるたびに進歩している。そこで、被災者の生活再建の最近の状況と支援制度を現在の被災現場で活躍している専門家から学ぶ。」ということで、一昨年下知地区にもお越しいただいた津久井進弁護士と野崎隆一神戸まちづくり研究所理事長のお話を伺いました。



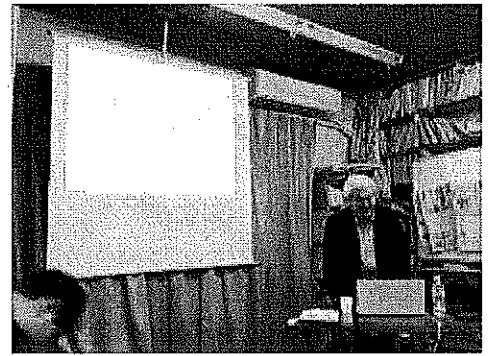
津久井弁護士からは、これまでもお話しを伺っていた「被災者一人ひとりに必要な支援を行うため、被災者に寄り添いその個別の被災状況、生活状況などを把握し、それに合わせて様々な支援策を組み合わせた計画を立てて、連携して支援する仕組みである災害ケースマネジメント」について、出版されたばかりのご著書「災害ケースマネジメント◎ガイドブック」を引用しながら、これまでの被災地の事例から「制度からこぼれ落ちる人々がいる」中で、「なぜ被災者が取り残されるのか」と考えた時、「『罹災証明一本主義』からの脱却」することが必要であり、「被災世帯ではなく被災者を救う」ために「災害復興の主役は『被災者』」であることをふまえた法や制度の改善を求め続けることの必要性についてお話いただきました。

津久井先生の著書では、最後に「災害によって打ちひしがれた一人ひとりの被災者の尊厳を大切に、その生命と自由と幸福追求をサポートすることこそ災害ケースマネジメントである。災害ケースマネジメントの実行は憲法という最高のお墨付きを得ている。私達は堂々と胸を張って災害ケースマネジメントの現場に臨めばよい。」と結ばれておられます。

その現場に臨めるような役割を果たせる人材を育てていかなければと考えさせられました。

また、野崎先生からは「復興まちづくり支援の思想とプランニング」と題して、これまで阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震などそれぞれの復興に関わる中での、その支援のあり方と基本的な考え方等についてお話いただきました。

阪神淡路大震災では、被害の大きかったマンションの再建事例の中で、再建を巡る区分所有者の対立から長期化することや東日本の事例として気仙沼市の唐桑半島只越地区の防災集団移転の取り組みなどを通じて、「被災者主体の『復興まちづくり』」を実現するために「大切なのは、(迫られる選択とは異なる)これは大事ということを掴むこと」であることを強調されました。



「その1、姿勢を正す—無作法を許さない他者の目線」①よそ者(専門家、マスコミ)②子ども③女性(配偶者、お嫁さん)「その2、中間を創る—分断を薄める、膠着状態を共有」①双方の言い分を解説補強する。②共感できるポイントを見つける③「優柔不断」「日和見」環境をつくる。④ dialogue とは、理(ことわり)の分かち合い。「その3、共助社会—シティズンシップが問われる」①阪神は共助復興だった。自助が集まり共助が生まれる。②公助の充実被災者をエンパワーしたか?東日本への問い③ボランティアは、共助か?公助か?ということも考えさせられることばかりです。

いずれにしても、お二人の話に共通している復興の主役も、その際の支援のあり方も、被災者が主人公であり、人間の復興が求められているということです。

2月13日「賑わい、あたり前の街を取り戻せない新長田駅南の『震災復興』の検証は続く」

10日には、被災者が主体で人間の復興が25年の間にすすめられたのかどうか、新長田駅南地区周辺の調査のため津久井弁護士も共同代表を務めておられる「兵庫県震災復興研究センター」に、お伺いしてきました。

兵庫県震災復興研究センターでは、「新長田駅南地区震災復興市街地再開発事業」の進捗状況や課題について、昨年「震災復興研究序説」をまとめられた事務局長の出口俊一さんから、大変多岐にわたった課題を伺うとともに、現地を案内して頂きました。

10年前、5年前、そして今回と現地を見てきましたが、お話を伺ってみると、四半世紀にわたる再開発事業で新長田駅周辺の賑わいが戻ったかと言うと、決してそうではない実態が浮き彫りになっています。



出口さんは、1995年3月14日の神戸市都市計画審議会において、「都市計画決定は急がずちょっと待て」との趣旨の意見陳述をしたが、地元の人たちはまだ計画に賛否を示せる状況でなく、行政から「悪いようにはせん」と言われたこともあり、計画は進んでしまったのです。

災害復興において、「再開発」という復興手法は取るべきではなかったと指摘されていた新長田駅南地区の25年経った現在、既に完了している商業スペースの多くは、シャッター通り状態となっていますが、行政視察だと絶対見せないであろう言われる場所も見せて頂きました。

神戸市が建てた再開発ビルは、「新長田まちづくり(株)」による管理にも問題があった中で、区画の買い手が付かず、賃料を下げて、大半のシャッターが閉まった状態になってしまっており、昨年7月に82億円をかけて兵庫県と神戸市の合同庁舎ができ、昼間の就業人口は少し戻ったと言

われていますが、お昼時でも賑わっているという実感はありませんでした。

総事業費2710億円を投じた新長田駅南地区の再開発は、未だに買収できない約2haを削減した19.9haの実際の検証は、早く着手されなければと言われていました。

商店主の皆さんは「高い管理費、高い固定資産税、そして借金返済」という三重苦の負担にあえぎながら、「コストのかかる街」で営みを続けられています。復興とはどうあるべきかについて改めて考えさせられることとなりました。

飲食店の経営者からは、「悪いようにはしないと神戸市に騙された。復興よりも早い復旧が第一だと思う」との声や地下街で八百屋を営む店主からは「地下に下ろされて、客は減った。地下街も作りがおかしくて、車イスとかではきつい斜面もある。」など、今の復興状況には批判が多くあります。

実際、「アスタくにつか」では、保留床の多くが展示コーナーや休憩コーナー、事務所や倉庫、介護ショップや介護施設といった商業エリアらしからぬ用途で使用される結果となり、にぎわいどころか商業エリアの様相さえ失われてしまっています。

出口さんは、著書の中で「復興災害をもたらした要因には2つのものがあり、1つは復興に名を借りた便乗型開発事業の側面であり、もう1つは復興プログラムの貧困さ、非人間性、非民主性、官僚制、後進性であった。」と指摘されています。

商店街の皆さんは、「高い管理費、高い固定資産税、そして借金返済」という三重苦の負担にあえぎながら、「コストのかかる街」で営みを続けられています。また、「活性化（にぎわいづくり）の課題」と「まちの正常化・あたりまえの街にする」という課題」を克服することが求められているとのことでした。

発生後の被災者のケアや生活再建が必要で、街の復興には被災者の目線と意思が反映される必要があることから、やはり平時から住民と自治体が災害後のことを検討しておくことではないかとの指摘をしっかりと受け止め、今回の調査をこれからの取り組みに、生かしていきたいと思っています。

3月15日「これから語られる事実こそ、学び続けて」

昨夜、NHKスペシャル「奇跡」の子と呼ばれて～釜石 震災9年～」が放映されました。

昨年のラグビーW杯の会場となった岩手県釜石市のスタジアムが建てられた場所は、「奇跡」と呼ばれた出来事の小・中学校が存在した場所でした。

東日本大震災の後、児童生徒が自主避難で命を守り「釜石の奇跡」と讃えられたが、その一方で多くの人が犠牲となり、家族や友人を亡くす悲劇もあり、友人を亡くした当時の小学生は、友の死を受け入れられることなく9年を過ごしてきたことをはじめ、さまざまな9年間のことが描かれていました。

番組にも登場したあの当時の中学生で、この地区にできた津波伝承館で働き始めて、語り部として1年が過ぎた菊池のどかさんは、朝日新聞の11日付デジタル版にも登場していました。

そこには、「《誤解があればできるだけその場で正すようにしていますが、十分わかってもらえたかどうか自信はありません。でも、震災直後に報じられたことと、私たちが体験した事実と違うことはたくさんあります。》とありました。

鵜住居地区の鵜住居小と釜石東中だけでも欠席していた2人と、迎えに来た親に引き取られて帰宅した1人の計3人が亡くなり、保護者対応のため学校に残っていた職員も亡くなりました。

この地区の犠牲者は627人で、市全体の6割を占めているという事実があったのです。

私も県議会総務委員会で釜石市教育委員会の調査をした際に、2013年から釜石では「釜石の奇跡」という言葉を使わなくなったと言うことをお聞きしていました。

その背景には、鵜住居小では、学校にいた児童は全員避難して無事だったが、亡くなった方も多

くいる中で、「釜石の奇跡」という言葉が、広がれば広がるほど「聞く度に傷つく」方もいる中、2013年から「釜石の奇跡」という言葉を使うことをやめ、「奇跡ではなく訓練の成果」として「釜石の出来事」と言い換えたとのことでした。

改めて、9年間が経過する中で、被災地の事実が多く被災者の口で語られ始めていることも感じさせられる今年の3.11であるような気がします。

その事実こそ、学び続けたいと思います。

(6) 豪雨災害について

10月29日『1000年に一度』の豪雨想定に備える

県は、鏡川、国分川の両水系で想定される最大規模の洪水浸水区域を新たに設定しました。

国は15年、水防法を改正し、区域指定の際の雨量想定を「数十年に1度」から「千年に1度」の規模に拡大するよう義務づけて、2020年度末までの見直しが求められていたものです。

国によると、今年3月末時点で、国管理の448河川は全て「千年に1度」の想定最大雨量に基づく浸水想定区域図が作製されていたが、都道府県管理の1627河川では883河川(54.3%)にとどまっているとのことで、本県でもやっと国分川、鏡川の浸水想定図が作製されたが、松田川の浸水想定は来年になるとされています。

このことについて、昨日の朝刊一面で報じた高知新聞は、今朝これらの「1000年に一度」想定にもとづいた洪水ハザードマップの改定がされている対象自治体は全国で33%(3月末時点)に留まっていることを報じています。

これは、国管理の河川想定にもとづくもので、今回のような県管理河川のものも含めたハザードマップの策定となれば、これから着手する自治体が増加すると思われます。

今後は、浸水想定区域をいかに縮小していくかという河川管理のハード整備とハザードマップによる避難行動のしくみづくりが、各想定区域内で求められてきます。

台風19号で多くの川が氾濫し多数の犠牲者を出す中、宮城県大郷町では、町内の堤防が決壊したにもかかわらず、犠牲者が一人も出なかったという毎日新聞の記事から紹介しながら、避難行動のしくみづくりについて考えていきたいと思えます。

人口約8000人の町内を横切るように流れる吉田川は、国の一級河川に指定されているが、大雨が降ると一気に水量が増えるため、地元では「暴れ川」と呼ばれていました。

町から「避難準備・高齢者等避難開始」情報が出た際に、地元消防団が避難を呼びかける中、元区長の高橋さんも一人暮らしの家を回り、避難を促しており、「避難指示」が出た午後11時過ぎだが、「何度も訓練してきたので、ほとんどの人たちが徒歩や車で明るいうちに避難していた」とのことです。

翌朝には、吉田川の堤防が完全に決壊し、広い範囲が浸水し、区内では深い所で3メートルに及び、ほぼすべての家屋で床上・床下に及んだが、9割以上の住民は事前に避難所や親戚宅に避難し無事で、取り残された十数人もヘリコプターやボートで救出され全員が無事だったのです。

「どこか切れると思っていた」と話す住民の高い危機意識に注目し、「住民が河川氾濫のメカニズムやリスクを理解し、切れることを前提に動いたことが犠牲者ゼロにつながった」と佐藤翔輔東北大災害科学国際研究所准教授は評価しています。

高橋さんらの自主防災会では、要支援世帯がひと目で分かるマップや、交通安全の黄色い旗にヒントを得た安否確認用の旗も作り、年1回の避難訓練では、門に避難済みを示す緑の旗を掲げて避難したり、助けを求める赤い旗を掲げたりして、スムーズな安否確認を練習し、「いざという時に無意識でも体が動くよう、繰り返し訓練した」そうです。

改めて、前述の佐藤先生が話された「ハード面には限界がある。避難しようという住民の意識を高めるなどソフト面の強化が必要だ」とのことを各地区で実践されるように取り組んでいきたいものです。

(7) 避難行動・避難所のあり方について

5月28日「『避難情報』もわがことに」

昨年7月の西日本豪雨を受け、気象庁が出す洪水や土砂災害などの情報や、自治体が出す避難勧告などの情報が今週以降、順次新しくなることが、報じられています。

今までも、改善はされてきたものの「種類が多く、分かりにくい」との指摘があったことから、従来の情報に5段階の危険度を付記し、伝わりやすくし、早期の避難につなげたいとの考えらしいが、問題は、それが避難行動につながるかどうかです。

昨年の西日本豪雨で街がほぼ水没し、51人が死亡した岡山県倉敷市真備町地区では、避難勧告・指示が出た後も自宅にとどまり、浸水した家から2350人以上が救助されたとのことでした。

今回の見直しでも、例えば気象庁が出す大雨警報はレベル3に相当し、自治体では子どもや高齢者は避難となっているが、イコールのとらえ方ができるのか、そして、それが行動に繋がるのかは、そう簡単にはいかないのではないのかと思ったりもします。

これだけ、避難情報を行動につなげよと言うことになれば、それに応えられる避難所開設ということにも自治体は対応しなければなりません。

そこを背景に、避難行動につなげるスイッチを入れることのできる自らの備えと判断を求めているかなければならないかとも思います。

そのためにも、自治体も本気になるための日頃の住民の避難行動の迅速判断と本気度を示さなければならぬのかもしれないかもしれません。

昨年のような被害を繰り返さないためにも、避難情報もわがこととして、しっかり備えていきたいものです。

7月6日「アレルギー疾患対策と災害時の除去食の備え」

四国小児アレルギー研究会主催の公開シンポジウム「アレルギー疾患対策基本法で何が変わるか」に参加し、「高知県の取り組みと今後の課題」や「保護者の立場から望むこと」「誤食事故の再発防止に向けて」そして「いつか来る災害にアレルギーっ子の準備」等についての報告や提起に学ばせて頂きました。

アレルギー疾患対策基本法は、平成26年6月20日に成立し、6月27日公布されましたが、この法律が成立した背景には、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患の患者が多数存在していることがあります。

高知県アレルギー疾患医療連絡協議会では、高知県でのアレルギー疾患対策の推進のため、都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備についての情報提供、高知県のアレルギー疾患医療の状況・課題等について検討を行い、アレルギー疾患医療拠点病院として、高知大学医学部附属病院を選定していることも報告されました。

アレルギーの子を持つ親の会の方の大変なご苦勞をはじめ、それぞれの家庭や地域、保育園や学校などでどのような理解や環境作りが行われなければならないのか考えさせられる課題も多くありました。

昨日のシンポジウムでは、東日本大震災時にアレルギー特定原材料等27品目を除去した除去食を一週間以内に入手できたのは4～5割ほどだったと言われる中で、災害時に避難生活を送る上で

の非常食の備えについても、守った命をつなぐためのこれからの取り組みの参考になりました。

7月12日「避難所に必要な防災製品を」

県では、防災関連産業の振興を重点施策に位置づけ、その取り組みの一環として、今年度”防災製品開発ワーキンググループ(WG)”を、「防災食品」「避難所関連」「土木・建築」の分野ごとに立ち上げ、「価値提案型」の製品開発を促進することとしています。

今回の「防災製品開発ワーキンググループ(避難所関連)セミナー」は、「避難所関連」分野の第1回目のWGとしてセミナーやワークショップを行なわれ、さまざまな異業種の防災製品作りに関心のある事業者の方が参加されていました。

「津波被災からの避難所経験」について、福島県いわき市で被災された防災士の遠藤雅彦氏から、災害直後の体験や避難所で何が必要だったのかが報告されました。

また、「避難所運営の制度的枠組み」については、阪神淡路大震災からの神戸市職員として復興計画を担当された兵庫県立大学特任教授の本莊雄一氏から、制度的枠組みの課題や避難所の生活環境改善に向けたスフィア基準などが災害関連死を少なくすることに繋がることであり、これからの課題であることが提起されました。

それらの講演を踏まえて、「避難所で役に立つ“モノ”とは」ということで、避難所に何があればよいのか、必要なのかについてワークショップで出しました。

こんな取り組みが、この場で終わるのではなく、実際地域の防災活動を行っている防災会の方たちと事業者のWSが継続的に重ねられることで、現場のニーズに応えられる防災製品の開発に繋がればと思ったところです。

(8) 事前復興について

5月20日「『閑上まちびらき』の復興過程に学び続けて」

2015年6月23日にお会いしてから交流のある宮城県名取市の閑上地区で被災された格井直光さんから、4月21日に開催された河北新報の第88回「むすび塾」の特集報道が掲載された5月11日付河北新報などを届けて頂きました。

初めてお会いしてから、格井さんを窓口の名取へ何度かおたずねしましたし、格井さんが「むすび塾×いのぐ塾」で、高知に来られた時には、夜の交流もさせて頂きました。

また、昭和小の先生方に二度にわたって閑上地区を尋ねて頂いたこともありますし、いろんな方に閑上を訪ねて頂きました。

初めて、閑上を訪ねたときの報告書では、閑上地区のまとめとしてこう結んであります。

「震災以前より、より良い閑上地区を再建・再興しようと言う熱い意気込みを感じる事が出来ました。そして、地域の祭りを再興し、地域コミュニティを再建・再構築をすることが、復興・復旧にとって不可欠であることを学びました。「閑上復興だより」は、地域の細かい情報、たとえば、復活しつつある地元企業のレポートや、お祭りに関する情報、閑上復興まちづくり協議会の情報や、区画整理事業と防災集団移転促進事業などの情報提供も記事になっています。災害復興事業はこの先何年も続きます。しかし、この先どうなろうと閑上ともに生きていくと言う強い決意を感じました。そして、改めて「事前復興」の議論の重要性とその段階からの行政との協働の重要性についても感じたところです。」

閑上地区を訪ねたことが、下知地区防災計画に事前復興計画を盛り込むことのきっかけにもなったと改めて感じさせられています。

そして、その閑上地区が26日に「閑上まちびらき」を迎えるとのことでした。

長い間の復興に向けた歩みに、「お疲れ様でした。これからの新しいまちづくりに、笑顔が広がるコミュニティづくりに、さらに一步踏み出して下さい。」と言葉をかけさせて頂きたいと思いません。

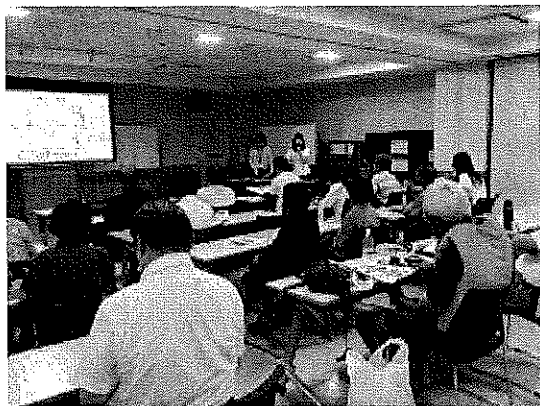
しかし、河北新報の記事を読むと、未災地・備災地の高知にとっての課題も見えてきます。

そんな中、格井さんは、「復興が少しずつ進み、まちは変化している。コミュニティーの再生には住民の連携強化が重要だ。防災に限らず、単身世帯の孤独死防止にもつながる。住民みんなが集まれる場づくりが第一歩になるのではないか。」と語られています。これは、私たちが事前復興において、下知地区で目指そうとしていることにもつながるメッセージではないかと思いつつ、読ませて頂いたところです。

7月27日「東日本大震災の被災地復興から学ぶ」

下知地区減災連絡会2019第1回防災講演会「東日本大震災の被災地の今と復興の課題に備える」を下知コミュニティセンターで開催しました。

3月9-11日の間、東日本大震災被災地の石巻市、名取市の復興状況を調査されてきた、講師の山本美咲氏（地域防災アドバイザー）中山瑞稀氏（高知市地域防災推進課）からは、「東日本大震災被災地視察～東日本大震災から8年 被災地から、今、高知が学ぶこと」と題して報告を頂きました。



今回の視察先としては、石巻市湊地区の被災と復興状況、石巻市における在宅避難者支援、石巻商店街の被災と復興状況、AR津波伝承事業を用いた石巻まちあるき、石巻市立大川小学校、名取市閑上地区の復興過程などでしたが、時間の関係で、一部を報告頂きました。

石巻市立大川小学校では、児童たちの避難行動などを通じて、繰り返してはならない大川小学校の悲劇から学ぶこととして、改めて「事前の防災訓練の大切さ」「災害時にその時の状況を判断し、決定する能力の構築」「津波てんでんこ」「想定を信じない。少しでも高い場所に速やかに避難する」ことの大事さが強調されました。

そして、在宅避難者支援のあり方として、石巻で支援を行っている支援団体の懸念としては、「普段の生活の中で、地域コミュニティからはみ出している人は周りの人との繋がりが少なく、相談をすることができない、その結果地域から孤立してしまう。外部支援者が在宅支援者のところに行っても信用を得るのが難しい。また、避難所の運営も地域が行う中で、在宅避難をしている住民まで事細かな支援ができないことが想定される。」ということがあり、「避難所と在宅避難者をつなぐ中間支援団体が必要。外部支援者である支援団体との役割分担が必要。そのしくみづくりを行っておくことが重要である。」ことや支援制度の欠陥と今後の整備について、報告されました。

石巻市湊地区や門脇地区を中心とした被災状況や復興状況、さらに名取市閑上地区の被災状況や復興状況から言えることは、「事前に地域と行政が未来の復興について同じビジョンを持っておく」「話し合いの練習と話し合いの中心となるまちづくりの母体を決めておく」「地域の中での情報共有の方法を考えておく」ことなどの学びがあつたということだが、これまでも事前復興計画に取り組んできた下知地区でも、さらに追求していく課題だと痛感させられました。

9月10日「被災地での研究から事前復興・行政との協働を考える」

下知コミュニティ・センターに、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科青田良介教授とそこ

に学ぶ大学院生の古部さん、松原さん、古山さん、金沢さん、南（ナム）さんをお迎えして、下知地区防災計画の取組と事前復興などについて意見交換をさせて頂きました。

▼災害からの復興は街をよみがえらせること、地域再生と
言うことを考えたとき、安全・安心の住まい確保という高
台移転だけでなく、「雇用」と「教育」の問題は、大きな柱
になる。

▼「子育て環境」がどのようになっているのかというのも、
転出者を防いだり戻ってくる要件となったり新たな転入者
を迎え入れることに影響してくる。

▼その意味では、女性目線の復興計画と言うのも大事なこ
とである。地域と学校の連携を考えたとき、今は結構垣根が高いのではないか。学校はコミュニ
ティーの力をもっと借りる中で防災教育や避難所運営などを図っていくことも考えた方が良いので
は。

▼下知がこれまで取り組んできた広域避難を見据えた事前交流や事前復興計画と言うのは行政の支
援が受けにくいとしても、行政政策は災害後に、実態に合わせて大きく変わることが多いので、そ
のための種をまいておく。提言の引き出しを持っておくと言うくらいに考えて、備えておく必要が
あるのではないか。

▼行政の前提となる領域、市民・地域が迅速に柔軟に動きやすい領域が違っているだけに、行政は、
市民・地域を助ける義務があるし、そのためにも平時から協働しておくことの必要性。

以上のことから、今、私たちが地区防災計画で取り組んでいる様々な事例から、備えや提言の
実践と種まきにつなげていければと改めて考えさせられました。

また若い大学院生や自治体の職員で大学院で学ばれている方、さらには福島や宮城からの県外避
難者を支援されている支援員もしながら学ばれている方や韓国の公務員で学ばれている方の感想や
意見は、私たちにとっても随分と参考になりました。

▼若い世代が、防災活動に参加するのに義務となるとしんどい面もある。無理をしないで参加して
褒められるそんな地域への貢献の満足度を高めながら参加してもらおう。

▼地域には、市役所だけではなく多様なネットワークを知っている人材がいるかどうかで大きく違
ってくる。

▼子育て世帯の流出、高齢世帯の帰還ということも考える。「心の復興曲線」と言うことを考えた
とき、人と人とのつながりが回復させることになり、災害に強い人を育てる。

▼「命を守る・つなぐ・生活を立ち上げる」のフェイズを具体化するのには、システムよりも人なの
か。その人が感動与えるような取りくみになった時、力を発揮する。さらに、大災害になったとき
のためのグローバルなつながりも必要。

などの意見を頂きました。

「現場で人とつながる。多様な主体・多様な資源をどう活用するか。」と言う青田先生の最後の
言葉をしっかりと受け止めて、今後の「種まき」や様々な「提言の引き出し」を持っておきたい、
そんなことを感じた4時間でした。

10月12日「3. 11被災地の事業所から真の中小企業BCPを考える」

台風接近のため前日からお越し頂いた映像プロデューサーの田中敦子さんを迎え、「『被災地の
水産加工業～あの日から5年』に学ぶ中小企業BCP」とのテーマの減災講演会でのDVD上映と
講演を頂きました。

映像プロデューサーの田中敦子さんの「あの津波のニュース映像を見た時にまず思った事は、テ
レビのドキュメンタリー番組では、真実が伝えることは難しいという思いから、東北被災地の復興



記録映画を撮らなければとの思い。被災地の復興は、地元の基幹産業が回復し、経済が廻るようになってはじめて「復興」と呼べるのだと思ったこと。被災地の基幹産業は水産加工業、この水産加工業が、どの様な経緯を経て再建・復興を果すのか、後年の検証資料としても記録を残す必要があると考え、自主制作で記録映画を撮り続けて来た。そして現在も撮り続けている。」との思いが、しっかりと伝わるようなお話でした。

ひな形のあるようなBCPの形だけの研修会を受けるより、このDVDを観て田中さんのお話を聴く方が、「だからBCPが必要なのだ」と、主体的に考えられるようになるのではないかと思いました。

今回上映して頂いた復興記録映像は二作目の「被災地の水産加工業～あの日から5年」でしたが、講演でお話し頂いた教訓とすべき課題について、列記させていただきます。

『経営者たちの戦いの記録』から見えてくること。

●メディアは金融機関が融資をすると発表したが、実際は極々限られた企業にしか融資をしなかった。

●行政からの告知はネットで配信。ネットに不慣れな経営者は苦戦した！

●補助金申請は、行政からの最初の支援告知はグループを作りまとめて申請をする（通称グループ補助金）だったが、ほとんどの中小企業が申請したグループ補助金申請は、第1次も第2次も受理されなかった。そこには、受理の順番があったと思われる。

第1に受理したのは国益に関わる企業（大手自動車の部品メーカー各社）、で第2は再建しないと社会的混乱を招く企業（大手製紙工場、造船業等々）、ほとんどの一般中小企業は（水産加工業も）第3次の申請で受理された。

●補助金申請が受理されても受理書が渡されるだけで補助金はこない。工場が稼働する直前に、行政担当者が申請書と照らし合わせ、申請書通りでない箇所があると補助金から差し引かれた。震災直後から建設資材や機械類は異常な高騰を続け、値上がり部分は総て金融機関からの新たな借金となって経営者を苦しめた。

●顧客や問屋、スーパーの棚は再建を待ってくれない。

そこから見えてくるBCPとは

●大災害の場合、小企業が個別に行政窓口へ相談に行っても充分に対応してもらえない。このような場合、グループや組合を作り団体として交渉することが必要。

●二重ローンを避けるためにも地震津波保険の検討（1社だけでは難しい場合、グループや組合で加入する方法を損保企業と相談）。

●再建に時間が掛かる場合、顧客離れを防ぐための業務提携（平時に業務提携先を探し、どちらが被災しても助け合う契約を交しておく）が必要。

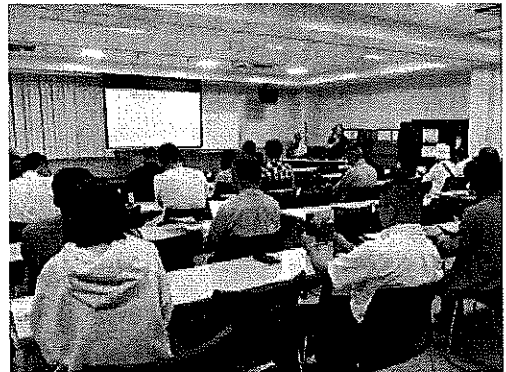
●高知県でも、中小企業を対象にした、災害時に発動する保証予約制度を調べ、可能であれば検討して申し込んでおく。

また、実際鑑賞したDVD『被災地の水産加工業 あの日から5年』では、事業を再開した5社のその後が、描かれていました。

●震災後3年目から始まった大不漁で、水産加工に必要な原料としての鮭、サバ、サンマ、イカ、ほとんどの魚種の不漁に浜のセリ値は2倍から3倍と高騰し、原料の入手が困難で自社製品が作れずに下請けになった企業もあった。浜値の値上がりは2度目の災害。（石巻猪又屋）。

●震災前と消費者の食の嗜好が変わり、従来の商品が売れなくなった（山田町・木村商店）。

●メディアがつくる食の流行など、様々な変化に対応できず、従来の商品を作っている企業はジリジリと窮地に追い込まれた。



●行政の支援で海外マーケットにも販路を広げることができた企業もあった（木の屋石巻水産）（気仙沼・福寿水産）。

5年後の被災地の状況

●決定的な労働力不足・・・震災前の120%の稼働率をもつ最新機器を導入したにも拘らず、働き手不足で、約半数の工場が稼働していない。被災地全域で大変な労働力不足に陥っている。

●様々な問題が重なり、苦境に立たされて倒産を視野に入れる企業が出ている。

そこから見えてくることやBCPは

●事前にグループをつくって、行政と意見交換をしておく。

●海水温の温暖化という自然災害による大不漁の難局を乗り越えるためには。

①どのような商品ならヒットするのか、時代をよく読み付加価値のある商品開発。

②ネットを駆使した新商品の告知販売。

③情報の入手のために、また情報交換の出来る組織に積極的に参加。

④行政のBCP普及の情報をチェックし、行政機関の窓口で情報を得る。

●生き残る企業と、ギリギリと衰退してゆく企業との2分化が始まっている5年目である。

●グループ補助金を受領しながら51社が倒産し、水産加工業が最多だと報道されたが、商工会などに参加していない企業を含めると倒産件数は更に増えると考えられる。

●地域の活性化にとって地元企業は必要、しかし、その企業が倒産すれば、町は衰退することになる。

などの話がされる中、参加者からも質問意見が交わされるなど、意義ある講演会となり、まさに事業者にとっての事前復興は、業種毎に実態に沿ったBCP策定や事前の情報取得と地域の事業所間の交流から始まることが確認されました。

11月11日『事前復興』について、行政のガイドラインや指針に学ぶ

これまで、地区防災計画の「事前復興」分野について考える上で、法制度や被災後のまちづくり、復興まちづくりの現状報告や被災地における中小企業のBCPなどについて、学びあってきました。

今回は、復興まちづくりのための行政手続きや事前に準備しておくことの必要性などについて、国土交通省の「事前準備復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（2018年7月）」や高知県の「震災復興都市計画指針（2016年3月）」から学びあってみたいと思います。

被災後は早期の復興まちづくりが求められますが、東日本大震災等これまでの大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、住民がバラバラの避難先に居住していたり、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興の遅れに影響が生じたことを私たちは、被災地から学ぶことができました。

こうしたことから、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておくことが重要だと考え、地区防災計画に事前復興計画を盛り込みました。

国土交通省の「事前準備復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」には、「事前に準備をしておくことで、早期に的確な復興を実現」と書かれています。

「事前準備復興まちづくり」のための手続き等についてさらに調査しておく必要があります。

3月13日『名取・閑上の復興』に学び続けたい

9年目の3.11に手元に届いたのは、ひとつのパンフレットでした。

復興状況を学ばせていただくために、下知地区の有志の皆さんとともに5年前に訪ねて以来のおつきあいをさせていただいている名取市閑上の格井直光さんからの「一般社団法人 ふらむ名取」のパンフレットでした。

私自身は、これまでに、3度閑上を訪ね、また高知にお越し頂いた格井さんや「ふらむ名取」のメンバーである佐竹悦子先生と交流させて頂いてきました。



そして、何よりも、発刊の都度送って頂いていた「閑上復興だより」に学ばせていただきました。

60号を区切りに刊行を終えることとなりますが、さらに未来へと出航するための活動に、今後も引き続き学ばせていただきたいと思ひます。

パンフレットには、次のような思ひが刻まれていました。

—引用開始—

「ふらむ名取」は、2017年4月に、「閑上復興だより」「閑上震災を伝える会」「名取交流センター」が合流して発足しました。

震災から8年が経ち、閑上のまちでは嵩上げが進み、宅地の引き渡しや災害公営住宅の入居が始まりました。ハード面でのまちづくりは終わりが見えてきました。しかし、ソフト面でのまちづくりを進めなければなりません。戻ったが生活基盤が整っていないため不便を感じ、新しいコミュニティに不安を抱える。元々人とのつながりが深かった閑上。三団体の機能を生かしコミュニティ形成に役に立ちたいと、立ち上げた次第です。見えない復興へ前進していきます。

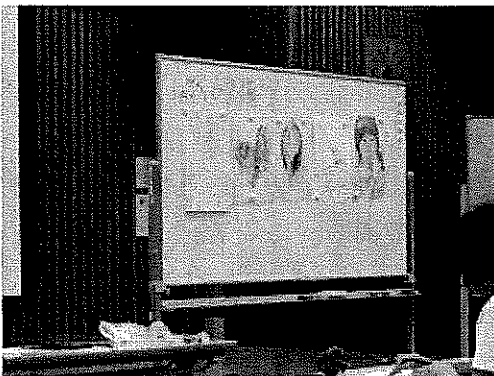
いつかは、いいまち「閑上」になったと！復興計画では遅れをとったが、どこのまちより閑上一番と言われたい。この思ひを後世へ伝えていけるよう活動していきます。

—引用終了—

「ソフト面でのまちづくり」復興が続くそんな閑上に、寄り添い、学び続けさせて頂きたいと思ひます。

2 教育・子育て支援・児童虐待予防の調査研究について

5月18日『夜間中学』開校へ、重ねる体験入学」



県では、義務教育を受けられなかった人や不登校の子どもを対象にした「公立中学校夜間学級（通称・夜間中学）」の2021年度の県内開校を目指し、県教育委員会が準備を進めています。

県内には義務教育を終了していない方が1016人、高知市内には390人おられるとのこと。昨年来、夜間中学の様子を知ってもらうことを目的に「体験入学」が実施されており、昨夜は高知市で開催された第11回体験入学を見学させて頂きました。

子どもさんを含めて9人が参加される中、「学級活動」「美術」「数学」「学級活動」の授業が行われました。

美術も、数学も楽しんで学ぶ授業で、参加者の皆さんには新たな気づきもあり、二回目の参加の方は、「もっと基礎から学びたい」との感想を述べられていました。

体験入学の中で、実際に義務教育を受けられなかった人など学習者となる方の参加によって、課題を見出しながら、解決を図り、高知らしい夜間中学の開校を目指していきたいものです。

5月27日『ゲーム依存』から脱脚するためにも『デジタル・ダイエット・キャンプ』の活用を」

スマートフォンなどのゲームやテレビゲームなどにのめり込んで日常生活に支障をきたすゲーム依存症が、国際的に「ゲーム障害」という疾患として25日、世界保健機関（WHO）総会の委員

会で決まりました。

WHOの国際疾病分類の約30年ぶりの改訂版で、ギャンブル依存症などと同じ精神疾患に分類され、治療が必要な疾患と位置づけられています。

2022年に発効する改訂版では、「ゲームをする時間や頻度などを自分で制御できない」「日常の関心事や日々の活動よりゲームを優先」「日常生活に支障をきたしてもゲームを続ける」という状態が12カ月（重症ならより短期間）続くとゲーム障害と診断するとしており、厚生労働省の17年度の調査では、中高生約93万人がゲームなどのネット依存のおそれがあると推計されています。

これから、予防対策や治療法の開発などが進むとみられていますが、私も、昨年12月議会でネットやゲーム依存から脱却するための支援としての「こうちねっと見守り会議」のネットやゲームから離れようとする取り組み、「デジタル・ダイエット・キャンプ」の取り組みについて質問をしました。

県としても、世界保健機構や国などの動向を注視し、専門的な研究に基づく予防策や対応策、支援策が明らかになれば、それらも取り入れながら、学校、家庭、地域と連携した取り組みを進めていくとしながら、「デジタル・ダイエット・キャンプ」についても、「その効果やニーズ等について情報収集も行い、その中で、県による実施や民間の方々への支援などについても検討していきたい」とのことでした。

単なる「ネットやゲーム断ち」ではなく、親子関係の再構築を中心に置いた「レ・クリエイト＝再創造」の取り組みであると言えます。この「デジタル・ダイエット・キャンプ」は、自然の中で遊ぶことでゲームやスマホのほかにもおもしろいことがたくさんあることに気がついて、子どもたちの依存状態を改善する取り組みが広がり、効果ある対策となっていくことを期待しています。

6月2日「急がれるべきは、民間DVシェルターへの財政的支援では」

今朝の高知新聞に、「DVシェルター支援拡充 子ども保護 児相連携強化で」との見出し記事が掲載されていました。

県議会で「県の責任で民間シェルターの確保財源などを措置されるよう要望」したのは、平成23年2月定例会であったが、「今後とも支援に携わる民間団体の自主性を尊重しつつ一層連携を密にしながら力を合わせてDV被害者の支援の充実に努めていく。」との答弁に止まっていました。

ここにきて、DV被害者を支援するシェルターなど民間施設95カ所を対象としたアンケートを実施し、8割超の81施設が「財政的問題」を挙げ、「施設・設備の問題」と「スタッフの不足」を挙げたのもそれぞれ80施設に上っていたとのことでした。

常勤職員がいない施設は35施設、14施設はボランティアのみで運営されており、1施設あたりの平均職員数は常勤2人、非常勤4人、ボランティア5.3人という結果の中で、やっと本格化し始めるのかという思いです。

DVの被害女性やその子どもを一時的に保護する民間シェルターへの支援拡充策を盛り込んだ有識者会議の報告書が公表されたとのことですが、母親へのDV同時に子どもへの虐待も起きているケースがあることから、児童相談所との連携を強化するものだが、当然女性相談支援センターなどとの連携強化や被害者支援の一環として、民間団体と自治体が協力し、加害者を更生させるプログラムについての調査研究も行うそうです。

しかし、アンケートで8割超の施設が「財政的問題」や「施設・設備の問題」と「スタッフの不足」を挙げられていることを踏まえた取り組みこそが急がれるべきではないのかと思わざるをえません。

8月24日「生きる権利のために『夜間中学』で文字と言葉を奪い返す」

高知県に「夜間中学」をつくる会の主催で、「『夜間中学』を考える学習会～学ぶたびくやしく学ぶたびうれしく～」に出席してきました。



最初に TBS の 1968 年のドキュメンタリー「浮浪児マサの復讐」を視聴しましたが、そこに登場する学ぶことができない戦災引き揚げ浮浪児として生きてきた高野雅夫さんの生きる権利が全てに優先する。そのための学ぶ権利を主張し、文字と言葉を奪い返すという夜間中学開設の闘いの原点に学ばせて頂きました。

さらには、大阪の夜間中学で学んだ金夏子さん・金喜子さんの「9年間の夜間中学校での学び」のお話、夜間中学の先生であった林二郎さんから、「他人名での密入国の自首を迫った夜間中学での学び」についてなどのお話を聴かせて頂きました。

最後に高野雅夫さんのお話がありましたが、会議がダブルブッキングしていたため、中座し、もっとも大事な部分が聴けずに残念でしたが、後で録音を聴いて、学ばせて頂きたいと思っています。いずれにしても、高知に必要な「夜間中学」について、しっかりと考えていきたいと思っています。

8月27日「『産後ケア事業』のさらなる拡充で子育て支援を」

高知新聞2面に、高知市の委託事業で実施している「産後母子の宿泊ケア」が好評であることの記事が掲載されています。

産後ケア事業のスタートを求めて、県に、県助産師会と育児サークルなどに関わる母親の皆さんとともに、県に要望書を提出したのが、6年前の2013年11月でした。

出産した母親の入院期間は極めて短く、退院後は、慣れない育児に家事負担も加わり、相談する方も身近にいないことから、不安を覚える場合が少なくありません。そんな中、子育てに悩む母親も体を休めながら、助産師から授乳や沐浴、母子の健康管理などの指導を受け、育児不安を軽減することを目的とした産後ケア事業をスタートさせることを要望するものでした。

そして、現在、竹内さんらスタッフが24時間常駐する院内の一室で、料理や洗濯などの家事に煩わされず、心身の健康管理や赤ちゃんの世話など必要に応じた助言や指導を受けながら、ゆったりと過ごす機会を得ています。

多様な課題を抱える子育て期の支援の一つとして、このような産後ケア事業がさらに拡充されることが求められます。

8月30日「『依存症』リスクが高まる若者層への予防教育を」

「『ダメ、絶対』だけではない依存症予防教室モデル事業」に参加して、ギャンブルやネット・ゲーム、薬物やアルコールなどへの依存の予防教育や依存した場合、どのように回復させるのかなどについて聴講してきました。

時間内に、他の予定も入っており、私が聴講できたのはギャンブル行動依存、ネット・ゲーム依存、アルコール健康障害予防についての一部でした。

今朝の高知新聞にも記事があるように、医療関係者や教育関係者など会場いっぱいの約300人が参加されていました。

中でも覚せい剤使用などで有罪判決を受けた高知市出身の俳優高知東生さんが自らの体験を語られたことは報道のとおりですが、私はその時間帯は別会場での会議に参加せざるを得ず聞くことができませんでした。

ギャンブル依存の予防教育において、ギャンブル産業側の作る制作物に気をつけ、学校で配布することなどはしないようにとのアドバイスを含め、講師からなぜ自分がギャンブル依存から回復で

きたのか、予防教育で伝えるべきことなどについて話がされました。



また、ネットゲーム依存の予防教育では、ネット依存の定義がしっかりと定まっていないことやネット依存の中心がオンラインゲームであったが新たな問題も起こりつつあると言う状況の中で、ネット内の仮想社会ではなく現実社会での楽しみを見つけること。現実社会での人間関係を作ること。そのために、問題意識を共有したり、自分の生活を振り返ってどうしたいのか、本人の問題として投げ返すのではなく、一緒に考えると言うことを治療の目的として取り組まれている講師の話もありました。

いずれにしても、アルコールやギャンブル、ネット・ゲーム、薬物などそれぞれ依存を始める年齢が若いほど依存症リスクが上がる事は共通していること、もし、依存症になった時自助グループにつながるができるかどうかによって回復の状況も大きく違ってくることが共通しているのではないかと感じられました。

その意味でも、依存症への予防教育が大事になってくるとか依存しても回復できる社会や仕組みを作っていくことの大切さが改めて問われていることを感じました。

3 生きづらさの課題の調査研究について

4月29日『8050問題』の深刻さ

県議選挙の告示日に、40～64歳の中老年ひきこもりが全国で61.3万人にのぼるという内閣府の推計結果が、公表されました。

私は、街頭から生きづらい方たちが生きやすい社会になるように取り組みたいとの思いで、老いていく親とひきこもる子の孤立と困窮は、80代の親と50代の未婚の子の世帯の困難という意味で「8050問題」とも呼ばれているが、こういった方々をどう支援していくのか、社会・県政の課題でもあると訴えてきました。

ある街頭では、じっと聞き入って下さった、そのような課題を抱えている生きづらいご家族の方から「生きやすくなるよう頑張ってください」との声かけも頂きました。

先日、ひきこもり問題と向き合うことに12年前に誘ってくれた高校の先輩で、高知のひきこもりの親の会の会長から、メールで「2018年度ひきこもりに関する全国実態アンケート調査報告～本人調査・家族調査・連携調査～」を頂きました。

ひきこもりの長期高年齢化に伴い、介護問題、健康問題、経済的困窮など問題が複合化し、日常生活が追い詰められるまで問題が表面化せず、地域社会から孤立している実態が表出しています。

HPの事業結果の抜粋を引用させていただきます。

1. ひきこもり本人の年齢の推移

家族調査の結果から、ご本人の平均年齢は本年度 35.2 歳となり、昨年度からさらに1歳近い上昇が認められた。さらに、本人調査の結果から、本年度は昨年度に引き続き過去最高年齢を更新した。本実態調査からも高年齢化したひきこもりの実態が示されており、いわゆる「8050問題」という言葉に代表されるように、高年齢のひきこもりのニーズに合わせたサポートを充実させることが重要である。

2. 家族の年齢の推移

家族の平均年齢は、昨年度から1歳以上の上昇が認められており、昨年度に続いてこれまでの調

査で最高年齢を記録し、初めて 65 歳を超えた。今後、家族会にも参加が困難になり介護が必要な家族が増加することが推測される。このようなケースにおいて、生活そのものを成り立たせるための対策が急務である。

3. ひきこもり期間の推移

家族調査におけるひきこもり期間は、昨年度は、一昨年度よりも 1 年以上短いという結果が示されたが、今年度は昨年度から 2 年以上長いという結果であった。今年度の平均ひきこもり期間 12.2 年という結果は過去最長の期間であり、この傾向は家族調査だけでなく本人調査でも認められた。

4. 家族会に期待していたこと、実際に得られたことの比較

家族調査において、初めて参加したときに家族会に求めていたこと（期待）と実際に得られたこと（実際）を比較した。「自分の経験談を話すことで、心を軽くしたい」、「精神的な支えを得たい」に関しては、当初の「期待」よりも「実際」の方が高いという結果が示された。したがって、家族が気持ちを軽くしたり精神的な支えを得たりする役割を家族会が期待以上に担うことができおり、これらの役割を家族会が担うことによって家族会への継続的な参加につながると考えられる。また、本人調査においては、「家族の気持ちを知りたい」、「自分の経験談を話すことで、心を軽くしたい」に関しては、当初の「期待」よりも「実際」の方が高いという結果が示された。したがって、家族の気持ちを知ったり自分の気持ちを軽くしたりする役割を家族会がご本人の当初の期待以上に担うことができおり、これらの役割を家族会が担うことによって家族会への継続的な参加につながると考えられる。

5. 40 歳を超える高年齢化事例の特徴

本調査では、ご本人の年齢が 40 歳以上の場合と 40 歳未満の場合を比較することで、どのような特徴が認められるかを検討した。本人調査では、40 歳未満の事例が 37 名、40 歳以上の事例が 13 名 (26.0%) でした。また、家族調査では、40 歳未満の事例が 204 名、40 歳以上の事例が 93 名 (31.3%) でした。

(1) ひきこもり期間

本人調査、家族調査のいずれも、40 歳以上の事例の方がひきこもり期間が長いという結果であった。

(2) 本人の社会参加困難感

家族調査においては、40 歳以上は 40 歳未満よりも社会参加困難感が低いことが示された。

6. 行政調査

家族会の設置状況については、8.6 %が設置しているに留まっている。自機関及び設置されている自治体内で家族会があることを把握していない機関に、今後家族会を設置する予定があるかについて尋ねたところ、設置を予定している行政機関の割合は 16.7 %となった。また、家族会の設置を予定していない理由としては、「必要性があるかわからない」という回答が 57.6 %を占めている。

このことから、行政機関においても家族を支援する家族会の取り組みは鈍い状況がわかる。家族を支援することの重要性は、ひきこもり本人と家族、そして支援者も認めているところであるが、それを実践しているところはまだまだ少ない。家族の真の思いを知るためにも、行政機関において家族会をはじめとした家族支援に是非取り組んでもらいたい。

7. 効果と今後の展開

本年度の調査では、長期、高年齢化がさらに進んでいることに加えて、当事者、家族の多くが行政機関との連携を求めていることが明らかにされた。また、行政機関も家族会の意義を認めている。

しかし、行政機関での家族支援は十分には進んでいない現状も示された。その最たる理由が、ひきこもり支援のスキルがないという点であった。

2019 年 3 月 29 日に、内閣府が 40 歳から 64 歳まででひきこもり状態にある人が 61.3 万人であることを公表した。15 歳から 39 歳までのひきこもり状態にある人 54 万人を加えると、全世代で

115万人のひきこもり当事者がいることになる。そして、その家族を含めると少なくとも300万人の人たちがひきこもり問題を抱えている当事者となる。

今後は、全世代で生じているひきこもりに対応していく必要がある。ひきこもり問題では家族を含めた支援が必須であるため、当会が蓄積した支援スキルを広めていくことが効果的であると考えられる。

などと、記載されています。

行政が効果ある支援策を講じるためにも、県内の実態調査が求められていますが、県は「ひきこもりの実態調査については、本人及び家族にとって大変デリケートで複雑な事情があることなどから、慎重に対応すべきものと考えている。国が実施をする40歳以上を対象としたひきこもりの実態調査の結果や他県の取り組みなども参考に、実態調査の実施の是非も含め検討をしていく。」というスタンスに止まっていますので、五期目の取り組みの中で、「今後とも、ひきこもりの方々や御家族への支援について、家族会の御意見も聞き、引き続きしっかりと取り組んでいく」という姿勢の実効性を求めていかなければとの思いから2月定例会で質問を行いました。

6月2日「映画『カノン』に学ぶ生きづらさとの向き合い方」

映画「カノン」の録画を観る機会がありました。

幼い頃のトラウマをそれぞれ抱える三姉妹、アルコール性認知症を患う母親、その義母の孫姉妹や義娘への向き合い方を描く中で、モラルハラスメントや、アルコール依存症、認知症など女性が人生で直面する社会問題との向き合い方を考えさせられる映画でした。

描かれていたアルコール依存症がもたらす家族の断絶とトラウマのシーンは、高知市で開催されている高知アルコール問題研究所開催の毎年の酒害サマースクールで聞かせて頂く体験発表を思い出しながら見ていました。

また、モラルハラスメントとの向き合い方も深刻な状況を突きつけられるのだと考えさせられてしまいます。

「モラハラ」とは殴る・蹴ると言った肉体的な暴力ではなく、発言や行動、態度などで相手を精神的に追い込む嫌がらせで、職場だけでなく家庭でも起きやすいものです。

立場的な上下関係のある・なしに関係なく行われるため、比較的長期間に渡って行われるなどの特徴があり、「嫌がらせをされている」と本人が認識するよりも「自分がダメなんだ」「人としてダメなんだ」と言ったように自分に問題があると思ってしまうケースがよくみられると言われていますが、映画でもそのようなケースとして描かれていました。

こんな生きづらさを抱えた家庭、人間関係が身の回りに存在していたら、どのように向き合うのか、わがこととして考える機会を与えてくれる秀作だったと思います。

6月4日「『ひきこもり状態だから起きたのではない』を考えてみよう」

川崎市多摩区で小学生ら20人が殺傷された事件から今日で1週間となります。

尊い命が理不尽に奪われた痛ましい事件であり、加害者が許されるはずはありませんが、加害者が「引きこもり傾向にあった」ことが事件の背景として報道されていることについて、引きこもりの当事者や支援団体が「偏見助長につながる」と懸念する声明を相次いで発表しています。

さらに、長男を刺した川崎類似危害を危惧した事件までもが起きる中で、余計にその傾向が強まるのではないかと心配されます。

高知も含めて38都道府県に支部があるKHJ全国ひきこもり家族会連合会（伊藤正俊、中垣内正和・共同代表）も1日に声明を公表しています。

声明では、「自分の子ども事件を起こしてしまうのでは」と衝撃を受けた親からの相談が事件後に増えている実態を明かしたうえで、「ひきこもり状態にある人が、このような事件を引き起こすわ

けではない」「むしろ、ひきこもる人は、職場や学校で傷つけられたり傷つけたりするのを回避した結果、他者との関係を遮断せざるを得ない状況に追いやられた人が多く、無関係な他者に対し危害を加えるような事態に至るケースは極めてまれ」だと指摘しています。

そのうえで「事件の背景に『ひきこもり』という単語が出てくると、メディアは『なぜここまで放置したのか』などと家族を責め立てるが、周囲が責めれば責めるほど、家族は世間の目を恐れ、相談につながれなくなり、孤立を深める」とし、縦割りをこえた行政の支援構築や、家族会などの居場所につながることの重要性を訴えています。

昨日、出先機関業務概要調査で、「ひきこもり地域支援センター事業」に取り組んでいる高知県立精神保健福祉センターを訪ねた際にも、「ひきこもり」問題について、複数の委員から質問も出されました。

私の方から、今回の事件のことも踏まえての質問に対してセンター長は「引きこもり当事者の高齢化による8050問題などが、家庭で見守っている側の高齢者の介護問題などで顕在化する場合もあり、家族支援と言うことにも力を注いでいかなければ。」とのお話もありました。

KHJ全国ひきこもり家族会連合会は、「今回の事件は、『ひきこもり状態だから』起きたのではない。社会の中で属する場もなく、理解者もなく、追い詰められ、社会から孤立した結果、引き起こされた事件だったのではないかと推察する。「同じような事件が繰り返されないためにも、今後、社会全体で、なぜこのような事件が起きたのかを考えていく必要がある。」と声明文で結ばれています。

8月5日「酒害者と向き合える支援者のあり方」



毎年お招きをいただいている市民社会の酒害をなくす運動「第47回高知酒害サマースクール」に午後の部から参加し、酒害者の体験発表さらには記念講演として岡山県精神科医療センター橋本望医長の「アディクションのメカニズムそして支援の課題と方向性について」お話を聞かせていただきました。

体験発表からは、当事者の1日断酒を継続していくまでの苦難と決意について改めて支援者の必要性を感じたところです。

講演では、「どこからでもドア方式」「アディクションのメカニズム」「単純化の方策」「複雑化の方策」「支援技術の普及に向けて」についてお話をされました。

依存症の状態についても、それぞれ個別に特徴があり、複雑化している中で「治療者と支援者の共感性の必要性」「本人と本音の関係を保つこと」「有効性のある治療はあるが、必ずしもそれが一人ひとりにとって有効であるとは限らない」「どんなに良い方法でも、無理矢理押し付けてもだめな場合がある事」などを踏まえることは大事であると感じました。

また、「心理社会的治療に共通する有効な構成要素」のお話が、私自身は整理がされたように思います。

それは「良好な治療関係 目標が明確であること」「酒のない生活に報酬があること」「ロールモデルの存在 断酒を志向する考えの受容」「渴望への対処スキル自己効力感」が有効な構成要素であると言う事をおさえておくことなどをお聞きして、先生が必ずしも医療的専門知識がなくとも、支援者がこれらのことをしっかりと踏まえて酒害者と向き合える、依存症支援のありかたを踏まえておきたいと感じました。

最後に先生が述べられた「依存症からの回復に失敗はない。自分が失敗とみなさない限り全てを試みだと思う。試みを止めない限り必ず回復する」「次の試みを一緒に計画し、それを安心して実

行できるように関係を保つのが支援者の役割である」と言われたこと。そして、「あなたにとって光・水・土とはなんですか」という問いかけを受け止めて取り組んでいきたいものです。

9月4日「共生のまちづくり、子育て支援、動物愛護の調査に学ぶ」

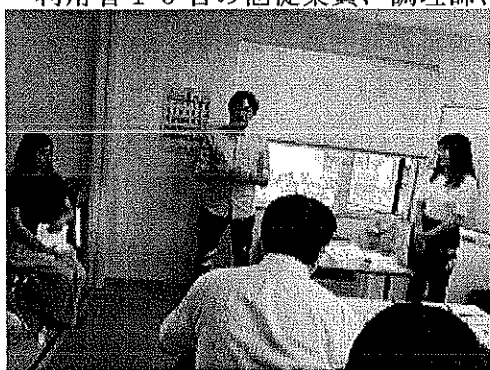
危機管理文化厚生委員会が調査した北海道胆振東部地震以外の調査地の報告です。

【当別町における地域共生のまちづくり】

8月27日に、当別町にある社会福祉法人「ゆうゆう」を訪ねました。

すべての住民が活躍できる共生のまちづくりの取り組みを行われている法人ですが、2011年にオープンしたB型作業所の共生型コミュニティ農園「ペコペコの畑」での取り組みを聞かせて頂きました。

利用者10名の他従業員、調理師、農福連携職員、生活介護職員などで運営しており、地域の常連客や20名ほどのサポートグループの皆さんに支えられています。



そこでの調査の後、当別町共生型地域福祉ターミナルを訪ねました。

もともと理事長の大原裕介さんが、町内にある北海道医療大学に在学中、当別町で生きづらさを感じている方たちを支援したところから始まったそうで、現在では多様なサービスを提供する社会福祉法人となっています。

大学を有する街において、障害者や高齢者、学生らの様々な取り組みを通じて、多様なつながりができていることを実感できました。

ここを私たちが訪ねたときには、たくさんの大学生ボランティアや子どもたちが集まっていたが、地域住民の交流拠点、共生型地域オープンサロンとして、一ヶ月に約1000人の方たちが出入りするとの事でした。

これからの地域共生のまちづくりの参考になる事例だと思われます。

【札幌市の動物愛護のとりくみ】

28日は、札幌市役所保健福祉局動物管理センターから札幌における動物愛護管理推進計画に基づいた取り組みの聞き取り調査などを行いました。

厳冬という自然環境や獣医学部など獣医師養成の大学が道内にあることや動物愛護のボランティア団体など社会資源が高知県とは違っていることから、取りくみの違いもあることを考えさせられました。

そのような中で、市内にはほぼ野犬は見あたらず、譲渡不適で攻撃性のある犬などについても農家の獣害対策に活用したりして、犬の殺処分はゼロにしてきた。

今後猫の殺処分ゼロを目指す、センターで引き取るのは、野良猫の子猫が大半で、冬が厳しくゴミも減少する中、自然淘汰されている。

避妊・去勢や地域猫の取組、ペット同行避難などは今後の課題で、(仮称)動物愛護センターの立地条件の視点や政策展開上の視点を踏まえて、総合的に検討していくことが求められているとのことでした。

【札幌市のこども緊急サポートネットワーク】

札幌市内のNPO法人北海道子育て支援ワーカーズを訪ね、こども緊急サポートネットワーク事業等の取り組みについて聞き取りをさせていただきました。

01年から任意団体で、託児サービスなどを行ってきた頃から、05年の厚生労働省「緊急サポートネットワーク事業」に取り組み、以降「ファミリーサポートセンター病児緊急対応強化事業」に取り組んでこられたこれまでの経過や現在の事業等について、様々なご苦労や課題等について聞

かせていただきました。

利用者からの子育ての援助受けたい人と援助を行いたい人を結ぶ際に、「断らない、見つかるまで探す」と言うことを基本に、緊急時や病児病後児預かりの事業を実施されています。

依頼会員と提供会員をどのように結びつけるのか、そのご苦労やあるいは達成感を得るための取り組みに学ばせて頂きました。

10月12日「台風19号被災地避難所で排除される生活困窮者」

東京都台東区が、路上生活者など区内の住所を提示できない人を避難所で受け入れていなかったことなどが報道されています。

毎日新聞によると、台東区では、台風19号の接近に伴って、区内4カ所に避難所を開設し、12日に区立忍岡小の避難所を訪れた2人に対し、「住所がない」という理由で受け入れを拒否したとのことです。

受け入れを断られた北海道出身の男性は脳梗塞を患い、会話が不自由な状態で、約1カ月前に上京し、路上生活を続けていたということで、屋内に避難できなかったため、12日夜はJR上野駅周辺の建物の陰で傘を差して風雨をしのいだとのことでした。

実際には、台東区内には外国人観光客や帰宅困難者向け避難所として、区の浅草文化観光センターや都が運営する東京文化会館があったが、「住所不定者への避難所という観点がなかった」ということで、路上生活者には案内しなかったというが、生活困窮者の支援などを続けられている立教大大学院特任准教授の稲葉剛さんは、「行政による究極の社会的排除であり差別と言わざるを得ない。緊急時に路上生活者が命の危機にさらされる、という意識が薄いのではないか」と指摘されています。

災害時に、避難者の命を差別するとは、呆れるとともに怒りを感じます。

「命を守れ」と言っていて、避難してきた人を避難先で追い返す、追い返した人が、被害にあわれたらどうするのでしょうか。こんなことが許されていてはいはずがありません。

11月2日「県内約6千人（推計値）の引きこもり状態にある方、一人ひとりと寄り添うために」

「県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会」の初会合が10月31日に、高知市で開かれました。

その中で、事務局の県が、県内で6カ月以上ひきこもり状態にある人の推計値を、約6千人と発表しています。

配付資料を観てみると、国の「若者の生活に関する調査」と「生活状況に関する調査」に県人口を当てはめて算出し、15～39歳が2638人（1.57%）、40～64歳が3306人（1.45%）となったものです。

いずれにしても、対象年齢層の15～64歳の県人口の1.56%の方が引きこもり状態にあると試算されています。

県内34市町村への県の調査によると、「ひきこもりの人を把握している」のは3自治体にとどまっており、「ある程度把握」が21自治体、「把握してない」が10自治体となっています。

県内自治体による総把握人数は347人（24市町村）にとどまっており、今後、県レベルでは未実施だった実態調査についても、実態把握方法を検討の上、来年度の予算化で調査をする方針も示されています。

80人分の「ひきこもり支援台帳」を作成して支援に役立てているある自治体の分析結果などを見てみると、ひきこもりのきっかけが「不登校」か「職場関係」かなどによる分析などは、今後の支援対応を検討する上で、参考になるものと思われました。

県の「ひきこもりの人等に対する支援の方向性について」では、例えばきっかけが、就職後にあ

る場合は、「相談支援」においては「生活困窮者への支援の充実強化、精神科医療との連携強化、地域の関係機関が連携した総合的な支援体制の構築」を図り、「自立支援」としては、「居場所の確保等社会参加に向けた準備段階の支援の充実強化、障害の有無にかかわらず、一貫した就労支援が行われる体制の整備」などが示されているが、記事にあるように、当事者や家族支援に携わる委員が指摘した、「ひきこもってる人は十人十色。その違いにたじろがず、一人一人に寄り添い続けることが大切」ということなどを、しっかりと踏まえた今後の検討が必要と思われます。

実態把握調査のあり方などについては、2月定例会で質問を行いました。

1 2月15日「ハウジングリスクの回避に官民協働で」

高知新聞一面に、『「入居拒まない賃貸住宅」県内わずか3戸 確保制度の登録増えず 高齢者ら行き場なく』の見出しの記事がありました。

単身の高齢者や障害者、低所得者など入居困難者が増える一方、本来受け皿となるべき公営住宅の増加が見込めないことから、政府は2017年、住宅セーフティネット法を改正し、高齢や障害を理由に入居を拒まない住宅を家主から募り、県や中核市に登録し、紹介する制度を整備しています。

しかし、政府がつくったこの「住宅確保制度」が進んでおらず、県内で登録された住宅はわずか3戸で、家を借りられない人たちの救済策とはなっていないという内容です。

昨年度、高知市の生活支援相談センターに、寄せられた相談のうち住まいに関する相談は119件あり、うち63件は住居の確保に困っているものだったそうです。

この記事を読んだときに、2015年に続いて16年の9月定例会で質問した「住まいへの不安を抱えた県民のための居住確保の支援策」のことを思い出しました。

住宅の貧困の問題、いわゆるハウジングリスクを抱えている高齢者や障害者以外にも世帯内単身者、母子世帯、不安定就労層と幅広く潜在的に存在していることが明らかになっていることから、住まいへの不安解消は国土交通省と厚生労働省の壁を取り払い、憲法第25条の規定を受けて、健康で文化的な最低限度の生活水準を維持するに足る住宅を供給する目的の住宅確保策を、自治体と一緒に推進することこそが求められているのではないかと指摘させて頂きました。

その上で、「県内のハウジングリスクの実態を明らかにせよ」「ハウジングリスクを抱えた県民への支援を行え」「空き家対策を移住希望者向けの住宅確保だけでなく、住まいへの不安を抱えた県民のための居住確保の支援策としても活用すべき」などについて、質問したことでした。

いろいろと述べられていたが、まとめて言うと「今後、住宅確保要配慮者の実態やニーズを踏まえて福祉部局と連携し、これらの住宅に関する情報の充実や入居の円滑化に係る協議検討など、住宅確保要配慮者の居住支援に努める。」ということでした。

その結果が、この記事の内容だとすると、県の取り組みの本気度が問われます。

今後、官民協働の取り組みの具体化を図るためにも、2月定例会での質問に反映させました。

1 2月23日「本県出身の村木さんが先頭に立つ居住支援を高知でも本気で」

今朝の高知新聞に「住宅弱者に空き家」をとの見出しで、15日付の高知新聞一面にあった、『「入居拒まない賃貸住宅」県内わずか3戸 確保制度の登録増えず 高齢者ら行き場なく』の見出し記事と関連した記事がありました。

高齢者や障害者ら住まいを確保しにくい人たち、いわゆる「住宅弱者」を支援する各地の団体が連携して課題解決に当たろうと、初の全国組織「全国居住支援法人協議会」が設立され、その会長として活躍されている高知県出身の元厚生労働省事務次官村木厚子さんへの取材記事です。

先日の記事でも紹介されていましたが、住宅弱者を対象にした「登録住宅」は全国で約1万8千戸にとどまり、政府が来年度末までにめざす17万5千個にはほど遠く、高知県は全国最少の3戸

であるとのことでした。

「制度の認知度を高めること。登録住宅にはリフォーム代が出るなどのメリットを知ってもらいたい。不動産業者と福祉関係者がかみあった好事例を関係団体で共有し、行政にも協力を呼びかけてこの制度を軌道に乗せたい。」と村木さんは指摘されていますが、副会長で共同代表のホームレスの住まい確保の活動を続ける奥田さんは「各地に居住支援法人を増やし、現場の声を国に届けることも必要で、相談窓口も作りたい。」とシンポジウムで語られています。

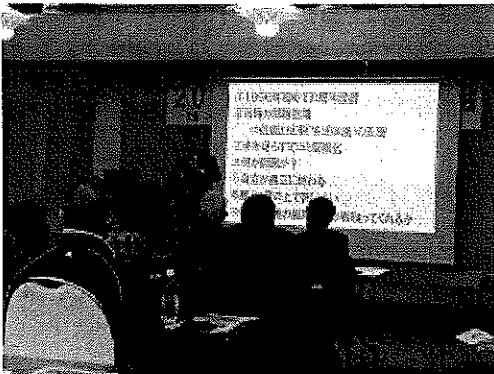
16年9月定例会で、私は「住宅確保要配慮者つまり低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者への支援が本来の役割であるはずの本県居住支援協議会も、移住希望者への情報提供業務に傾斜することなく、ハウジング・リスクを抱えた県民への支援を行えないか。」と質問したが、「今後、住宅確保要配慮者の実態やニーズを踏まえて、福祉部局と連携し、これらの住宅に関する情報の充実や、入居の円滑に関わる協議、検討など、住宅確保要配慮者の居住支援に努めていく。」との結果が、居住支援法人2団体、登録住宅3戸という状況なのかと残念です。

今後も、取り組みの本気度を求めています。

1月18日『助けて』と言える社会を紡ぎたい

1月18日には、高知県労福協主催の「助けてと言える社会へ無縁社会と家族機能の社会化」というテーマの研修会に参加し、学んだことを2月定例会で議会質問に取り入れました。

講師は「NPO 法人抱樸（ほうぼく）」の理事長などを務めておられる奥田知志牧師で、生きづらさを抱えている人たちが助けてと言える社会になっていない実態等について、ホームレスや引きこもりなど社会的孤立の状況に置かれている方たちにとって、取り戻すべき家族機能の社会化などについて具体的な事例などを挙げて話されました。



この認定 NPO 法人抱樸は、福岡県北九州市で1988年からホームレスの自立支援を行っており、活動開始から31年の間に、抱樸の支援で自立を達成した人は3500人に上っているそうです。その中で9割の方が自立して、その中で9割以上の方が、その生活を続けられているということに驚きます。

そこには、抱樸の支援の大きな特徴として、自立後も続く「伴走」にあると思われます。

従来の支援は、問題解決に重点が置かれていたが、「伴走型支援」は、ながることが第一目的だと言われます。

つながることが目的の「伴走」は、問題解決しなくても成立するのであって、二つの支援の併用は大事だが、伴走型支援が前提でないと問題解決型は成立しないということも、なるほどと考えさせられます。

また、「二つの困窮」について、経済的困窮である「ハウスレス」、社会的孤立である「ホームレス」ということからハウスとホームの違いについても、考えさせられました。

ある襲撃事件における「ホームレス中学生」の存在は、「家があっても帰るところがない」「親はいても誰からも心配されていない」ということからホームレス化する社会で、どうつながっていくかということも考えさせられます。

この30年間で家族が崩壊していったのではないかとということも話されていました。

助けてと言えない、言わせない社会や地域で、自殺者が2万人割れと言われる中で、子どもの自殺が増加しているのは「助けて」と言えない子どもが増えているからではないか。それは、おとなが助けてと言えないからであるとも、指摘されていました。

地域に迷惑をかけない人なんているのか、迷惑をかけてもいいから「助けて」と言える地域や社会になれば随分と家族全体が楽になるのでしょうか。

「家族の弱体化」にも関わらず「家族が引き受け続けている」ひきこもりを「社会が引き受ける仕組みがない」ことを専門家が指摘されているとの紹介もありました。

「ひきこもり」に必要なのは支援ではなく、友達であり、つながることに重点を置く、待つことが重要であるということなどが、日頃おつきあいをさせて頂いている「ひきこもりの親の会」の方達の取り組みとつながっていることを感じながら聴かせて頂きました。

家族・家庭が崩壊しつつある中で、家庭を直接訪問し、不足しているものが何かを見極めた上で家族をまるごとフォローする。生きる知恵や知識、人や社会との関係性、その構築のやり方、何気ない日常のふれあい。親から子へ受け継ぐ「社会的相続」というものなどの複合的な不足に対して、「社会的相続と家族機能の社会化、共生地域を創造する」ということを「子ども・家族丸ごとプロジェクト」として、取り組まれているお話が、ズシリと入り込んできました。

また、「断らない一人も取り残さない居住支援」の事についても触れられましたので、本県において進んでいない居住支援をどのように改善していくのかアドバイスなどをいただく質問もさせていただきました。

助けてと言える社会そして地域を築いていくことが、生活困窮や社会的孤立という生きづらさを解消していくことにつながると改めて考えさせられました。

4 雇用・労働問題の調査研究について

5月31日「障がいのある方の職場定着状況は」

昨年来、障害者雇用を巡って、中央省庁だけに限らず本県をはじめとした「障害者雇用水増し問題」は、多くの課題を提起してきました。

その際に、関係行政機関の多くは、反省し、最低でもの法定雇用率を達成するために、障害者雇用枠を増すなどして雇用してきましたが、今朝の高知新聞には、国の28行政機関が昨年10月から新たに採用した2518人のうち、16機関の131人が既に離職したことが、報じられていました。

最多は国税庁の79人で、政府は今年末までに計約4千人を採用する計画であり、障害者団体からは「数合わせの影響ではないか」との批判が上がっているとのこと。

厚生労働省は、離職に至った具体的な理由を把握するとともに、職場への定着率が高い行政機関の要因を調べて支援策に活かすとされています。

私は、昨年9月定例会の際にも、議会質問で指摘してきたように、バリアフリー化といったハード面の整備にとどまらず、それぞれの職場において職員の意識改革や仕事の仕方の見直しなどにつとめ、障害のある方にとっても働きやすく共生できる職場環境などソフト面の重視が図られることが大事だとあらためて感じているところです。

本県においても、官民間問わず、雇用された障害のある方々の職場での定着状況などについて、しっかりと把握し、改善すべき課題などについて明らかにし、早急に着手することが求められます。

8月22日「被災地の自治体職員『労働時間の過労死ライン超え』」

朝日新聞一面トップは「過労死ライン超えの被災地職員2700人」の見出しで、昨年7月の西日本豪雨で被害の大きかった広島、岡山、愛媛県の46自治体で、同月の時間外労働が過労死ラインの月100時間超だった職員が少なくとも2700人以上いたことの記事です。

記事によると、過労死ラインを超えた職員数が最も多かったのは、広島市の498人（対象職員の約8・7％）。次いで愛媛県が227人（同7・4％）、広島県呉市が202人（同19・4

%)。真備町地区が水没するなどした岡山県倉敷市でも199人(同16・9%)にのぼっています。

職員数が比較的少ない自治体では、過労死ラインを超える職員の割合がさらに高いケースもあり、広島県坂町は96・6%、岡山県総社市61・4%や広島県熊野町53・8%では半数を超えています。

高知県庁では、昨年度の「過重勤務者健康診断(1ヶ月80時間以上超過勤務者)」の対象者が延べ196人に及んでいるが、その数は、特に本庁内に集中しており、出先機関では西日本豪雨災害の大きかった安芸、幡多土木事務所が多くなっていることから、同様の傾向が見られるものと思います。

記事では、早稲田大学政治経済学術院の稲継裕昭教授(行政学)は「大規模災害時に人手が必要となる部署に、もっと大胆に職員を割り振るような工夫をするべきだ」と指摘し、「過労で自治体職員が疲弊すれば、復興が遅れて最終的に被災者にとって不利益になる」との指摘があり、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科の紅谷昇平・准教授は「被災していない自治体から職員が応援に行く必要がある。近隣ではなく、広域で対応したほうが共倒れを防げる」と広域支援の必要性を強調し、「企業やNPOなど民間の支援を受け入れることも大事だ。自治体は日頃から、どのように支援を受け入れるのか計画を立てるべきだ」との指摘がされています。

また、2011年に東日本大震災と原発事故に見舞われた福島県でも、自治体職員の「多忙」が問題となっており、自治労福島県本部が自治体職員約1万7500人に調査したところ、メンタル疾患による休職者数は11年度が232人、12年度は61人に下がったが、原発事故による人々の避難生活が長期化する中で増加に転じ、18年度も184人と高止まりしており、背景として長時間労働の常態化が指摘されています。

「過労で自治体職員が疲弊すれば、復興が遅れて最終的に被災者にとって不利益になる」との指摘を踏まえた、平時からの災害時対応の仕組みを考えておく必要があります。

10月24日「カスタマーハラスメントへの救済措置も」

毎日新聞では、顧客や取引先からのクレームによる精神障害が仕事に起因したとして、厚生労働省が労災認定した人が過去10年間で78人に上り、うち24人が自殺していたことが判明したと報じています。

接客で自分の気持ちをコントロールする必要がある「感情労働」に携わる人を守るため、悪質なクレーム「カスタマーハラスメント(カスハラ)」対策が国や企業に求められているとのことで、サービス業の労働組合などが加盟するUAゼンセンでは、客からの悪質なクレームについての啓発動画が公開されています。

民間だけでなく、地方自治体の職員の被害も深刻で、パワハラ防止を企業に義務づけた改正法もカスハラを想定しておらず、対策は遅れています。

自治体では、直接住民から、行政サービスに対する提言や苦情を受ける場合が多いが、特定の担当職員に繰り返し申し出がある場合などに、職員にとって負担となる場合が多いことが想定されます。

自治体に対する公共サービスのあり方や業務改善のための住民の貴重な情報は、しっかりと受け止め真摯に対応することは当然だが、ひとりで抱え込んだりしないよう組織的に対応することが求められているのでは、ないでしょうか。

記事では、関西大の池内裕美教授(社会心理学)は「日本人の労働観では、労災申請は極めて勇気のいる行為で、潜在的なクレーム被害者はずっと多いのではないかと。国際労働機関(ILO)が6月に採択したハラスメント禁止条約の対象には悪質クレームも含まれており、国内でも法律を整備して救済措置を拡大すべきだ」と指摘されており、今後の取り組みが急がれます。

5 都市計画道路「はりまや町一宮線」の調査研究について

1月12日「貴重な遺跡が歴史を刻んでいる新堀川界限」



高知市菜園場町横堀公園で行われていた新堀川護岸発掘調査の現地説明会に参加しました。

反対を含めて、これまでさまざまな意見がある中、昨年決定された都市計画道路はりまや町一宮線の拡張工事に伴い影響を受ける、いわゆる新堀川（横堀）東の横堀公園の埋蔵文化財の発掘調査が行われてくる中、発掘された遺構や遺物など遺跡のの説明が行われました。

堀の護岸は、その土地の所有者が改修する傾向が強く、新堀川も例外ではなく、今回対象とした部分については、

横堀の東岸に「木屋」と号した商家「竹村家」があった場所であり、竹村家は、四国総合ビル、茶園場耳鼻科、横堀公園の一角を幕末期後所有していたそうです。

しかし、建物の基礎でもあった護岸石垣は現在も新堀川に残っています。

高知市において、廓中外かつ近現代の遺構を中心とした本調査は今回が初めてで、今まで焦点が当たっていなかった町人の暮らしぶりがうかがえる資料が多数出土したことや石灰岩が多用される世相を反映しており、近現代における高知市の歴史資料に一石を投じるものだそうです。

「自由」とか「板垣」とかの文字が刻まれたおはじきのようなものやおもちゃ、寛永通宝やその80倍ほどの値打ちの通貨であった天保通宝なども展示されていました。

江戸期の高知のウォーターフロントであった、このような貴重な歴史が刻まれている場所が、道路の拡張工事でセットバックして作り直されることではなくて、埋め戻しをして元の姿で残されればと思う方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

6 男女共同参画の調査研究について

6月28日「まさに『批准しないとほじまらない』」

6月定例会に共産党会派とともに提出していた「女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書（案）」が、所管の危機管理文化厚生委員会で自民党会派の反対で、不一致となりましたが、本会議に再提出したものの、提出会派の県民の会、共産党以外の会派すべてが反対し、少数否決となりました。

1985年、国連であらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女性差別撤廃条約」が制定され、1999年には、本条約の実効性を強化し、一人ひとりの女性が抱える問題を解決するために、あらためて「女性差別撤廃条約選択議定書」が採択され、現在111カ国で批准されています。

日本政府に対しては、国連女性差別撤廃委員会は2009年の総括所見の中で「女性差別是正の取り組みを厳しく指摘し、改善を勧告、同時に「選択議定書」の批准も焦眉の課題である」と強調しています。

しかしながら、日本政府は「司法の独立を侵すおそれがある」との理由で、勧告から10年経過しているにもかかわらず、いまだに批准していないのです。

未批准のままでは、もっとも弱い実施措置ともいわれる「報告制度」しかないが、批准すれば、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害された時、通報し救済の申し立てができる「個人通

報制度」や女性差別撤廃委員会が調査し、是正のための勧告ができる「調査制度」を加え実効性を強化することができるのです。

このことを求める意見書に賛同できない自民党の皆さん等の言う女性活躍社会などということが、いかに口先だけかということが、明らかになっています。

12月17日「ジェンダーギャップ指数121位で過去最低」

世界経済フォーラム（WEF）は、世界各国の男女平等の度合いをランキングした2019年の「ジェンダー・ギャップ指数」を発表しました。

調査対象153カ国のうち、日本は121位と前年（110位）から、さらに順位を落とし、過去最低となりました。

女性の政治参画の遅れが響き、先進国では最低水準となっています。

WEFによると、国会議員に占める女性の割合が日本は約10%と世界で最低水準となっており、安倍政権の掲げる女性活躍の推進が、いかにスローガン倒れとなっているかです。

女性の貧困もジェンダーギャップ指数には反映されない中、シングルマザーや非正規で働く女性たちの貧困を考えると、実際の日本のジェンダーギャップは、121位よりもさらに低いのではないかと考えられます。

総合ランキングでは、アイスランドが1位、ノルウェーが2位など北欧勢が上位を占め、G7ではドイツが10位、米国が53位などとなっており、121位の日本は、106位の中国よりも順位が低く、108位の韓国にも抜かれました。

ランキングでは中東やアフリカの国々が下位に並ぶ中、日本は120位のアラブ首長国連邦（UAE）も下回りました。

今回、日本が順位を下げたのは、政治分野で前回の125位から144位に順位が下がったことが響いており、WEFレポートの国別講評では「日本は、経済分野で進展したものの、政治分野における男女差拡大でそれが相殺された」と指摘されています。

日本の政治分野では、「国会議員（下院）の男女比」が135位、「女性閣僚の男女比」が139位とそれぞれ世界最低レベルで、世界の平均と比べても、日本は女性議員比率はかなり低く、日本の政治の男社会ぶりが際立っています。

政治分野での女性参加が進むなど、多様な世代・年齢・背景を持つ議員が増えると、政策がバランスよく進むということで、「女性議員」というのは性別ではなく、政治から排除されていた、あらゆる関心・背景が政治に取り上げられることになるという意味でも、進められなければなりません。

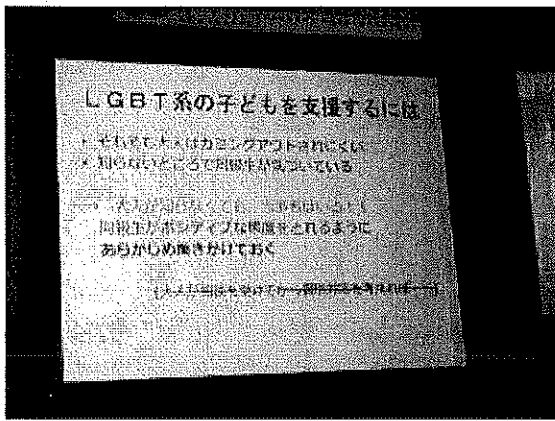
7 人権尊重・差別解消の調査研究について

8月8日「多様な性に肯定的な情報発信と理解を」

カルポートで開催されていた「第59回四国地区人権教育夏期講座」を受講してきました。

この夏期講座は、差別と偏見が、社会を分断し人と人とのつながりを断ち切るなら、私たちの求める教育は、人間としての優しさや温もりをもち、人と人がつながり、温かさにあふれた学校や社会として、人権文化を築きあげる教育でなければなりません。そして、誰もが住みよい、生きがいのもてる社会づくりをめざすための学びの場として毎年開催されています。

午後の部では、トランスジェンダー当事者としての自らの体験をきっかけにLGBTの子ども・若者支援に関わる遠藤まめたさんの「先生ここにいるよ！多様な性／LGBTと子どもたち？」のお話を聞かせていただきました。



LGBTについて、これほど深く本格的にお話を聞くのは、初めてでしたが、非常にわかりやすいお話でした。

性を構成する4要素について、「生物学的な性：からだの性別」「性自認：自分がどんな性別かという内的な感じ方」「性的指向：どのような性別の人を好きになるのか、ならないか」「性表現：性格や趣味、服装、振る舞いが男性的か女性的か」などの基本を踏まえて、「学校における課題」や「大人にできることは何なのか」ということについて話されました。

1日の研修より364日間の日ごろから、多様な性について肯定的な情報を伝えたり、差別的な冗談などを放置をしないこと。図書館や保健室を活用した啓発ポスター等の張り出しなど学びのきっかけになるような取り組みをしていくことこそが大切であると強調されました。

そして、例えば、子どもから「好きな子がいるんだけど」と相談されたときに、相手を勝手に異性と決めつけることをしないことをはじめ、孤立していないこと、援助を求めることができるような、信頼される大人として向き合うことができるように、日ごろから学んでいく必要があることを痛感させられました。

10月21日「ひとり芝居『天の魚』を観て水俣病を考える」

私が、昨年2月に亡くなった作家、石牟礼道子さんの代表作「苦海浄土」をモチーフに水俣病を伝える一人芝居「天の魚（いを）」を演じる宿毛市在住の俳優川島宏知（こうち）さんにお会いしたのは、一昨秋、熊本学園大学花田教授を講師に、「熊本地震と排除や隔離をしない避難所」との演題で熊本地震被災地でのインクルーシブな避難所のあり方について下知地区減災講演会を開催したときのことでした。

花田先生が、熊本学園大学水俣学研究センター長をされていたこともあり、川島さんがご来場頂いていたことから、ご挨拶をさせていただきました。

その時から、何とか高知での上演会をとのお話ししていたのですが、今回浦戸湾を守る会の田中正晴さんたちが立ち上げて下さった「水俣・ひとり芝居『天の魚』を高知に呼ぶ実行委員会」のおかげで、上演会を開催できることとなりました。

水俣病は公式確認から60年を超えました。しかし、今なお新たに認定を申請する人々が絶えません。また、公式確認の頃に生れた胎児性患者たちは還暦を遭える歳になりました。病気とたたかいながら、毎日を懸命に生きています。

上演するのは、その水俣病が発生したころの物語、石牟礼道子『苦海浄土』の一節です。水俣の漁家を訪ねた著者を「あねさん」と呼んで語り掛けるのは、天草から海を渡って水俣に移住し一家を築いた老翁。その脇には、声を発しないけれど、幼い胎児性の男児が身を横たえています。

ひとり芝居として最初に演じたのは、新劇俳優の故・砂田明氏で、1972年に夫妻で水俣に移住、そして1993年の世界までに全国で556回公演をし、1980年にこの劇で「紀伊国屋演劇賞特別賞」を受賞されています。

8 反戦・平和・憲法擁護・脱原発の調査研究について

(1) 反戦・平和について

5月9日「米軍機の訓練中止までは、せめてもの事前情報の提供を」

5月3日付け高知新聞の一面トップに「徳島県境で米軍機が高知県ヘリとニアミス 目視で200メートル」の見出し記事があり、想定されたことではあるが、確認された事象は初めてだと報じられていました。

本県上空には「オレンジルート」と呼ばれる米軍機の訓練経路があり、県内への飛来は昨年で23回、過去5年間で168回に上っています。

4月には嶺北地域上空で、米軍機が超低空で飛行した約40分後に、高知医療センターのドクターヘリが同じ空域を飛ぶ事態も発生するなど、ヘリの操縦士らは高知の上空で、米軍機との事故のリスクを回避できないまま飛行しています。

昨年12月、室戸岬沖上空で、米海兵隊岩国基地に所属する空中給油機KC130とFA18戦闘攻撃機が訓練中に接触し、海上に墜落したとの事故が起こった際にも、「訓練の事前通知と当該自治体の承認を最低でも認めさせるよう、日米地位協定を改定させるべきではないか」との私の質問に対し、知事は、「米軍機による低空飛行訓練などについては、地域住民の不安が払拭されるよう、訓練ルートや訓練が行われる時期について、速やかな事前情報提供を必ず行い、十分な配慮を行うことを求めている。」さらに、「事前の情報提供や配慮を求めるこの（全国知事会）の提言の実現に向けて、継続的に取り組んいきたい。」と答弁していたが、本気で取り組まないと、事故が起きてからでは遅いとの感を強くしたところです。

その意味でも、県は7日までに防衛省中国四国防衛局に対し、米軍が飛行前に政府に通知している飛行計画などの情報を県にも提供するよう求めたが、防衛局の「飛行計画は米軍の運用に関わることなので（自治体への）提供は控える」と口頭回答などに甘んじることなく、徹底した申し入れ行動に知事が先頭に立つべきではないのかと、改めて感じています。

7月27日「沖縄県『他国地位協定調査報告書（欧州編）』も力に、日米地位協定の改定へ」

沖縄県の知事公室基地対策課から米軍が駐留する欧州各国で、米軍の地位協定や基地の管理権などを調査した「他国地位協定調査報告書（欧州編）」が県議全員に送られてきました。

2017年からドイツ、イタリア、イギリス、ベルギーの4カ国を調査したもので、各国とも補足協定などで米軍に国内法を適用して活動をコントロールしており、米軍の運用に国内法が適用されない日本との差が明確になっています。

例えば、ドイツでは、補足協定で国内法適用し、州や地方自治体が基地内に立ち入る権利を明記し、緊急時は事前通告なしの立ち入りも認めさせ、米軍の訓練もドイツ側の許可、承認、同意が必要となっています。

また、イタリアでは、米軍の活動はすべて国内法を適用させ、事故発生時の対応も、イタリア軍司令官が米軍基地内のすべての区域、施設に立ち入る権限を持っています。

そして、イギリスでは、駐留軍法を根拠に、米軍は活動しているが、イギリス軍の活動を定めた国内法は、米軍にも同様に適用されることを規定しており、イギリス空軍が、米軍など外国軍の飛行禁止や制限を判断できるとのことです。

さらに、ベルギーでは、憲法で外国軍隊に関する規定を「いかなる外国の軍隊も法律に基づかなければ、軍務に迎え入れられ、領土を占有または通過することはできない」と定め、航空法で、軍用機を含めた外国籍機の飛行はベルギー側の許可が必要であると明記されています。

調査結果の「総括」には、「ドイツ・イタリアでは、米軍機の事故をきっかけとした国民世論の高まりを背景に、地位協定の改定や新たな協定の締結交渉に臨み、それを実現させている。ベルギー・イギリスでは、協定を包括的に補足するような協定の存在は確認することはできなかったが、外国軍の駐留や駐留軍に対する国内法の適用に必要な法整備を行い、自国の法律や規則を駐留軍にも適用させている。そのような取り組みにより、これらの国では、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで自国の主権を確立させ、米軍の活動をコントロールしている。また、騒音軽減委員

会や地域委員会の設置、基地内への受入国側人員の配置等それぞれの国の実情に応じた形で、米軍基地の運用について、地元自治体からの意見聴取や必要な情報の提供が行われているほか、受入国側の基地内への立入り権も確保されている。米軍機の墜落事故の際にも、受入国側が主体的に捜索等に関わっている状況であった。調査結果を総合すると、このような状況が NATO、ヨーロッパでは標準的であると考えられる。」と書き、これに対し、「日本では、原則として国内法が適用されず、日米で合意した飛行制限等も守られない状況や地元自治体が求める地域の委員会設置や米軍機事故の際の主体的な捜索、基地内への立入り権の確保等が実現していない状況であり、NATO、ヨーロッパとは大きな違いがある。」とされています。

改めて、全国の都道府県議は、全員に送付されたこの報告書をしっかりと熟読し、わがこととして捉えて、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」を実現するためにともに闘ってほしいものだと思います。

8月11日「漫画は戦争を忘れない」

「高知市平和の日」記念事業の催しで、「まんがが伝える戦争と平和」が自由民権記念館で開催されていました。

高知市出身の特攻隊員山崎祐則さんの残した絵手紙、スケッチ、横山隆一さんの「フクちゃん」の作品を資料展で見た後、平和祈念講演会「漫画は戦争を忘れない」のお話を、漫画・映画評論家、日本漫画家協会理事の石子順さんのお話を聴かせて頂きました。

お話を聴く中で、それにしても、戦争を批判的に描いた漫画が、これほどたくさんあったのかと驚かざるをえませんでした。

講師の話で印象に残ったことを書き記しておきたいと思います。



「なぜ、日本で戦争を批判的に捉えた反戦・平和の漫画がこれだけ描かれてきたのか。戦争の実態を忘れてはいけないということで、漫画で戦争の実態が描かれてきた。戦争を描くストーリー漫画は世界でも日本ぐらいである。」

「終戦直後は、戦争漫画は描けず、映画でも仇討ちなどを描けなかったし、60年代までは問題のある描写もあった。その後、子ども漫画の一部として戦争漫画があったが、70年代から変わってきた。手塚治虫だけでなく水木しげるの影響も大きかったのではないか。」

「戦争を批判し、繰り返さないということ、平和を勝ち取る。共通の反省の文化財産として共有化されるのが漫画だったのではないか。これからは、漫画による文化交流はできるのではないか。こども向けの漫画雑誌が少なくなったのは残念で、漫画が語る戦争を見つめ直すことは重要である。漫画によって戦争の記憶から新しい平和をつくっていくことにつながることを考えたら、平和を語る漫画美術館がないのが、残念である。」

会場からの質問に答えて「軍事漫画のはしりであった「のらくろ」を描いた田河水泡は、戦後「自分たちの描いた漫画は将来なくなっていくだろう」と反省していたが、明治100年の際に復刻版が出された。まさに、負の遺産が利用されたのである。」ということなども紹介されました。

漫画の奥深さを考えさせられるいい機会になりましたし、「この世界の片隅に」とか「ちらん」など現在の漫画も紹介して頂き、改めて手に取ってみたいと思いました。

ここにリストアップされた全ての漫画がオーテピアでコーナーとして設置されたらと思わざるを得ませんでした。

9月18日「9.18事変の日を考える集会」

中国帰国者の会で「9.18集会」を開催しました。

1931年9月18日、中国柳条湖で、関東軍が南満州鉄道の線路を爆破した事件に端を発し、関東軍による満州全土の占領が行われました。

いわゆる満州事変は、中国では9.18事変と言われますが、この日から日本政府による中国侵略が本格化しました。

この日を忘れずに、平和を守るために中国帰国者として日中の平和の架け橋になっていこうと確認し合う場になりました。

最初に、20人近くの参加者全員で、満州事変でふるさとを追われた中国の人たちの気持ちを表した「松花江のほとり」と「ふるさと」を合掌し、開会しました。

参加者の中から4人の方が、9.18に考える残留孤児として、戦後の混乱期を中国で育ったときから、帰国して苦勞されたことや国家賠償訴訟を闘ったときなどについて考えることを報告頂きました。

また、高知大学や横浜新町小で、学生や生徒たちを相手に体験談を話してきたことなどについても報告されるなど、9.18事変を通じて戦争を繰り返してはならないことを確認し合いました。

その一日後の昨日9.19が日本にとっては、戦争法を強行成立させた日で、この国の危険な一歩を歩み始めた日であることもきちんと伝えていかなければということも考えさせられる日となっています。

(2) 憲法擁護について

7月2日「檻から飛び出ようとしているライオンを見張ろう」

今朝の報道でも、参院選立候補予定者269人から得た回答では、9条の自衛隊明記に55%が反対していることが報じられています。

しかし、自民党は、今回の参院選で改憲を争点にしており、いやがおうでも改憲論議を避けることはできないと思われます。

そんな中、改めて憲法とはということで、憲法を変えたいと思っている方々と論じるために基本的な考え方を学ぶ「檻の中のライオン」(かもがわ出版)の著者椋(はんどう)大樹弁護士の講演会「檻の中のライオン in 南国市」に、昨日参加してきました。

332回目の講演会で、高知では7回目ということでした。

国家権力をライオンに、憲法を檻にたとえて、基本的人権や社会権、自由権、平和、立憲主義等について、分かりやすく話してくださいました。



そして、現行憲法と自民党の改憲草案では、どのように変わってくるのか、檻の中のライオンが、なんとか檻の外に出ようとするため、檻を弱くしたり、壊そうとしたりして、檻という憲法の中で政治・立法をしていればまだしも、檻から出てしまうような政治を行ってきたのが、今のライオンであることを憲法の条文との関係で詳しく分かりやすく話されていました。

檻を壊し、国民を檻の中に閉じ込めようと躍起となっているのが、今のライオンです。

私たちは、「ライオンと檻に関心を持ち」、「ライオンを見張って」いかなければなりません。

それが、第12条にもあるように「国民の不断の努力によって」憲法が国民に保障する自由及び権利を保持しなければなりません。それを怠って「ポーッとしてんじゃねえよ」とチョコちゃんに叱ら

れないようにしようとの訴えもされていました。

(3) 脱原発について

8月1日「再エネ導入と生きるを楽しむ環境」

高知県新エネルギー導入促進協議会の講演会「地域振興に活かす再生可能エネルギー」に参加してきました。

高知県の設置している高知県新エネルギー導入促進協議会では、新エネルギーの導入促進を目的として、「高知県新エネルギービジョン」の実行と普及のための啓発活動として講演会を実施しています。

今回の講演会は、再生可能エネルギーを地域振興に活かしている自治体の先進的な取り組みについて、岡山県英田郡西栗倉村産業観光課主幹白簀佳三氏による「『kWh=上質な田舎』－西栗倉村の再エネ導入－」、国の施策や支援策について、経済産業省四国経済産業局資源エネルギー環境部参事官（資源エネルギー企画担当）富田豊隆氏から講演を頂きました。

高知県新エネルギービジョンで、「高知県がめざす『将来の新エネルギー利用の姿』として「高知産100%自然エネルギーあふれる『こうち』の創造」とうたいあげながら計画策定から2025年度までの11年間で再エネ電力自給率が66.5%から85.1%へとということで、もう少し加速化を図っていいのではないかと思います。

また、国の第5次エネルギー基本計画では、2030年に向けて「原子力の依存度を可能な限り低減しつつ、不断の安全性向上と再稼働」が掲げられており2050年に向けては「原子力を脱炭素化の選択肢として継続させ安全炉追求、バックエンド技術開発に着手」などと原子力発電をあきらめきれない姿勢に、再エネの話の本気度が疑わしく思えてならない感じを受けました。

その一方で、平成の市町村合併の時に、住民アンケート結果にもとづく自主自立の決意をして以降の「百年の森林構想」にもとづく低炭素な村づくりのバイオマス発電や太陽光発電、小水力発電など再エネ導入などによって、1500人に満たない村で、この12年間に34の事業を生んできた想いを持った若者のチャレンジが集い、地域に豊かな彩りと多様な生態系が生まれつつある小さな村の可能性に学ぶことがよほど輝いて見えたように感じました。

9月21日「樋口元福井地裁裁判長が『大飯原発を止めた理由』

ソレで開催された元福井地裁裁判長樋口英明さんの講演会「私が大飯原発を止めた理由」に参加してきました。

世界最悪レベルの福島第一原発事故を引き起こした東電旧経営陣の刑事責任を問う強制起訴で、東京地裁が、被告3名を無罪とする不当判決を出した直後の講演会、原発訴訟のあり方について考えさせられました。

樋口さんのお話で、印象的な部分を紹介しておきます。

▼これまでの原発訴訟で、「原発を止めた」裁判官は樋口さんを含めて2人だけ、稼働容認は18人という数字が、今の司法の原発訴訟との向き合い方を表しているのではないかと。

▼裁判官は、過去の判例を読み、そこから「合理性」を導こうとしており、頑迷な先例主義、つじつま合わせの合理性に陥っている。私は大飯原発訴訟に関わった裁判官に、先例は調べるな自分で考えろと言ってきた。

▼今の裁判官が正当な判断ができない理由は「極端な権威主義」「頑迷な先例主義」「リアリティの欠如」「科学者妄信主義」である。

▼新幹線と在来線の事故発生率は在来線が高い。事故発生時の危険性が高いのは新幹線である。だ

から発生確率を抑えるための策が講じられている。事故被害が大きくなる原発は事故発生確率を抑えるための措置を講じられていない。だから、事故発生確率も高く、被害も大きいのは原発だけである。

▼大飯原発訴訟の際に700ガル以上の地震は、起きないと言われたが、そんなことはありえない。過去に700ガルを超える地震はいくらでもあるし、15mを超える津波はいくらでもあることは明らかで、それに備えることは当たり前である。

▼東日本大震災の2933ガル、岩手宮城内陸地震の4022ガルの強さ以上の5115ガルの耐震設計をしているのは、三井フォームの木造家屋である。原発がなぜ、これらより低い700ガルの耐震設計で争われなければならないか。

▼ネルソンマンデラの言葉「裁判とは心の強さが試される闘いであり、道義を守る力と背く力とのぶつかり合いなのだ」を紹介し、「原発裁判はまさにこれそのものだ。」といい、「道義で勝のはあたりまえ、理屈で勝のも当たり前、しかし、そうっていないので、そうさせる闘い」を展開していくことが求められるとともに、今日の参加者にはその責任、任務があると強調されました。

なお、会場ではグリーン市民ネットワーク高知の「東電旧経営陣を無罪とした東京地裁判決に対する抗議声明」も配布され、今回判決の不当性を講演内容から確認するとともに、今後の控訴審に向けて、原告団と全国の心ある人々と連帯して、有罪判決を勝ち取るまでともに闘うことが求められる講演会となりました。

9月29日「電力会社は、本気で『自然災害リスク』への備えと対応を」

千葉県などに大きな被害をもたらした台風15号をめぐっては、被害を大きくした要因と言われる関係機関の対応の遅れが批判されました。

国、県、市町村が被害の把握と共有に手間取り、東京電力は復旧見通しの甘さと広範囲にわたる倒木被害が混乱に拍車をかけたと言う状況ではないかと思われます。

千葉県は、知事の本気度が問われる初動遅れ、その後の対応の悪さ、さらに政府は、実際に関係者を集めて災害対策会議を開いたのは上陸から33時間以上が経った10日午後2時半で、内閣改造当日の11日は開かず、対応が本格化したのは内閣改造翌日の12日になってからで、「千葉の災害を脇に置いて自分たちの人事を一生懸命やっていた」との批判を免れない状況にありました。

そして、何よりも、東電の復旧見通しはこれほど甘かったのかと言わざるをえません。

「週刊金曜日」の記事によると、停電拡大の一因に挙げられるのが、千葉県君津市長石にある45mと57mの2本の送電用鉄塔の倒壊で、さらに、千葉県各地では、電柱の倒壊や損傷が相次ぎ、電流が遮断され、復旧作業は、樹木の倒木や道路寸断などにより遅れ、長期間の大規模停電となりました。

経済産業省が示す安全基準では、送電線設備の耐風性は、風速40mに耐えられるように定められており、東京電力管内の鉄塔や電柱もその基準の元で作られているが、最近の台風による最大瞬間風速が40mを超えるケースは少なくなく、昨今の災害に即した数値の見直しが迫られて当然です。

そんな中、送配電設備の老朽化も指摘されており、90年代以降に、送電関連の設備投資を抑制したこと、また、その維持・補修費用も抑えてきたことが、鉄塔や電柱の老朽化を生み、倒壊を増やした可能性もあると指摘されています。

電力会社は、原発だけでなく、自然災害リスクに対する全ての回避策に本気で臨まなければならないことを突きつけられた千葉の台風15号停電対応だと言えます。

10月17日「福島原発事故フレコンバッグの流出の回収・影響究明と今後の対策を」

今回の台風19号が北上した際に、福島で原発事故被災地への影響が心配されていました。



報道は大きくは取り扱っていませんが、14日付け朝日新聞2面の記事の中で「福島県田村市の福島第一原発事故による除染で出た草木など廃棄物が入った袋（フレコンバッグ）が、仮置き場から川に流出した。現場には2667個が保管されており、市はすでに6個を回収したが、他にも流出したものとみて、市が確認を進めている。」との記事を見つけたときには、的中したとの思いで心配でなりませんでした。

そんな中、本県の立憲民主党武内則男衆院議員から党・台風19号災害対策本部の

原発フレコン流出現場調査第一報を頂き、まだまだ全容が明らかになっていない状況が分かりました。（写真は調査報告からの抜粋です。）

調査報告では、「保管現場は国道228号線からすぐ横に見える場所にあり脇には山の沢からの川が流れている。保管現場と川の間隔は10mもなく、除染土とはいえ、それがフレコン置き場だった。」と場所の危険性も指摘しています。

また、報告書では「15日の参院予算委員会で立憲民主党の福山幹事長が指摘したことに対して、小泉進次郎環境大臣は環境への影響は無いと答弁。しかし、調査チームが田村市役所で確認したところでは、環境省の役人が現地入りしたのは国会答弁が行われている時間帯と同じかそれ以降だった。」ということは、「小泉進次郎環境大臣は実際に環境省の現地調査の結果を踏まえた上で答弁していたのか。そもそもフレコンの除染土が安全と言えるわけがなく、その証拠に現場の柵には日々の放射能濃度を測って示した掲示板が設置されていた。その掲示板の数字は9日の日付になったままであった。つまり被災してフレコンが流出した当日12日から13日にかけての最新の放射能濃度は示されていない。」と指摘しています。

10月19日「除染廃棄物の袋だけでなく、内容物まで流出拡大」

台風19号の大雨で、除染廃棄物の仮置き場が浸水するなどして福島県田村市の21袋が流出したことについて、取り上げましたが、18日には環境省が、田村市以外でも川内村で18袋、二本松市で15袋、飯舘村で1袋となり、計55袋の流出が確認されたことを公表しました。

原因としては、田村市、二本松市、それに飯舘村では、仮置き場のフェンスを上回る高さまで浸水したこと、川内村では、仮置き場が崖の上であり、土砂崩れで崖の下に崩落したことで、それぞれ流出したとみられています。

環境省は、「流出した除染廃棄物はひとつ残らず回収していく。今回の流出の原因を検証し、再発防止策を検討する」とコメントしています。

NHKは、ニュースでは触れていないが、朝日新聞によると、袋の中の廃棄物は川に流出していたものが、7袋あったということだが、それなら環境省は「流出した除染廃棄物はひとつ残らず回収していく」と言うのは、ありえない話となります。

周辺の空間線量の値に影響は見られないということだが、このことについても早急に真相究明すべきだし、先日の記事でも指摘したが、早急な全容解明調査と福島県内のフレコンバッグ置き場の現状と今後の災害リスクに対するチェックが急がれます。

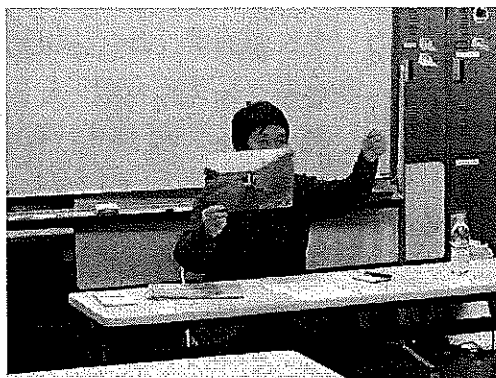
12月9日「人間らしさ奪われる『福島原発作業』」

福島で原発作業に関わられた池田実さんの高知での講を聞かせていただきました。

池田さんは、かつて郵便局職員で、1979年の全通越年闘争により免職となり、裁判闘争を経て、復職後、2013年に定年退職されています。

しかし、その間、2011年の東日本大震災、福島原発事故をわがこととして捉える中、退職後、2014年浪江町で除染作業に従事し、続いて第一原発で廃炉作業に従事し、2015年に退職という経歴をお持ちです。

その間のことを著書「福島原発作業員の記」に著しています。



池田さんは、淡々とお話しされていましたが、「福島原発作業の現場」にある多くの矛盾や実態を明らかにして頂きました。

浪江町では川の土手の除染だったが、本来20人のチームでやる予定だったが、集まったのは年齢も経験もばらばらな7人で、草刈り機で刈って熊手で集め、土砂を五センチほど剥ぎ取ってフレコンバックへ詰めていたが、予定よりずっと少ない人員なので間に合うはずがなく、作業工期が迫ってくると「土なんかどうでもいい。草だけ刈ればいいから」と言われた。

仲間と、「除染ではなくて、除草じゃないか」と言い合って、空しかったと言われてました。

除染作業は、日給1万7千円（危険手当1万円）で、その後「3か月待機」で実質雇い止め、最後には自己都合の退職願を出さされた。

次のイチエフでは、除染作業以上に危険なのに日給1万4千円（危険手当4千円）で、加えて社会保険もかけてもらえなかった。

全面マスク・防護服で建屋内のゴミ回収・分別作業などサービス建屋の事務所の掃除をしていたが、夏は暑くてきつかった。

身に着けた警報アラームが鳴っても、はじめはドキリとするがすぐに慣れてしまっていた。

除染作業で浴びる線量はマイクロ?だったが、原発構内はミリ?と浴びる単位が違っており、「白血病などは、年間5ミリ?以上が認定基準」とはじめに講習をうけるが、これまでに認定された人はわずか14人で、ちなみに池田さんの累積線量は7.25ミリ?だったと言われてました。

2015年7月に1日で2人の死亡事故があった一人は転落死でもう一人は機械に挟まれた圧死だったが、ベテラン作業員が何故か「1人作業・予定外作業禁止」が守られていなかったことの結果である。

いずれにしても、労働条件としての賃金はバラバラの無法現場で、劣悪な福利厚生、出張面接で全国から人集めをしていて、出身地は、除染では全国から、イチエフは福島県が6割を占めていた。

年齢は、20代と60代が1割、30代2割、40代・50代が3割という感じで、女性は除染は約1割、イチエフでは1%以下だった。

もの言えない作業員によって、「復興」で拡散する被ばく労働、多重下請けの構造は今も変わっていないと思う。

そんな中で、再稼働で拡大する被ばく者や廃炉でも被ばく拡大をすることを考えたとき、原発関連労働者ユニオンをスタートさせて、闘いを継続させているとの締めくくりに、闘い続けてきた労働者魂を感じさせられました。

1月19日「伊方原発、25年目の1.17に再び運転差し止め」

伊方原発3号機の運転差し止め仮処分即時抗告審において広島高裁による原発運転差止決定（勝訴決定）が下されたことについて、情報収集の上、議会質問を行いました。

高等裁判所が原発の運転差止を命ずるのは、2017年12月13日付広島高裁即時抗告審決定に続いて、2回目となります（なお、この他に高等裁判所における住民側勝訴の判断としては、2

003年1月27日の名古屋高裁金沢支部によるもんじゅ設置許可無効確認判決がある。)

これによって、四国電力は、伊方原発3号機について、現在行なわれている定期検査に伴う運転停止を終えた後も、運転を再開することはできなくなりました。

弁護団が、発表した声明ではその内容とその評価として、次のように述べられています。

(1) 地震について

新規制基準には、「震源が敷地に極めて近い」、すなわち、表層地盤の震源域から敷地までの距離が2 km以内の場合について特別の規定を設けられている。

ところが、四国電力は、四国電力の実施した海上音波探査によれば、佐田岬半島北岸部活断層は存在しないとし、「震源が敷地に極めて近い」場合の評価を行わず、原子炉設置変更許可等の申請を行い、規制委員会は、これを問題ないと評価した。

これに対して、本決定は、佐田岬半島沿岸について、「現在までのところ探査がなされていないために活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる。」という中央構造線断層帯長期評価(第二版)の記載等に基づき、上記四国電力及び規制委員会の判断には、その過程に過誤ないし欠落があったと判示した。至極正当な判示である。

(2) 火山について

裁判所が、火山ガイドを曲解したものというほかない、いわゆる「考え方」を不合理だと断じるなど当方の多くの主張を認めつつも、立地評価については、最終的に社会通念論を基に稼働差止めを認めなかったのは、遺憾である。

他方で、裁判所は、影響評価における噴火規模の想定が過小であることからそれを基にした四国電力の申請及び規制委員会の判断が不合理であるとした。この点については私たちの主張が認められたものであり、評価することができる。

(3) 避難計画について

避難計画について、本決定は何も述べておらず、実効性のない避難計画を追認した山口地裁岩国支部による判断を是正していない点で問題である。

私たちは、伊方原発3号機の危険性を正しく認めた本件決定を礎として、同原発と海を挟んで向き合う山口の地において「放射能被害から山口県民の生命と暮らしを守る」という抗告人らの思いが実現するよう、伊方原発3号機の運転禁止の判断が確定するまで闘い続ける。と、述べています。

また、高知新聞では、今回の仮処分決定を受け、原発事故に備えて避難計画を策定している県西部の首長らは「四電は高裁決定を重く受け止めるべきだ」「住民が安心して暮らせるようにしてほしい」と、事故の心配をせずに暮らせる環境をあらためて求めたことが報じられています。

そして、高知大学の岡村真名誉教授は「四電は、見えないことを『存在しない』と言っている。しかし見えないから存在しないことにはならない」と指摘し、四電の調査を不十分とした決定内容を「妥当な指摘だ」と評価しています。

「伊方原発沖にある中央構造線の境界部分は、これまで動いていないとされてきた。今回の決定は、そこに疑義も示し、活断層である可能性を考慮すべきと判断した。これは重要な点だ」とした上で「決定は、激しい地殻変動を繰り返してきた日本国内で、原発を稼働させるのは不相当だとも読める。全国にある原発の安全審査に影響を与えるのではないか」と言及されたことが報じられています。

阪神大震災から25年目の日に、いつどこで大きな地震が起きてもおかしくないということを裁判所が強く警告したことを四電側は、真摯に受け止めるべきだと考えます。

1月26日「伊方原発で電源喪失などトラブル続出」

広島高裁での、運転差し止めの仮処分決定が下された四国電力伊方原発3号機をはじめとした伊方原発への外部からの電力供給が止まり、電源を一時喪失するトラブルがあったと公表されていま

す。

四電によると、電力供給が止まるトラブルは25日午後3時44分に、高圧送電線の装置交換作業中に発生したとのこと。

予備系統の送電線に切り替えたり、非常用ディーゼル発電機からの送電を始めたりしたが、3号機は約10秒、四電が廃炉を決めている1号機と2号機は2～3秒、電源を喪失しました。すぐ回復し、放射能漏れなどもなかったというが、原因は不明ということです。

伊方原発では12日、3号機で核燃料を原子炉から取り出す作業の準備中、核分裂反応を抑える制御棒1本を誤って引き上げるミスが発生し、20日にも、プールに保管中の燃料を点検用ラックに入れる際、ラックの枠に乗り上げるというトラブルも起こっています。

愛媛県は、電源喪失などに対して、「看過できない事態と受け止めており、今後厳しく対応していきたい」としていますし、伊方から原発をなくす会も、24日に誤って制御棒を引き上げ、次は燃料集合体がラックに乗り上げたという、伊方原発3号機定期検査での度重なる事故に抗議し廃炉を求める要請書を提出しています。

度重なる事故によって原発事業者としての資格はゼロ、危機管理能力は低いことが明らかになった四国電力は、いい加減で伊方原発3号機の廃炉を決めるべきではないのでしょうか。

取り返しがつかないことになる前に。

1月31日「四国電力に原発事業者の資格はあるのか」

伊方原発3号機の運転を差し止めた広島高裁の仮処分決定について、四国電力の長井社長は27日、昨年末に3号機が定期検査に入った後、電源を一時喪失するなどトラブルが相次ぎ、原因究明や再発防止策の検討を優先することから、決定の取り消しを求める保全異議の申し立てを先送りすることを明らかにしていました。

当然のことだろうと思っていた矢先、昨日、長井社長はトラブルの原因究明を待たずに、3号機の運転禁止を命じた広島高裁の仮処分決定に異議を申し立てると説明したようです。

伊方原発をとめる会は、29日に四国電力に対して行った「相次ぐ重大トラブルを大事故の前兆ととらえ、伊方3号機の廃炉を求める申し入れ」の中で、「伊方3号機では、1月12日に一部制御棒が切り離せていなかった問題が発生し、緊急停止で制御棒が降りきるのかどうかの不安を広げた。同20日には燃料棒の落下警報が出て、燃料棒がラックに乗り上げたことが分かった。そして25日（電源喪失）の事態と、短時日のうちに3回連続のA区分異常（直ちに公表）が発生し、周辺住民や県民は非常に不安を感じている。」と指摘しています。

そして、「四国電力の安全についての姿勢に疑問を持ち、原子力発電の事業者としての資格がないと思わざるを得ない。」と断じていますが、今回の「申し立ては広島高裁の決定に承服できない意思を示すもの。定検の再開とは切り離して考えている」として、原因究明や再発防止策検討を待たずに異議申し立てをするという四国電力の姿勢には、憤りを禁じ得ません。

伊方原発をとめる会の申し入れにもあるが、「原子力発電から撤退し、蓄電池変電所などを充実して自然エネルギーを飛躍させ、広域停電などのない、災害に備えた電力会社に転換すべき」であることを、真摯に受け止めて頂きたいものです。

2月7日「看過できない伊方3号機核燃プール冷却43分間停止」

1月31日付で、「四国電力に原発事業者の資格はあるのか」と題して、相次ぐ重大トラブルが続く中で、原因究明や再発防止策検討を待たずに異議申し立てをするという四国電力の姿勢には、憤りを禁じ得ないことを書かせて頂きましたが、伊方原発で外部電源を一時喪失したトラブルの際には、3号機の核燃料プールの冷却が43分間停止していたことが、四電への取材で5日までに分かったことが報じられています。

プールには定期検査で原子炉から取り出したばかりの燃料157体があり、核燃料は原子炉停止後も「崩壊熱」を出すため冷やし続ける必要があります、専門家は「一時的とはいえ冷却がストップした事実は重い」と指摘しています。

四電はこれまでに「受電停止は1、2号機が3秒間、3号機は9秒間だった」と公表し、「バックアップ電源が正常に作動し、東京電力福島第1原発事故のように全交流電源を喪失したわけではない」と説明していたが、3号機の燃料プールの冷却はすぐ再開されておらず、プール内の水を循環させるポンプの電源を起動したのは43分後で、その間冷却は止まった状態だったのです。

このことが、なぜ、25日の時点では明らかにされなかったのか。

取材がなければ明らかにされなかったのだとすれば、四国電力の姿勢は極めて問題のある姿勢としか言いようがありません。

2月5日に、原発をなくす会とグリーン市民の会で県知事と四電社長に抗議・要請文を手渡し申し入れた際に、県は「今回の3件の事象は、重大で遺憾であり、何故こういうことが起きたのか、再発防止について申し入れを行った。県としては脱原発の方向であり、原発の安全が絶対条件で、原因究明と再発防止対策をすべきと考えている。知事も直接四電から説明を聞きたいと言っている。四電との勉強会も再開することも考えている。今回の一連の事故は決して小さい事故とは考えていない。原因究明と再発防止対策が必要である。」と答えています。

一方で、四電は「定期点検再開と異議申し立ては切り離して考えており、今回の事故の原因究明や再発防止対策が取られない時点でも異議申し立てがある」との不誠実な姿勢に終始しており、議会でも追及することの必要性を強く感じています。

9 病院企業団議会調査研究について

1 2月29日「高知医療センター赤字決算など課題多し」

高知医療センターを運営する県・高知市病院企業団議会定例会が27日に開かれました。

議会では、会計年度任用職員の制度導入に伴う条例改正議案と2016年から休床していた8階の病棟をリハビリ施設や実習生の研修室として活用するため、病床数を40床減らして548床とする病院事業の設置等に関する条例改正議案を可決しました。

また、経常収支が7億4700万円の赤字となる2018年度決算案も認定することとなりました。

これは、入院患者の減少に加え、人件費や薬品費が増加したことなどから2010年度以来の赤字となったものです。

外来収益は、高額な抗がん剤の使用が増えて6.8%（2億4600万円）増加したものの、入院収益は、平均の在院日数が減るなどして3.3%（4億6900万円）減少しています。

入院患者が減少している傾向として高齢者の疾病構造の変化や交通事故も減少傾向にある中、3次救急患者の減少や少子化、安芸病院の医療機能が充実し、東部からの患者搬送が減少するなどの要因が指摘されています。

一方で、支出は、医師の時間外手当の算定基礎の見直しによる単価が上がったため、給与費が3.0%（2億9200万円）増加し、高額な抗がん剤使用などで薬品費も6.8%（2億1600万円）増え、医業費用は3.8%（8億100万円）の増となりました。

赤字分の補填によって、2018年度末の内部留保は44億4900万円となっています。

企業長は、経営改善に向けて、医師の働き方改革や薬品の共同購入など業務内容の見直しを進め、県内の医療機関に働き掛けて患者数増の取り組みにも力を入れると説明されましたが、何よりも医療従事者が安心して働ける体制のもと、信頼される医療サービスの提供で、医療センターを選択し

てもらえる今後の取り組みが求められます。

10 バリアフリースーツリズム調査研究について

4月29日

「買い物弱者・移動弱者支援へ『タウンモビリティーステーションふくねこ』がさらなる発展を」



「タウンモビリティーステーションふくねこ」の開設4周年記念イベントに参加してきました。

2015年4月に開設して以来、障がい者や高齢者など買い物弱者、移動弱者のサポートで様々な活動を行われてきた事業の報告と意見交換会、さらには記念ライブ、参加者交流会等と盛りだくさんの時間を過ごさせていただきました。

開設したときのHPには、次のようなことを記しています。

「この課題は、昨年9月定例会でも質問をし、『県として、利用者のニーズに応えられる安定した運営の確保について、現在の支援制度の見直しを含め、高知市との協議を行う。また、空き店舗などを活用した常設の活動拠点の確保に向けては、福祉の分野にとどまらず、商工、観光などといったさまざまな観点からの検討を行い、運営団体や商店街の意向なども踏まえ、関係者間での協議を行い、高知市との調整を図っていく』との答弁を頂いていたことが具体化したものです。これまで、関わってこられた方、そして何よりも利用者の皆さんの笑顔がいっぱいの開所式でした。関係者が一堂に会していたこともあって、けっこういろんなところでの顔なじみの方もいらっしゃいました。」

昨日も、運営の責任者である笹岡さんの「この場所をこれからも一緒に育てていってほしい」との思いが、参加者全員に伝わる貴重な時間であったように思います。

この間も、高知におけるバリアフリースーツリズムのあり方で、さまざまな提言を頂いてきた「ふくねこ」の皆さんと、バリアフリースーツアセンダーの具体化に向けて、皆さんの意向が反映されるような支援をしていきたいと思っています。

11 新型コロナウイルス感染症対策調査研究について

2月1日「災害の次は感染症にかこつけて緊急事態条項改憲か」

今朝の朝日新聞には、「新型肺炎『緊急事態、改憲の実験台』自民内に意見」との見出しで、自民党内の新型肺炎拡大にからみ、憲法を改正して「緊急事態条項」を新設すべきだとの声が上がっていることが、報じられています。

28日の衆院予算委員会でも、安倍首相は「今後想定される巨大地震や津波等に迅速に対処する観点から憲法に緊急事態をどう位置付けられるかは大いに議論すべきものだ」と応じています。

ここにきて、安倍政権は自らの危機管理意識の欠如で、後手後手の対応をしておきながら、問題をすり替え、「憲法に緊急事態条項があればこんなことにはなっていない！」との大合唱をはじめなど、悪のりして緊急事態条項改憲をすすめるようとしています。

これは、2016年4月の熊本地震の際に、菅官房長官は「今回のような大規模災害が発生したような緊急時に、国民の安全を守るために国家や国民がどのような役割を果たすべきかを、憲法にどう位置づけるかは極めて重く大切な課題だ」と述べ、災害に悪のりして同様に緊急事態条項改憲

をおおっていました。

私は、2017年9月定例会で「熊本地震の際、政府はいわば屋外避難者に対して、屋内避難を指示したけれども、自治体職員の避難所の天井の危険性を察知して、屋内避難を止めさせた後で、本震によって天井が落下するという事態もあった。」ことを指摘し、災害対策を理由に政府に権力を集中する緊急事態条項には反対との論戦を当時の尾崎知事も繰り返してきました。

今回も、問題は政府の危機管理能力の問題であって、能力の低い政府が緊急事態条項を行使するほうが恐ろしいと思わざるをえないのが、率直な所です。

甚大な自然災害とか、感染症拡大とか国民の不安につけ込んで「憲法改正をして緊急事態条項を設ければ対応できる」とあおる自民党に対して、さすかの与党公明党も批判し始めたところです。

こんな姑息さに騙されることなく、軽率な改憲議論に付き合わないようにしましょう。

3月10日「新型コロナウイルス感染症にかこつけた『ショック・ドクトリン』に警戒を」

新型コロナウイルス感染症対策の中で、政権は新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、首相が「緊急事態宣言」を出せるようにする動きに、大きな反発が生まれています。

そこには、災害があるたびに「緊急事態条項」改憲が持ち上がり、今回も1月30日には、自民党伊吹文明元衆院議長が二階派の会合で「新型肺炎の緊急事態に対し、憲法に保障されている個人の移動の自由、勤労の自由、居住の自由をどう制限するか。改憲の大きな一つの実験台と考えた方がいい」とスピーチしていたことから、今回の特措法改正にその狙いが透けて見えるからではないでしょうか。

東日本大震災の年に、カナダ生まれのジャーナリスト、ナオミ・クライン著の「ショック・ドクトリン— 惨事便乗型資本主義の正体を暴く —」が出版されて、国内でも話題になりました。

もともとは、2007年に刊行されたものだが、「ショック・ドクトリン」とは、「惨事便乗型資本主義＝大惨事につけこんで実施される過激な市場原理主義改革」のことで、これまでのアメリカ政府とグローバル企業が9.11をはじめとした戦争や政変などの危機につけこんで、いかに人びとがショックと茫然自失から覚める前に過激な経済改革を強行してきたかということを描かれているものでした。

この本の刊行当時に、筆者のナオミ・クラインはインタビューに「(新自由主義、市場経済至上主義の代表的経済学者と言われる)ミルトン・フリードマンは市場至上主義を貫徹する最善の時期と方法は 大きなショックの直後だと説きます。経済の崩壊でも 天災でもテロでも 戦争でもいい。肝心なのはそのショックで社会全体の抵抗力が弱まる点です。人々が混乱して自分を見失った一瞬のすきをついて『経済のショック療法』が強引に行われます。国家の極端な改造を一気に全部やるのです。」と答えていました。

今回、「新型コロナウイルス感染症対策」のためなら、反対できないだろうとばかりに、緊急事態宣言のもと、国会内でもほとんどまともな審議もされないままに、「種苗法」改正案なども一気に成立させるなど、さまざまな思惑が働くような「ショック・ドクトリン」状態を許しては、ならないのではないかと。

3月11日「新型コロナウイルス感染症対応で3.11の風化を早めることのないよう」

本当なら、あの東日本大震災から10年目を迎えた3.11を前後して、ふるさとの被災地に帰ったり、被災地に学ぶために未災地から多くの方が訪ねたのではないかと思います。今年も新型コロナウイルス感染症がその「被災地の今」を目の当たりにすることを避けています。

亡くなられた方が1万5899人、行方不明者2529人、震災関連死3739人にのぼっています。

そして、未だ避難生活を送られている方4万7737人をはじめ、被災地の多くの方がふるさと

の復興を実感できていません。

そして、避難者の内65%を占める福島県民の多くが原発被災地の課題を抱え続けています。

今回の3.11は、新型コロナウイルス感染症対応で、あらゆる追悼行事などが規模縮小されるなどしていますが、いよいよ来年は10年目ということで、被災地を抜きに「節目」というレッテルをはって、風化させられてしまうのではないかと心配でなりません。

4年前にたずねた石巻の、「3.11 未来サポート（旧未来サポート石巻）」から、次のようなメールが届きました。

「過日は、震災学習プログラムにご参加いただき、誠にありがとうございました。日付が3月11日となり、あの東日本大震災から10年目を迎えました。新型コロナウイルスは皆様の生活にも多大な影響を及ぼしていることと思いますが、私たちも3月の語り部予約743名のうち678名（約91%）がキャンセルとなり、非常に厳しい状況のため、これまでお世話になった皆さまに、お願いのメールをさせていただきます。」という書き出しに始まって、本日の0時から24時間の間に、Yahoo!で「3.11」と検索することで、「3.11 未来サポート（旧未来サポート石巻）」を含む6団体に一人の検索につき10円が寄付されることとなっています。」

今、私達にできる日常の被災地支援、被災地とともに未災地で備えていきたいと思えます。

3月12日『緊急事態宣言』を手にする安倍政権の怖さ』

懸念していたことが、現実のものとなりました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、首相による「緊急事態宣言」を可能とする新型コロナを新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象に加える改正法案が昨日、衆院内閣委員会で可決されました。

しかも、その、審議時間はわずか3時間余りで、テレビ画面で特措法担当相の西村康稔氏が、繰り返す「できる限り丁寧に」「慎重に判断」の答弁に、この政権の常套句を信頼できるはずがないと思ったのは、私だけではないと思えます。

緊急事態宣言の前提となるのは、①国民の生命、健康に著しく重大な被害を与える恐れ②全国かつ急速な蔓延で国民生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れ——の2要件で、首相は2年を限度に期間を定め、原則的に都道府県ごとの区域を示して宣言するというものですが、これまでも、数の力で横暴を繰り返し、新型コロナウイルスへの対応をめぐる専門家意見も聴かず、唐突にイベントの自粛や全国一斉休校を打ち出し、首相は詳しく説明することもせず、現場に混乱を招いてきた政権の緊急事態宣言を不安視するのは当然です。

3月18日「新型コロナウイルス感染症対策をスピーディーにもれなく、切れ目なく」

昨日の県議会2月定例会本会議では、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応する補正予算案の質疑が行われました。

県民の会からは、特に迅速で抜かりのない情報提供と物資の提供を求めました。

幅広い事業者がスピーディーに制度融資を利用できるように、県内に支店が多い民間金融機関で融資を受けられる態勢を整え、商工会議所は巡回指導で現場に出向いての相談も受けとりくみをしていくこととなっています。

休業などによって一時的に資金が必要となる緊急貸しつけについては、市町村や社協など通じて周知するとともに、コンビニやスーパーなどでのチラシによる周知を広く行っていくこととなっています。

また、医療機関での防護具のストックや不足を補充する取り組みなどについても質す中で、21万枚を137機関を優先配布として、順次配布することとなっています。

これまでの常任委員会でも求めてきた感染リスクの高い高齢者の利用施設である介護施設などの

不足状況も3月13日時点でマスクの在庫がないとした施設が約16%の221事業者、1ヶ月以内に在庫がなくなるのは約40%552事業所と見込まれていることも明らかになりました。

しかし、市場購入が見込めない中、現在保存している自治体などで融通をつけるなどしていきたいとのことですが、今後はできるだけ早期に購入して現物で支給していかれるようです。

いずれにしても、「苦しんでいる県民・事業者に対してありとあらゆる対策を総動員して、難局を乗り切っていく」との知事の決意を具体化して頂くよう補正予算の委員会では全会一致の可決をしたところです。

また、昨日の議会運営委員会で「新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会」の設置方針が決められ、会派からそのメンバーとして参加することとなりました。

感染拡大の影響や軽減策などについて、関係団体や執行部などからの聞き取りも行う中、国への要望活動も検討することとなります。

引き続き、頑張っていきたいと思います。

1.2 議会のあり方の調査研究について

(1) 議会改革について

6月7日「議会改革の検討が次回から」

議会運営委員会で、4月26日付で県民の会と共産党会派で申し入れた項目の中で、下記の項目について説明をさせていただきました。

1 議会基本条例に基づく具体化にあたっては

イ 委員会審議の中継を行うこと。

ロ 親子連れでも傍聴しやすいように議場に傍聴用の親子ブースを設置するなど、県民に開かれた議会に向け取り組むこと。

2 費用弁償については、定額支給をやめ、実費相当分の支給とすること。

3 子育て世代の議員活動を保障するため、制度の検討を始めること。

今後は、議会運営委員会で、随時検討していくこととなりますが、まずは、28日の6月定例会閉会後に、検討することとなりました。

今日、議会事務局から提出された資料では、それぞれの項目の実施率は次の通りとなっていました。

「常任委員会のネット中継25.5%」、「親子傍聴席実施率10.6%」「託児サービス14.9%」、「距離等による定額費用弁償（本県など）27.7%」「定額+交通費実費費用弁償40.4%」「実費費用弁償27.7%」「支給なし4.3%」、「会議規則上の欠席規定の公務・疾病・出産以外の理由」として「育児6.4%」「看護介護12.8%」「弔事葬儀6.4%」「出産補助10.6%」ということで、今回は、さらに詳細な情報を提供しての検討になります。

先進的な議会では、より議会の公開の環境と子育て世代の議員活動の環境整備、さらに議員が有権者から信頼されるための費用弁償のあり方となっていることが分かります。

高知県議会も、県民のためにも改革後進県とならないようしっかりと議論していくこととします。

6月28日「今回こそは議会改革の結果を」

定例会閉会後の議会運営委員会で、私たち「県民の会」と共産党県議団の2会派で申し入れていた常任委員会のインターネット中継や、交通費などとして定額支給している「費用弁償」の実費支給化などを求めた議会改革に関する協議を行いました。

前回、全国の都道府県の状況が一覧表で提出されていましたが、今回は、議会事務局から、その具体的内容が報告されました。

常任委員会のネット中継は、この4年間で2都県での取り組みが始まり、12都府県で既に導入されています。

また、6県では親子傍聴席が設置されるなど有権者のあらゆる傍聴機会を増やすことに取り組まれています。

費用弁償を実費支給している議会は13県で、前回議会改革を協議した4年前と比べ香川、徳島など4県が増え、2都府県では支給なしとなっております。

さらに、定額部分が本県より低額なものが19道府県となっており、本県と同様または同程度以上の定額支給形態を取っているのは12県に止まっていることから、早急な見直しをしなければ、さらに議員優遇の誹りを免れない状況になるのではないかと思います。

9月13日「当たり前の『議会改革』へ、皆さんの後押しを」

県議会議会運営委員会では、議会改革について協議がされました。

県民の会や共産党会派から提起していた交通費などとして定額支給している「費用弁償」の実費支給化や常任委員会のインターネット中継などについて、議論をしてきました。

これまで同様、常任委員会のインターネット中継では自民党会派や公明党会派が慎重姿勢を崩さず、時間的な公平性や、執行部の答弁が慎重になるとか、パフォーマンスに傾斜するなど、相変わらず慎重姿勢の理由をあげつらうことに終始していました。

県民の傍聴機会の保障という面では、常任委員会のネット中継は、12都府県で既に導入されています。

また、傍聴機会の保障のため、議会傍聴における託児サービスについては、実施県でも実績が少ないからとの慎重姿勢の会派もあるなか、「前向きに検討する」なかで具体的な方法が検討されていきそうです。

長年の懸案課題の費用弁償を実費支給している議会は13県で、前回議会改革を協議した4年前と比べ香川、徳島など4県が増え、2都府県では支給なしとなっております。

さらに、定額部分が本県より低額なものが19道府県となっており、本県と同様または同程度以上の定額支給形態を取っているのは12県に止まっていることから、早急な見直しをしなければ、さらに議員優遇の誹りを免れない状況になるのではないかと思います。

そして、私が求めていた本県の定額支給の実績額と実費支給に近い普通旅費計算で比較した表が提出されたのですが、これでは年間で年間で約1,100万円削減が可能となります。

10月11日「定例会閉会後も議会改革議論」

定例会閉会後、議会改革について議論をしている議会運営委員会では、月曜日や休日の翌日には、答弁を準備するために前日に休日出勤していた執行部や職員の負担軽減を図るため、一般質問を今後行わないことを申し合わせました。

県総務部によると、今年3月の県議会で月曜日の一般質問があった際、前後の日曜日の出勤と比べ100人ほど多く、答弁の準備が理由と考えられるとのことで、休日出勤が把握しにくい管理職を含めると、実数はさらに多いとみられるとのことです。

議会として、協力できることはさせていただくとして、抜本的な働き方改革、長時間労働の解消についての取り組みは引き続き、求めていきたいと思えます。

また、懸案の常任委員会のインターネット中継と費用弁償の見直しは継続協議とし、親子連れが傍聴しやすい託児サービスのあり方については今後具体的な検討に入ることとなりました。

それにしても、常任委員会のインターネット中継は、これまでの実施しないための理屈を並べる

だけで、常任委員会全体の改革議論なら継続してもよいが、インターネット中継についての議論は今回は、終わりかのような議論には納得できず、さらに継続した議論を求めました。

また、費用弁償については、自民党が定額の見直しを言い、公明党は定額5000円に交通費実費を加算することを述べていたが、公明党案では、高知市内では増額になるなど、とにかく定額支給にこだわる考え方の会派の主張には、納得がいくものではありません。

13年前に県議会では、「滞在手当」を「費用弁償」として3000円減額して、現行としているが、この13年間で他の都道府県議会をはじめとした四囲の状況も変化している中、抜本的な見直しをしなければ、県民から大きな批判を浴びることになるのではないかと思います。

12月27日「残念な委員会ネット中継見送りの議会改革」

昨日、県議会12月定例会は、2019年度一般会計補正予算案のうち、県立高校で行う基礎学力把握検査の委託料823万円の債務負担を削除する修正案が提出されたものの少数否決の後、執行部提出の30議案が全会一致で可決、承認されました。

また、浜田知事が追加提出した岩城孝章副知事の再任同意議案に全会一致で同意しました。

意見書議案では、本県上空での米軍機による超低空飛行訓練の中止を求める意見書など4件が全会一致で可決されたものの、首相主催の「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書案は、提出した県民の会と共産党のみの賛成少数で、残念ながら否決されました。

閉会后、午後一時から行われた議会運営委員会では、継続していた議会改革を協議し、交通費などとして定額支給している「費用弁償」について、私たち県民の会と共産党が求めていた完全実費化を見送り、自民党が一部を実費化して費用を約3割減額する案を提示してきました。

自民、公明は相変わらずの理屈である「準備や連絡調整の費用も含まれる」「交通費の意味合いだけではない」などと定額分の必要性を主張しながら、「全国的に見ても本県は割高だ」として、定額分を4千円とし、県の旅費規程に基づく実費相当分として1人当たり29円を加算する案を示し、やりとりの中で定額部分のさらなる減額も検討する余地があることも示しました。

私たち県民の会では、共産党とともに、いったん持ち帰り、次回定例会までに会派で検討することとしました。

一方、常任委員会のインターネット中継の導入は、あいかわらず自民、公明が見送りを主張し、残念ながら今回も実現しませんでした。

しかし、今後は、四囲の変化が大きき場合に、随時これらについても検討することとなりましたので、あきらめることなく全国的な状況や県民の声に耳を傾けていきたいと思えます。

また、今年度議会運営委員会で協議してきた費用弁償の完全実費支給への見直しについて、自民・公明などの反対で合意できませんでした。

その上で、定額部分は必要としながら、定額部分の減額を自民党から提案されたものの、定額部分を残すことで、課題が残ることや、このことで固定化されることを懸念し、あくまでも完全実費支給を求めていきたいと思えます。

すでに費用弁償の実費支給・支給ゼロが15都府県に及んでいるのですから、さらに全国的にも広がっていくことに注視しながら、取り組みを継続していきたいと思えます。

(2) 議会の災害対応について

5月7日「議会の災害時対応もさらに備えて」

昨日の朝日新聞一面に「議会の災害対策 道半ば 自治体700超マニュアル定めず」との見出し記事がありました。

早稲田大学マニフェスト研究所が、全地方議会（1788自治体）を対象に調査したもので、47都道府県と1398市区町村（回収率81%）から回答を得て、「定めていない」と答えた議会は回答全体の52%にあたる745。で、「定めている」は48%の697議会だったといえます。

都道府県別で策定済みと回答した議会が5割以上だったのは23都府県で、本県は5割以下ということになっていました。

記事では、「東日本大震災で機運が高まった議会の災害対策だが、道半ばの様子が浮き彫りになった。」とされていますが、私たちが議会運営委員会で、視察を重ね、「地震等発生時の議会活動指針（議員編）」を作成したものです。

また、2015年7月定例会閉会日に、今や高知市の地区防災計画の師匠とも言うべき東京都板橋区議会事務局長で、福祉部長兼危機管理担当部長なども歴任されていた跡見学園女子大学の鍵屋一先生から「地震発災直後の県議会・議員の役割及び市町村とのかかわり方」についてのお話を聞いたり、「議会活動指針（議員編）の説明及び安否確認システムの訓練」なども行いました。

それ以降、「安否確認システムの訓練」だけは、年間3回ほど、また、議場を使用しての訓練は任期中に1回しか実施されていません。

さらに実践的な訓練を重ねて、本当の意味で備えていく必要があると思います。

1.3 その他

6月11日「県立大図書館、内向き姿勢脱却の本気度を注視」

出先機関調査で訪問した高知県立大では、野嶋学長から、約3万8千冊に及ぶ本を焼却するなどして廃棄した県立大学永国寺図書館図書除却問題に関する概要及び改革に向けての取り組みの報告を受けました。

冒頭に、「今回の問題では県民の皆様にご迷惑ご心配をかけて申し訳ない。猛省の上に立って取り組みを進めている。焼却処分をした事を反省し、内向きの姿勢だったことを改める考えである。」などの陳謝がありました。

外部の検証委員会が年末に「猛省を促す」報告書を大学に提出してから、まもなく半年を迎えますが、現状を次のように報告しました。

【改革が必要とされる指摘事項への対応】

- ①大学図書館理念の明確化について
- ②図書館の管理運営体制の強化について
- ③関連規定や規則等の見直しについて
- ④選書及び除籍に関する基準の明確化と適正な運用について
- ⑤除籍図書の学内外での再活用について
- ⑥組織運営と意思決定のあり方の改善について（大学全体の組織マネジメント）などの対応をされてきた中で、今後は次の取り組みを行うこととしています。
 - ①「大学図書館理念の明確化」においては、「コレクションマネジメント方針」の策定と大学図書館理念の全体を通じた一貫性などの再検証を行う。
 - ④「選書及び除籍に関する基準の明確化と適正な運用について」は、選書の基準である「コレクションマネジメント方針」を策定し、同方針に基づく図書の収集と定期的な整理・除籍の計画策定を図る。
 - ⑤「除籍図書の学内外での再活用について」は、「県立大学・短期大学図書館資料の除籍及び処分に関する要領」に基づき、具体的に再活用する方法の詳細を確定し、計画に沿って円滑に運用を開

始できるよう作業を進めていく。また、県内図書館との連携による除籍図書の再活用の仕組みを構築することを目指し、高知県図書館協会などをつうじた連携を構築していく。ことなどが、報告されました。

この中でも、最も柱になると思われる「コレクションマネジメント」の策定については、県立大学総合情報センター・図書館改革委員会で行っているが、学外の特別委員についても資料提供しながら、全学教員の意見や工科大図書館長の意見も聞いて今年度中を目途に策定を目指すとの事でした。

私の方からは、いずれにしても内向き姿勢からの脱却を言うのであれば、その策定過程についても途中で明らかにしながら、節目には議会にも報告をしていくべきであるとの指摘をし、学校側もそのことについては報告をしていくとの考えを示しました。

昨日から高知新聞では、「続・灰まで焼け」の連載が始まったが、どれだけ県立大学が、「猛省」を踏まえ、自らをどう検証し、どのようにして信頼回復をめざし、「内向き姿勢からの脱却」で「県民大学」を目指しているのかが問われる作業をしっかりと重ねられるか、注視していきたいと思えます。

その後、機会ある毎に、議会質問などで、県立大学の姿勢を糺してきました。

6月23日「メディアと巨大広告代理店の関係を見極め、国民投票を操作させない闘いを」

平和憲法ネットワーク高知定期総会の際の記念講演「国民投票の問題点と護憲派勝利のための戦略とは？憲法改悪阻止に、今私たちが動くべきこと」の講師を務めて頂いたノンフィクション作家本間龍さんは元博報堂に勤務していて広告業界のウラの裏を知り尽くしているだけに、巨大広告代理店電通によって操作される憲法改正国民投票がいかなるものか極めて興味深くお話をいただきました。



最初に原発プロパガンダと国民投票法における広告戦略の底流を流れているものは、共通している事について述べられました。

なぜ、あのような危険な原発が海岸線に54基もあったのか。7割が原発を安全と思っていたのは原発推進報道によるものである。

原発広告が多い地方紙ほど原発礼賛記事が多かったことを、本間さんが国会図書館などで調べたデータから明らかになった。

最も、そのような広告や記事が多かったのは福島民報と福島民友であったと言うことでした。

これと同じ流れが、国民投票にもあると言うことを知っておかなければなりません。

この国の国民投票法は極めて自由度が高い設計となっており、「投票運動期間が長く」「寄付金額にも上限がなく、届け出義務もない」さらには「広告規制がほぼない」と言う状況で金と組織を持つ勢力が、広告を無尽蔵に打てるという圧倒的に有利な制度になっているものです。

広告は誰に対して打つのか。それは、改憲派でもなく護憲派でもない無党派また意見未決定層をターゲットにして、広告を打つのである。

メディアを統制できるのは、巨大広告代理店でありその圧倒的ナンバーワン企業の電通（売り上げ5兆2千億円）が自民党などの改憲勢力とつながって、広告戦略を練っているのである。

民放全局が広告枠販売を電通に頼り切っている中で、巨額の広告費が報道を歪める可能性などを語りたくないし、広告費が国民投票を歪める可能性などについて言及したくないという事からもこのような問題は大きく報道される事は無いのである。

現状の改憲派と護憲派の宣伝戦略の差は、B29に竹槍で対抗しようとするレベルのものである

と言われるが、圧倒的な資金量の差を是正するためにも法改正によって「総広告費の上限を設定する」「テレビCM規制を実施する」「寄付金の上限を設け、内容報告義務の設定をする」など不公平を是正するメディア規制をかけることが可能となる取り組みと並行して、一刻も早く「護憲派の中心（アイコン）を決めること」、「直ちにメディア広告戦略構築を始めること」「メディア戦略実行のための試験計画に着手すること」などが提起されました。

そのための取り組みを中央段階で、進めてもらうよう、地方からも声を挙げていくことが必要になっていることなどを強調されました。

8月14日「名ばかり『復興五輪』の政治利用を許さない」

一年後に控えた東京オリンピックでは、その異常な暑さに選手たちからも時間帯やコースの変更を求める声が挙げられています。

さらには、東京・お台場海浜公園で行われた水泳競技「オープンウォーター」のテスト大会では、参加選手から高水温や悪臭に対する不満の声が相次ぐ散々な結果となっています。

ほとんど毎日のように環境省が「熱中症の危険性が高く、運動は原則中止」という暑さ指数が公表される時期に、よりによって行われること自体が、アスリート・ファーストのオリンピックでないことも明らかになっています。

そんな中で、手にした岩波ブックレット『やっぱりいらぬ東京オリンピック』（小笠原博毅、山本敦久著）では、オリンピックのもたらす弊害が明らかにされています。

もう決まったことを何をいまさらほじくり返すのかと言われそうだが、それでも東京招致の際から、福島原発事故によって放射性物質が海に、山に、街に洩れ続けていたにもかかわらず、「アンダーコントロール」などと虚言を吐いてまで、招致したときから「ありえない『復興』オリンピック」と批判され続けられてきた代物です。

それをなきものにしてはいけないうし、今ほど政治利用があからさまにされつつあるとき、改めて見つめ直す意味でも、このブックレットを手にしてみる必要はあるのではないかと思ったりします。

詳細ご報告はできませんが、本書で五輪批判の論点となるのは、「復興五輪を掲げることの欺瞞と経済効果への疑義」「参加と感動をうたうことによる権力の作動」「暴力とコンプライアンスの関係をめぐるオリンピックの支配」「言論の自主統制と社会のコントロール」の4点だとまとめられている方もいらっしゃると思いますが、加えて「政治利用」ということに尽きるのだらうと思います。

時間のない方は、何よりも「復興五輪」などと言わせないためにも第一章だけでも読んで欲しいと思います。

ありえない官邸での小泉・滝川の婚約会見さえが、あの「お・も・て・な・し」ポーズを思い出させ、この結婚がオリンピックに利用されることになるのだらうと思わざるをえません。

2020年、東京オリンピック成功に向けて、あらゆる異論が封じられ、憲法改正への道筋とともに進むことを看過してはならないと思わざるをえません。

8月23日「高知南郵便局の集配廃止は『会社の経営判断』」

高知南郵便局の集配廃止については、地域の皆さんの疑問が大きく、説明を求めていたことから、今日午前中、日本郵便四国支社によって「高知南郵便局の集配機能移転に関する説明会」が開催されました。

長浜や瀬戸、横浜など市南部の約1万2千世帯を管轄している高知南郵便局が9月23日で小包などの集配業務をやめ、高知中央郵便局に集約するというもので、廃止後は、土日祝でも受け付けていた小包などを預かる窓口がなくなり、住民はほかの集配局に持って行く必要が生じることとなります。

説明会では、郵便物の減少は今後も引き続く一方、荷物市場は拡大する中、ユニバーサルサービ

スの維持は日本郵便の使命であり、住民にとってはインフラであると考えており、これをどう維持するかということであるとのことだが、サービスを縮小して維持していくことが、住民のためなのか、日本郵便四国支社はよくよく考えてみる必要があるのではないかと。

今回のような参加したくとも困難な日程や場所で説明会を開催するのではなく、地元説明会を求める参加者に対して、質問に答える形で、「周知が第一だと考えている。」ということで、「やるとは言えないが、持ち帰る。」との返事に止まっていました。

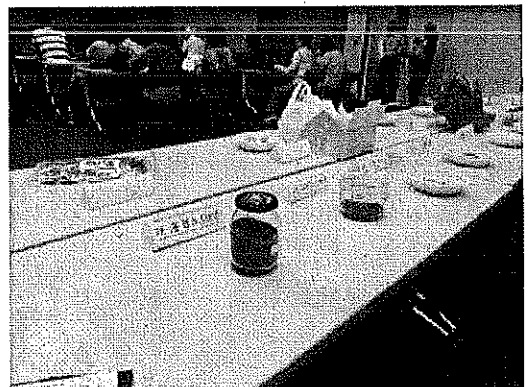
とにかく、9月23日からの実施についても「会社の経営判断として実施するという考えである。」として、再考する姿勢は伺えず、配布された資料もわずかA4用紙2頁で、とにかく説明会は開いたとのアリバイづくりのように感じられる説明会でした。

住民にとってはサービス後退になり、郵便配達職員の過重労働を強いる今回の高知南郵便局の集配廃止合理化を、このたった一回の説明会で、強行させることは禍根を残すのではないかとおぼろげに思われます。

1月4日「土佐伝統食研究会が高新大賞に」

1月4日付高知新聞で「高新大賞に土佐伝統食研究会」の大きな記事が目に入りました。

地域の文化や福祉、教育に貢献した個人や団体に贈られる第27回高新大賞に、県内で受け継がれてきた伝統的な食材とその食べ方を“発掘”し、次世代に伝えていく活動が高く評価されたということで「土佐伝統食研究会」（会長＝松崎淳子・高知県立大学名誉教授）が選ばれたようです。



同研究会は2003年、松崎会長の呼び掛けで、元県職員や松崎会長の教え子ら12人で発足し、県内の生活改善グループや農漁協女性部などに協力してもらい、地域ごとの伝統食を把握して整理し、「土佐の食卓 伝えたいおふくろの味ママの味」を07年に出版もされています。

思い起こせば、14年、15年とには、松崎先生のお声かけで、環境・防災系コンサルタントの秦好子さん「震災時も平常時も伝統食で命はぐくむ」と題した講演を聴かせて頂き、東日本大震災では、米など主食の配給が多かった一方で、タンパク質不足、食物繊維やビタミン・ミネラル不足により、避難所の多くで健康被害が起きるなどの健康面での二次災害を防止し、助かった命を被災生活の中でつないでいくためにも「食」の問題は、極めて重要であることを説かれていましたが、まさにその通りだと思ったことでした。

特に、土佐で入手できる素材は、被災生活の中で明らかになった食のニーズに応えられるものが多いことを指摘されていました。

「口腔衛生のために、硬いものが欲しい⇒ 鯉節、昆布、竹の子、山菜など」「甘くないものが欲しい⇒果実酢、生姜等」「繊維の有る物が欲しい⇒イモ類、野菜等」「ビタミン・ミネラルが必要⇒果実、野菜」「タンパク質が欲しい⇒魚、大豆など豆類」「長期間飽きない食が欲しい⇒醤油、味噌」などがあり、行き着くところは伝統食お惣菜であるとして、保存性に優れた土佐の伝統食を紹介されていました。

伝承されているお惣菜（土佐伝統食研究会提供）として、「キュウリ・ゴーヤの佃煮」「きゅうり・様々な野菜のピクルス」「切り干し大根の梅ジュース煮」「鯉節のデンプ」「牛肉のしぐれ煮」「にんじんサラダ」「人参と刻み昆布の炒り煮」「干し芋」「キンカン甘露煮」「切り干し大根の酢漬け」「めいちのからし煮」「生妻の老梅煮」「昆布の佃煮」「ゆかりのふりかけ」「一口大のおにぎり」などあげれば切りがないようです。

土佐の食材と技を見直して、地元の伝統食の再確認をし、災害時の食の文化を考え、非常食から

日常食の備えと供給が求められてくると言うお話は、土佐の防災文化を考えることにもつながるのではと考えさせられます。

1月27日「新知事と県政要望について意見交換」



県議会「県民の会」では、昨年暮れに提出した県政要望に対する浜田新知事との意見交換をさせていただきました。

予定された時間が30分と大変短く、十分なやりとりとはなりませんでしたが、新知事から私たちの要望に対する若干のコメントがいただきました。

要望課題としては、経済の活性化の課題として、森林林業政策やいわゆる主要農作物種子条例の制定や外国人労働者対策、漁業振興対策等。

日本一の健康長寿県づくりの課題では、引きこもり支援や様々な生きづらさの複合的な課題に対して一元的にワンスト

ップで対応できる「断らない相談」支援体制の整備、子育て支援等。

南海トラフ地震対策については、要配慮者支援対策の拡充・加速化、生活を立ち上げる局面の拡充、避難所・避難ビルへの物資提供、非木造集合住宅の耐震化の必要性等。

中山間対策では、限界集落等の実態調査の実施、消滅地域防止に向けた取り組みの一環としての地域運営組織の構築、そして部落差別解消推進法の具体化や、職員の働き方改革などの課題を申し入れてあります。

基本的には、これらの課題に意を用いながら今後の予算査定にどのように反映するかが検討されていきます。

私の方からは、特に避難行動要支援者等の支援対策の拡充・加速化について、個別計画の策定と避難環境の整備の支援を図ること、その際に福祉関係のマンパワーを個別計画策定者の支援者とする仕組みを各市町村で作れるように支援することについて改めて申し入れ、「難易度が高くて手こまねいてはいけないこと。そして、福祉関係の方々の協力をいただくようなことも検討し、要配慮者が途方に暮れることのないような避難環境の困難さを緩和していく取り組みなどを行っていく」ことなどについての考え方も示して頂きました。

今後は2月定例会の代表質問で、それぞれの課題を詰めていきたいと考えています。

2月17日「種子法廃止後の種子条例制定の動き全国で」

13日に「こうち食と農をまもる連絡会」の第3回学習会「大丈夫？ こうちの農作物 たいせつなタネのおはなし『種子法廃止後の状況と課題—高知県の事例を中心に—』」に出席し、高知大学人文社会科学部岩佐和幸教授のお話を聞かせていただきました。

2018年、米・麦・大豆などのタネを大切にまもり育ててきた「種子法」が国会でほとんど議論されないままに、廃止されました。

さらには、種苗法の改正も企図されている中、農作物をとりまく状況がこの数年で大きく変えられようとしており、私たちの食生活を支えてくれている米や野菜などがこれからどうなるのかなどについて次のような項目の順序で分かりやすく、提起していただきました。

種子法の制定と役割、種子法の枠組みと種子生産、種苗法の制定と変遷、そして安倍政権によって強行された種子法廃止法とアベノミクスの農政税についてなどの話に始まって、種子法廃止がもたらす懸念、種子法廃止のもたらす問題とアグリビジネスのコメ種子事業の現段階における農家の実態、「公から民へのシフト」と予想される懸念が提起されました。

そして、種子法廃止によって都道府県の役割がどのように変化し、高知県がどのように対応して

きているのか、全国では住民・地域から種子法再建の動きとして種子条例の制定を求める取り組みなどが強化されていることも報告されました。

非常に豊富な情報量に基づいたお話に、改めて高知でも「要綱を定めているから、条例までは」という姿勢を変えさせていかなければと痛感させられました。

3月26日「安倍政権の轍を踏まず、自治体公文書の管理は適正に」

今の安倍政権ほど公文書を軽々に恣意的に扱う政権はないと言っても過言ではありません。

これまでの代表的なものだけでも以下のようなことがありました。

1つは、内閣法制局の集団的自衛権行使に関する「想定問答集」を行政文書ではないとして開示請求を拒否したこと。

2つに、陸自PKO派遣部隊の日報は、公開請求に対して保存期間が1年未満のため廃棄したとし、不開示決定をしていたこと。

3つに、財務省の森友学園との売買契約に関する交渉記録を保存期間1年未満の軽微な文書であり廃棄したと答弁。

4つに、加計学園の獣医学部新設に関する文科省文書を「怪文書」扱いしていたが文科省の再調査で保存されていたことが判明したが、これに対する内閣府の文書は不存在とした。

さらに、極めつけは「桜を見る会の招待者名簿」のシュレッダー廃棄です。

これらのことから安倍政権における公文書は改竄・廃棄は当たり前というレッテルが貼られてしまうと言う情けなさです。

そして、先週週刊文春が報じた森友事件で自死に追い込まれた近畿財務局の赤木さんの手記が公開されたことによる森友事件の再調査での鍵となる決裁文書改竄の経緯を克明に記したファイルの存在が改めて「公文書」管理のあり方を考えさせられることになると思います。

政府の公文書管理委員会委員を2018年までつとめられた三宅弘弁護士は「国民が『たかが名簿』の話と考へ、権利を主張しなければ、健全な民主主義（公文書管理法1条）は育たない。」とされているが、高知県においても公文書の存在意義が改めて問われる公文書館が4月1日に開館します。

憲法92条の「地方自治の本旨」が要請する住民自治の原則に立ち返り、「現在及び将来の住民が利用できるもの」として公文書を管理する時代にふさわしい公文書館となるよう県民で育てていきたいものです。